平成26年度

バリアフリー推進 ワークショップ

平成27年3月



目 次

第	11回	平成 26 年 4	月 30 日(水)							
	テー	マ:歩行器、車に	いす等に使用す	る人の車両	両内の安全	確保とバリ	アフリー化	くについ	て・・・	•• 1
第	12 回	平成 26 年 6	月3日(火)							
	テー	マ:障害者にとっ	って差別のない。	、平等で、何	住みやすい	社会づくり	に向けて	• • • • • •	• • • • •	• 15
第	13 回	平成 26 年 6	月 19 日(木)							
		マ:高次脳機能		交通機関の	の利用につい	,\7	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	• 25
第	14 回	平成 26 年 7	月 25 日(金)							
	テー	マ:障害者権利	条約と情報アク	フセシビリテ	' 1 · · · · · ·	•••••	• • • • • • •	• • • • •	• • • • •	• 51
第	15 回	平成 26 年 10	0月16日(木)						
	テー	マ:交通政策基	本法と地域の私	多動手段の	確保につい	١٣٠٠٠٠٠	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	• 63
第	16回	平成 26 年 1	1月6日(木)							
	テー	マ:ロンドンにお	けるオリンピック	7・パラリン	ピックの交i	通に関する	調査報告	会 …	• • • • •	• 87
第	17 回	平成 26 年 1	1月11日(火)in 大阪						
	テー	マ:発達障害者	を知る!~当事	事者研究と	コミュニケー	・ション支援	の最前線	\~···	• • • • •	119
第	18 回	平成 26 年 1	2月12日(金)						
	テー	マ:子育てにやる	いまちを考え	とるイベント	~フォーラ』	ム&ベビー	力一体験会	숲~ …	• • • • •	143
第	19 回	平成 27 年 1	月 15 日(木)							
	テー	マ:ロンドン大学	発 高齢者、障	害者のモ	ビリティ、アケ	クセシビリラ	ティ研究・	• • • • •	• • • • •	145
第	20 回	平成 27 年 3	月6日(金)							
	テー	マ:福祉機器か	らの展開 ~重	こいすからバ	パーソナルモ	ビリティ~	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	171

<テーマ:歩行器、車いす等を使用する人の車両内の 安全確保とバリアフリー化について>

1 概 要

1.1 日 時: 平成 26 年 4 月 30 日 (水) 18:00~20:10

1.2 場 所:TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンス 7D

1.3 講師:藤井直人氏(神奈川県立保健福祉大学 非常勤講師)

亀野敏志氏(日進医療機器株式会社)

1.4 参加者:38名

1.5 講演概要:

近年、交通バリアフリー化の進展により公共交通機関における高齢の歩行車利用者やベビーカー利用者などの車いす以外の車輪のある用具を使う利用者層が増加しています。そこで、新たな公共交通の利用者である歩行車の特徴、利用時の課題や問題点についてお話いただきました。また、対応の難しいバス車内の車椅子固定の課題、車椅子や車椅子ユーザー側での対応・対策と今後の方向性についてお話いただきました。

藤井氏からは、①歩行車の特徴、②海外における歩行車利用者の公共交通機関の利用実態、③国内における公共交通利用時の問題点等について話題提供がありました。①では、歩行車とシルバーカー(歩行補助車)の違いや、歩行車の利用状況について解説されました。②では、海外事例としてスウェーデンのフレックスルートでの歩行車の利用状況が紹介され、「当初、歩行車の利用は恥である」という認識があったが、克服したことで高齢者の日常生活における生活の質の改善が図られたそうです。③では、バスや鉄道などの公共交通利用時における問題点を、歩行車利用者の同行調査の結果から、バスは乗降時の段差、着座しているときの歩行車の置き場、鉄道は改札口の幅、トイレ利用時や着座している時の歩行車の置き場、乗降の際のスロープ板の必要性の有無などが指摘されました。また、歩行車利用者、交通事業者への教育などのソフト面の対策も必要であると結びました。

次に亀野氏からは、車椅子メーカーの現状とバス車内の固定について話題提供がありました。車椅子は目的と手段を基本とした個人に合わせた設計となっていること、また時代ニーズや児童用、障害対応、高齢者用、電動・手動などの市場動向区分によっても大きな違いがあることが解説されました。さらに、今後はアシスト式電動車いすの増加が見込まれているためと指摘。一方、バス車内の固定は様々な型式が提案されているが

どれも一長一短があり、今後の車椅子メーカーの課題は、すべてのバス乗務員が簡単に 固定箇所のわかるような車椅子の設計や工夫、多種多様な車椅子に対応した安全な固定 のパターン化、搭乗者が車椅子から落ちないような工夫等が必要であると指摘されまし た。

なお、補足として藤井氏から、バス車両の固定における3点固定の有無、輪留めの有無、ベルトの有無などの分類による旋回や急停車の際の車椅子と搭乗者の挙動結果が示されるとともに、海外で商品化された固定装置やヘッドレスト付きの車椅子などの紹介がありました。

1.6 質疑応答

- 質問者1:固定については、固定したくない当事者と固定して安全を確保したい事業者で 乖離があると思う。固定は本当に安全なのか疑問である、車両においては固定装 置以外の方法があるのではないか。また、固定を前提に考えるのであれば、バス だけでなく電車などでも転倒等の危険があるため、固定が必要なのではないか。 特に車椅子はブレーキが弱すぎるため、移動してしまうことがある。さらに乗務 員への教育訓練や車椅子側での対策、例えば自動車でいうサイドブレーキのよう なものがあるのではないか。
- 講師(藤井氏): 3点固定とベルトであれば、40キロ走行(路線バスを想定)で急ブレーキをかけても安全性は実験により証明されている。
- 質問者 1: 現実的には、30 秒以内で固定できなければ意味がないのではないか。海外では お互いのために乗客が協力することが多いが、日本ではそのあたりが遅れている と思う。
- 質問者 2: 実際、現場では車椅子使用者に固定についての意向を聞くが、固定しないことを望む方が多いのは事実。しかし、安全確保のため、手すりに補助ベルトで固定するが、安全上問題はないように思う。
- 質問者3:車両メーカー側として、フックをかける場所が明確になるように色づけ等をしていただきたい。また、取り付け角度も水平ではなく、なるべく高い位置で、斜めに止められるような工夫があるとよい。さらに、車椅子と搭乗者の固定については、どちらか一方だけでは危険もあるので、自己責任で選択するようにすべきだと思う。
- 講師(亀野氏): 車椅子のフックの設置については、軽量化やデザイン等との兼ね合いを 現在研究している。また、車椅子自身のシートベルトは、抑制帯という観点から 様々な経緯があって車椅子メーカーだけの問題ではなくなっている。また、7G

対応車椅子については、JISの規定に車椅子と乗り物とのマッチングを入れるよう提案している。しかし、日本では100kg までの耐荷重であるため、7G対応を製作するのは難しい。なお、20G対応車椅子は存在しているが、特別な仕様であるためほとんど使用していない。さらにブレーキの問題は、基本的にはタイヤと床(接地面)との摩擦の問題であり、タイヤを固定しても動いてしまうことはあるので、新たな方法を研究している。

- 質問者 4: バスが停留所に正着できるよう、乗務員を訓練した方がいいのではないか。また、正着できる構造の縁石があるということだが、どのようなものなのか。
- 講師 (藤井氏): タイヤが縁石に接触しても大丈夫なように、縁石と車道の境界がなだら かなカーブ状になっている構造で、バスが寄せやすい。
- 質問者 5:乗務員は正着の訓練を行うが、路上駐車等の道路環境によっては正着できない こともある。
- 質問者 6: 車椅子使用者の車内での安全確保の方法として、そろそろ固定から脱却して考えていくべきではないか。
- 質問者 7:車椅子を開発する場合や固定方法を検討する場合、当事者や交通事業者、車両 メーカーなどが一同に会した議論の場はあるのか。
- 講師(亀野氏): 現在、車椅子の開発は半年サイクルで行われているが、他の機関との議論をすることはない。また、車椅子の固定として、介助がある場合はベビーカーと同等でもいいのではないか。ただし、車椅子による2次被害をどのように考えるかが問題である。
- 講師 (藤井氏): 海外などの車椅子メーカーでは、固定に関してマニュアルが存在しているので、今後の参考になるのではないか。

2 配布資料

次のとおり。

歩行器、車いす等を使用する人の車両内の安全確保とバリアフリー化について

歩行車利用者の外出と公共交通 利用上の問題

神奈川県立保健福祉大学 非常勤講師

藤井恒,





歩行補助車の分類













四輪步行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

介護保険における歩行器の規定

交互型步行器

步行車

② 四脚を有するものにあって は、上肢で保持して移動させる ことが可能なもの

① 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの

資料:財団法人テクノエイド協会 福祉用具シリーズ vol. 12

グリップタイプ

主要な福祉用具の数量【参考値】 2009年度 表-2

					年度	年度別数量(参考値)	考値)				
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
C	2,303	2,317	2,228	2,435	2,996	3,404	3,783	4,246	4,540	4,691	5019
7 20	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)	(百万枚)
17 1 11 11 17 7	343	309	343	355	362	351	345	338	340	377	364
ルーメンルトイレ	(十十)	(十十)	(十台)	(44)	(十十)	(₽ +)	(4年)	(十十)	(十台)	(十十)	(十台)
非公路:非公庫	73	76	96	116	118	115	120	149	146	154	169
サニル・カニキ	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(十台)	(千台)
- 4 -3, 11.5	299	329	337	340	350	355	372	380	390	410	430
-11-1111	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(十台)	(十台)
十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	428	406	393	397	375	388	365	418	405	439	430
丁利牛いり	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(十台)
事品書いす	9	6	7	9	9	7	7	7	7	9	9
电別半いり	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(千台)	(十台)	(十台)
電船二(四)检車	24	32	38	27	25	22	21	17	17	17	17
电影二(四)指导	(十十)	(千台)	(十台)	(4年)	(十十)	(4年)	(十台)	(十十)	(千台)	(十十)	(千台)

では、主として自立歩行

品安全協会のSG規格

の運搬及び休息に用い

[歩行補助車]と定義さ る、車輪が4輪以上の

田の際に、歩行や品物

が可能な高齢者が、外

シルバーカーは、(財)製

※JASPA「2009年度福祉用具産業市場動向調査」から

4輪歩行車とシルバーカーとの違い

スウェーデンのフレックス・ルート 第11回バリアフリー推進ワークショップ





部となり、2007年末までに、30台の低床ミニバス(10-12席)により市のほとんどをカバーする16地区に移動サービスを提供している。 |996年にヨーロッパ試験プロジェクト(SAMPO)により紹介された。その後公共交通の一

フレックスルートで使用されている車両は歩行車対応





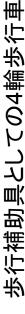
運転手が降車を手伝う

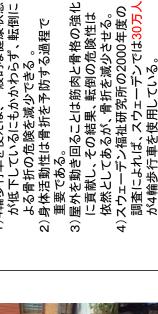


歩行器を使用した高齢者

- 1)4輪歩行車を使えば、一般的な健康状態 が低下しているにもかかわらず、転倒に
- に貢献し、その結果、転倒の危険性は 依然としてあるが、骨折を減少させる。
- スウェーデンと同じ水準でこの種の補助 この利用率は世界で大変特異であり、 具を利用している国はない。
- 6)スウェーデンでは4輪歩行車の利用は恥であることが克服され高齢者

は日常生活の質を改善する補助具に対して積極性を示している。







Laila Jonsson , The Importance of the 4-Wheeled Walker for Elderly Women Living in their Home Environment - a three-year study , The Swedish Handicap Institute Karlskrona

4輪歩行車を使用して外出する高齢者 メウェーデン

地域に住む4輪歩行車利用者の満足度:追跡研究

Satisfaction with rollators among community living users: a follow-up study

A. Brandt; S. Iwarsson ^a; A. Ståhl ^b a Department of Clinical Neuroscience, Division of Occupational Therapy,Lund University, Sweden. b Department of Technology and Society, Division of Traffic Planning, Lund University, Sweden.

回答者の属性

参加を要請された89人全員が最初のインタビュー(11)に回答し、その4ヶ月後のインタ ビュー(t2)に参加した人は64名であった。

・11で回答した人の平均年齢は76歳でその範囲は41歳から92歳であった。

・ほとんど人(98%)が歩行機能に障害があった。

参加者の62%はその他の福祉用具を所有していた。

・参加者の半数以上(55%)は自治体から提供されている家事援助を受けていた。

使用頻度

・11時点では約2/3(66%)が毎日ロレータを使用し、12時点では77%が毎日使用し ていた。

(しかし、この違いは統計的には有意ではなかった。また11、2の両時点で週に 1度以下の利用者が3%いた。)

ナケ小選母階制度が多月日の市場を向(今路ペース・1999 年度=100)

The state of the s					-	-	-		-				ĺ			,
小護保房	小護保険対象品目		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2008	2007	2008	2009	2010	2011	
	かんご	購入														
年勤車いす	0		100.0	93.4	92.1	87.8	83.0	76.9	73.8	78.6	78.6	83.8	82.1	84.3	88.6	
電動車いす	0		1000	110.5	105.3	105.3	94.7	110.5	100.0	105.3	1000	94.7	94.7	100.0	94.7	
御動(四)単編車	0		1000	133.3	155.6	155.6	131.5	125.9	116.7	107.4	107.4	68.5	72.2	64.8	57.4	
車いず用品	0		100.0	104.3	65.7	95.7	91.3	82.6	9.69	0.78	78.2	1000	113.0	104.3	1043	_
ペッド	0		100.0	94.3	87.1	86.0	84.2	88.5	6.77	71.6	65.0	55.8	68.3	75.8	83.2	_
床ずれ予防用具等	0		100.0	116.1	98.4	104.8	127.4	119.4	117.7	119.4	109.7	116.1	116.1	127.4	1242	_
梅子、座位保持装置	※ ∇		1000	120.8	108.3	129.3	145.8	150.0	154.2	183.3	195.8	183.3	183.3	195.8	183.3	_
手すり・握りバー	0		1000	81.8	87.8	114.7	121.0	127.4	135.8	153.7	167.4	181.1	169.5	180.0	205.2	_
野海県消機	О		1000	78.6	78.6	85.7	101.8	89.5	89.5	912	60.7	77.2	75.4	78.9	78.9	_
步行器·歩行車	0		1000	10001	516	116.7	1000	116.7	133,3	166.7	158.3		166.7 20	20002	283.3	333,3
27.	0		1000	107.8	0.001	128.6	157.1	164.3	192.8	192.8	228.6	235.7	264.3	278.6	285.7	_
1774	0	OKEN)	100.0	95.3	92'8	92.8	83.3	77.8	70.4	59.3	55.6	929	63.0	70.4	81.5	_
And the Party of		(0000	000	000	0000			0000		0000	0000	0000	0000	2 200	

歩行車の先進国での状況

- 1. スウェーデンでは全人口の約4%が利用(高齢化率:18.2%)
- 2. ドイツでは全人口の約2.5%が利用(高齢化率:20.4%)3. 日本の介護保険でのレンタル数は全人口の約0.5%が利用(高齢化率:23.0%)

資料(高齡化率): UN, World Population Prospects: The 2010 Revision

ロレータの機能については、特に、ロレータの有効性に94%が満足してい

交通機関(24%が不満足):

ほとんどの意見は、路線バスか自動車へロレータを積載することで、 その他は、折りたたみに関することであった。「乗り込み階段のため、路線バスに乗車することが困難である。」「自動車に積載するには大きすぎる。」「折りたたんで、そして、 広げることが 困難」

力(28%が不満足):

ロレータを使用するに必要な努力に関する問題について多くの意見があった。意見には、ロレータを使用すると疲労して腕が痛くなること、その他は、ロレータと環境で、例えば、歩道の段差スロープと凸凹歩道面についてであった。「買い物 と歩道から落ちないように力を使わなければならない。」「凸凹地面で使用しづらい」「車輪が小さいため操作が難しい」 かごに購入物を入れたとき腕が痛い」「腕が疲れる。」「下り歩道をロレータで行く

参加者の概要

最高89歳) b. 性別: 男性が4名、女性が6名 (最小47歳、 a. 年齡:平均72歳

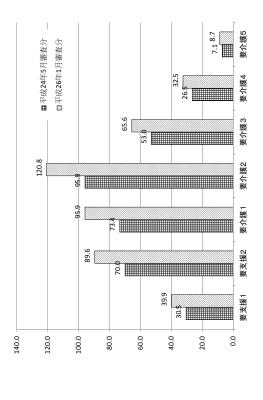
c. 介護度:要支援2が3名、要介護1が3名、 要介護3が1名 要介護2が3名、

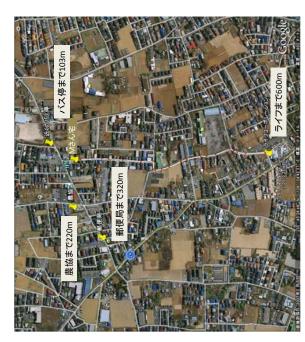
4輪歩行車で安		4輪歩行車での外出は恥ずかしいと感じましたか	ずかしいと	感じました	φ -	
心して外出でき ましたか		思ずなして	感じない	その街	(空白)	黎
安心できた				-		4
やや安心した		-	-			2
変わらない	-					-
みの街			-			-
(空白)				-	1	2
総計	_		S	2	-	10

<u> </u>	全くなかった 3 2 2 2
-	
-	

転倒の不安のために、カゴセー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー	4輪歩行車2	を使用した外と	4輪歩行車を使用した外出は快適に感じましたか	ましたか	
がたい、ことを ことがありま したか	ト、 やりたいことで	やや快適	使いたくない	(空白)	総計
いつも諦めていた		-			-
しばしば諦めていた	-	-		-	ဗ
時々諦めていた	2	-	-		4
ほとんど諦めたこと はなかった				-	-
			_		-
	က	ဗ	2	2	10

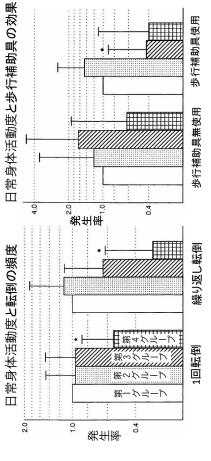
介護保険で歩行車をレンタルした介護レベルと実績





Mさん自宅から歩行車を使用しての行動範囲

4輪歩行車の適用対象者の検討



引用文献: 介護付き住宅に住む高齢者の転倒と日常の身体活動度と歩行補助具との関連 Daily physical activity and the use of a walking aid in Relation to falls in elderly people in a residential care setting. W.C. Graafmans, P. Lips, G. J. Wijlhuizen, S.M. Pluijm, L.M. Bouter,Z Gerontol Geriat 36:23-28, 2003

補付き歩道の途中にある電柱





家から600mにあるスーパー

路線バスの利用の困難(1)

1)前扉から乗り込み

・バス停の路肩から50cm程度離れて停車したた

め、4輪歩行車をバスの床に載せることが大変であっ た。介助して乗車する。

2)料金支払い

・料金箱の周辺は十分に広く、支払いは本人が 現金で支払った。

3)通路の幅

・4輪歩行車を利用して座席の方へ移動できた。





路線バスの利用の困難(2)

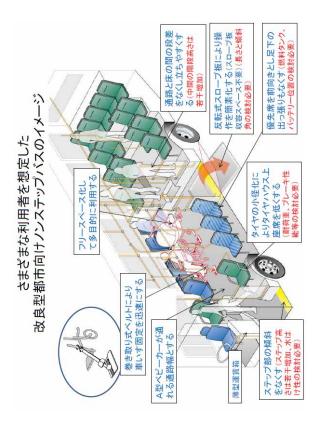


丑

バス停の路肩から離れて停車するため、4輪歩行車 を持って乗車/降車することは困難であった。

横向きの優先席に着座したが、4輪歩行車を 格納出来る場所が無いので、折りたたんで 両手で保持した。 ※車いす優先席は一般乗客が着座していて利用できなかった

19



農協の入り口にはスロープがあるが、ドアーは手動式

公共交通機関の未整備な課題



トイレでどこに歩行車を置くべきか



歩行車は車いす用改札口を使用すべきか

公共交通機関の未整備な課題









比較的急角度スロープ

歩行車を持上て乗車

電車の利用は駅員に連絡して、スロープを使用すべきかどうか

公共交通機関の未整備な課題







- 1. 電車内の座る座席位置 2. 歩行車は折りたたむべきか展開したままか 3. 折りたたんだ場合です バー・・・・・・
- 折りたたんだ場合でもどこの場所に置いておくべきか

アメリカCDCによる歩行車による転倒事故報告

2001年から2006年の間に転倒事故で救急治療を受けた高齢者は年平均47,000人いた。 治療内容を調べると、87%が歩行車関連であった。

·医療関係者は歩行車の適合にもっと真剣になるべきである。 ・例えばPT(理学療法士)が歩行車の安全な利用法について教育すべきである。

2010年4月から交通指導員の警察官が始めた事業で、2012年 ドイツにおける「歩行車ドライビング教習」(Deutscher Rollatortag)

教習は、1回2時間で、公共交通(地下鉄/路線バス)の乗車と降車、歩道の段差を上る/下る、スラロームの適正速度での走 行、傾斜地の登りと下り、特に下りはブレーキを効かせて下る。 歩行車のハンドル高さ調整、座面からの立ち上がりと着座等を には70市以上でこの教習を実施している。 安全に操作できるように教習する。

この事業に、ドイツ鉄道(DB)等が協力している。







- まため
- 医療・福祉現場では4輪歩行車の教習システム 4輪歩行車を使用する高齢者は急増している。 を備えていない。 ⊢. «i
- 自宅の道路環境が貧弱でも、4輪歩行車で外出 する人が出てくる。 რ
- 公共交通機関は4輪歩行車の取り扱い(ソフトと ハード)にしいて認識していない。 4.
- 市民も車いすと違って、4輪歩行車で歩いている IJ.
 - 高齢者に対する接し方が分からない。 4輪歩行車の利用方法を教習するシステムが 9





NISSIN MEDICAL INDUSTRIES CO.,LTD 2014

会社紹介

資本金 5000万円

1964年2月

設立

医療福祉機器の開発・製造、販売

車椅子・ストレッチャ

事業内容

日進医衞呂株式会社

~i%i~

約150名(海外関連会社際く)

従業員数

事業所

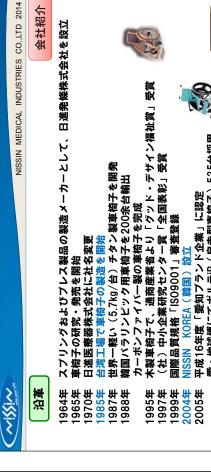
日本:東京・愛知・大阪・福岡 海外:アメリカ・韓国・中国 東京営業所・大阪営業所・九州営業所・東陽事業部

常州中進医療器材有限公司(中国 常州市)

海外関連会社

愛知県北名古屋市 国内事業所

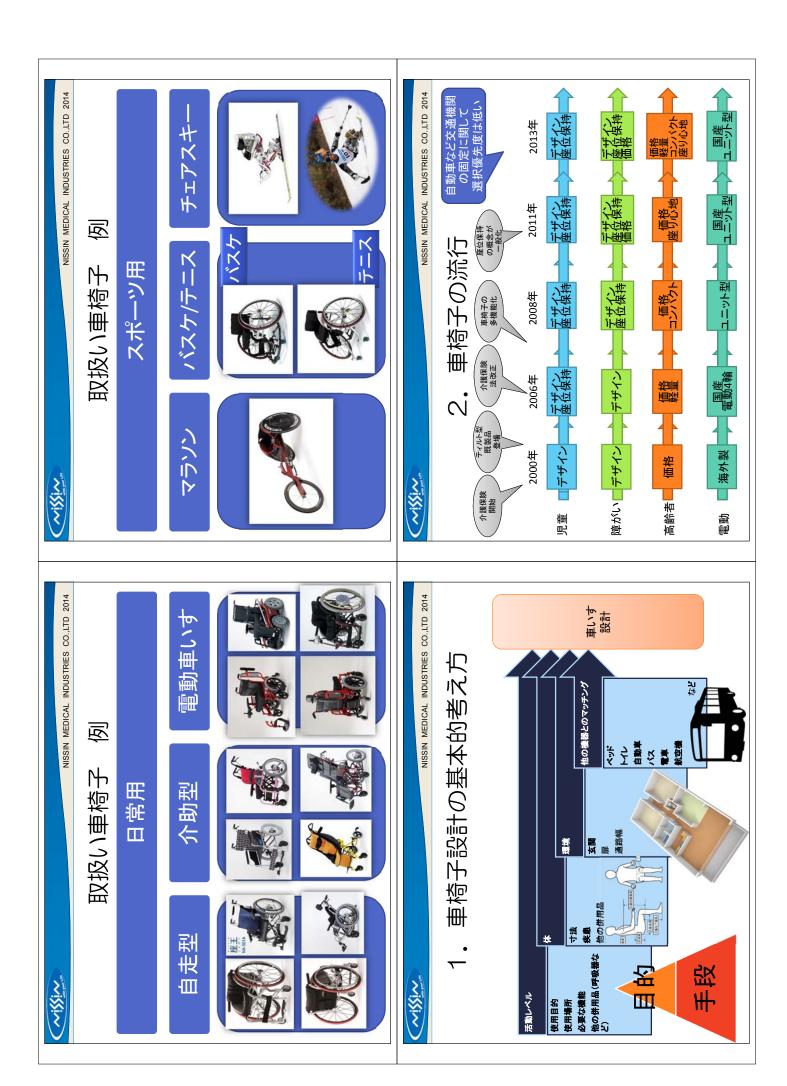
本社・本社工場 愛知県内工場 東陽工場・徳重工場・名古屋工場・一宮工場

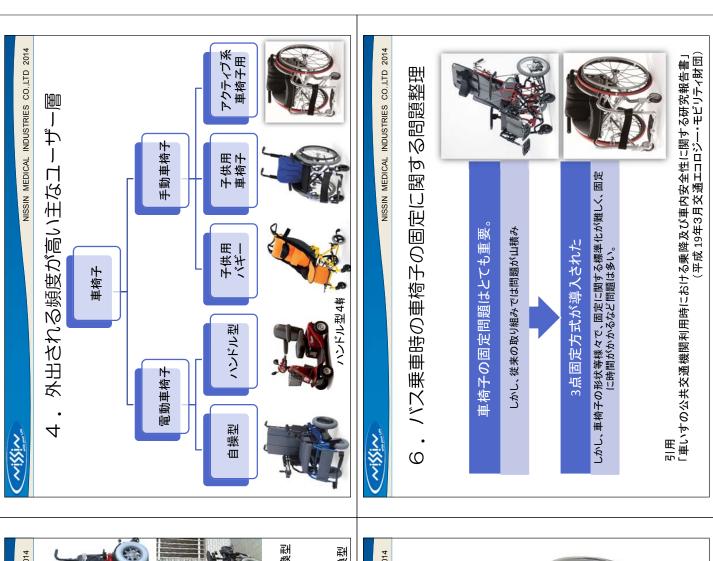




韓 国 NISSIN

U.S.A.









<u></u>

第 12 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ:障害者にとって差別のない、平等で、住みやすい 社会づくりに向けて>

1 概 要

1.1 日 時:平成26年6月3日(火)18:00~20:00

1.2 場 所:TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンス 6A

1.3 講 師:松井亮輔氏(法政大学 名誉教授)

1.4 参加者:42名

1.5 講演概要:

2006 年 12 月の国連総会で障害者権利条約が採択されたことを受け、日本では権利条約の批准に向けた国内法の整備を行いました。また、地方公共団体では障害者差別禁止等における条例の制定を行っています。そこで、条約、各法律、各条例の主な内容ならびに課題についてお話いただきました。

まず、2014年1月に批准した「障害者権利条約」について。制定過程においては、障害および障害者を定義すべきか否かの議論があったが、対象者が明確でなくなるため、障害の定義を行ったうえで現行の目的になったと解説されました。また、障害に基づく差別に含まれる合理的配慮においては、個々人により要求内容が異なるため、適切な個別対応が重要であると指摘されました。さらに、条約の原則のひとつである「インクルージョン」においては、日本語訳である「包容」が非常にわかりにくいなどの問題点があると指摘されました。

一方、権利条約を批准するため、各種の国内法の整備を行いました。1 つめは、2011年8月に改正された「障害者基本法」です。特に障害者の定義においては、表記の議論(障害者、障がい者、障碍者、障害のある人)がありました。これは、国内だけではなく、欧米諸国でも「Persons With Disabilities (Impairments)」「Disabled Persons」との表記の違いがあります。2 つめは、2013年6月に制定された「障害者差別解消法」です。2016年4月の施行に向けて、2013年度には内閣府が基本方針を策定し、2014年度には各省庁等が対応要領および対応指針(ガイドライン)の策定を行う予定となっているが遅れています。なお、同法では「障害を理由とする差別」についての定義がないことや独自の紛争解決機関が明示されていないなどの課題が残されていると指摘されました。3 つめは、2013年6月に改正された「障害者雇用促進法」です。新たに法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えられ、「差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り

方」が提示されました。なお、雇用の機会や合理的配慮の確保については、障害者に請求権を認める規定が設けられていないことが課題であると指摘されました。

さらに、地方公共団体では、各種の障害者差別禁止等における条例が制定されています。例えば、2013 年 10 月に施行された鳥取県の「手話言語条例」があります。これは、手話は言語であること明示したものであり、権利条約や障害者基本法でも同様となっております。また、2011 年 12 月制定された八王子市の「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」があります。これは、市、市民、事業者等に対して、公共施設利用や商品販売、不動産取引、医療、教育等の具体的な合理的配慮と、紛争解消の調整委員会の設置が明示されています。

今後は、障害者権利条約の目標である「障害者が他の者との平等を基礎として社会に 完全かつ効果的に参加」がどの程度実現しているかどうかを把握するため、客観的なデ ータ収集を行わなくてはなりません。その上で、障害者と障害のない者が享受する教育、 医療、労働及び雇用、生活や所得水準、公共交通機関やサービスなどへのアクセスの格 差を埋めるための数値目標を設定し、着実に取り組む必要があります。

最後に、これらの問題は、障害者だけではなく、子ども、女性、高齢者、またそれら 以外のすべての者の問題であり、誰にとっても住みやすい社会づくり、生きがいのある 国づくり、地域づくりを、すべての人が手を取り合って行うべきであるとまとめられま した。

1.6 質疑応答

- 質問者 1:合理的配慮の考え方は、個人によってさまざまなであると思う。そこで、事業者と当事者とのすり合わせが重要だと思うが、特に当事者への教育はどのように行っているのか。
- 講 師:八王子の場合、市の全職員に対して研修を行っている。また、市民に対しては集 会を開催し、当事者がスピーカーとなることで、相互理解を進め、広報啓発を行 っている。
- 質問者 2: 障害者差別解消を進めるためには、まず差別に関する事例収集を行い研究する ことが重要だと思うが、自治体には法的義務になっているのか。
- 講 師:そのとおりであるが、すでに内閣府では多くの差別に関する事例を収集している。
- 質問者 3: 障害者の就労問題については、①正当な賃金が本当に支払われているのか、② ダブルカウントによりあいまいな状況になっているのではないか、今後どうなっていくべきなのか。
- 講師:①最低賃金の問題は、障害者等に対して正当な賃金が払われていない可能性があ

る。ある一定期間雇用した際、生産性を確認するような機能が必要となっている。 ②ダブルカウントの問題は、フランスではダブル(トリプル)カウントを行っていたが、2005年に法改正を行って廃止した。日本もフランスを見ならうべきだと思う。

質問者4:障害者差別の考える場合、どのようなモデルを念頭に考えればよいのか。

講 師:障害者権利条約では、社会モデルと医学モデルの総合モデルと位置づけている。 「障害」を「障がい」や「障碍」等と表記を変えることよりも意識を変える事が 重要である。その際、障害当事者が発言することが必要である。

質問者 5: 合理的配慮を進めるためには、一方で優遇もなくすべきであるが、条例制定時などでは、そのような議論はあったのか。

講師:優遇についての議論はなかった。

質問者 6:①茨城県や八王子市以外ではどのような自治体で差別条例が制定されているのか。②海外では合理的配慮についてどのような事例があるのか。

講 師:①北海道、岩手県、千葉県、京都府、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市で制定されている。②すでに内閣府では調査を行っており、アメリカ、イギリス、フランスなどでは合理的配慮に具体的な事例がある。今後は、「過度の負担」を定義することが重要である。

質問者7:特例子会社のようなものは諸外国では行われているのか。

講 師:行われていない。

2 配布資料

次のとおり。

障害者にとって差別のない、平等で、 住みやすい社会づくりに向けて

法政大学名誉教授松井 亮輔

1. 権利条約の主な内容 (1)障害および障害者の定義

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。」(第1条 目的)

参考)障害者権利宣言(1975年)の定義

「障害者とは、先天的か否かにかかわらず、身体的または精神的能力の欠如のために、普通の個人または社会生活に必要なことを自分自身で完全または部分的に行うことができない人を意味する。」

れ に め に

1948年の国連総会で採択された「世界人権宣言」で提唱された、すべての人の諸権利を実現するため、国連では、1966年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、1979年の「女性差別撤廃条約」、1987年の「子どもの権利条約」等が次々に採択された。そうした流れを受けて、障害者についても1970年代以降、「障害者の権利宣言」(1975年)に象徴されるように、福祉や医療サービスの客体としての位置づけから、権利の主体への転換が図られてきた。

その結果、2006年12月の国連総会で障害者権利条約が採択され、2008年5月に発効した。以下では、権利条約批准に向けての国内法の整備や地方公共団体における障害者差別禁止条例制定などへの取組みと課題について触れることとする。

1. 権利条約の主な内容 (2)「障害に基づく差別」と「合理的配慮」

- O「障害に基づく差別」とは、「障害に基づくあらゆる区別、 排除又は制限であって(中略)あらゆる形態の差別(<u>合</u> 理的配慮の否定を含む。)を含む。」(第2条 定義)
- 〇「合理的配慮」とは、「障害者が<u>他の者との平等を基礎として</u>すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均等を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」(第2条 定義)

権利条約の主な内容 (3)条約の原則

- 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。) 及び個人の自立の尊重
- 2無差別
- ③社会への完全かつ効果的な参加及び包容(インクルー ンョン)
- ④差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- の機会の均等
- ⑤施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリテイ) など(第3条)

権利条約批准への国内プロセス Si Si

日本政府、権利条約に署名 2007年9月

内閣府に障がい者制度改革推進会議設置 2010年1月

10年6月 同推進会議第一次意見。同意見を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(2010年6月29日閣議決定) 同推進会議・総合福祉部会の設置 2010月4月 2010年6月

同推進会議・差別禁止部会の設置 2010年11月

同推進会議第二次意見 2010年12月

障害者基本法改正 2011年8月

障害者総合支援法制定(2013年4月施行) 2012年6月

障害者虐待防止法制定(2013年10月施行) 2012年10月

障害者差別解消法制定(2016年4月施行) 障害者雇用促進法改正(2016年4月施行) 2013年6月 2013年6月

権利条約批准 2014年1月

4) かの句の条約のホーポイント 2. 権利条約の主な内容

〇第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)

1項 締約国は、(中略)障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(中略)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。

〇第12条 法律の前に等しく認められる権利

3項 締約国は、障害者がその法的能力を行使するにあたって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。

〇第19条 自立した生活及び地域社会への包容(インクルージョン) (a)障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活施設で生活する表表した。

〇第24条 教育

2項(c)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容(インクルー)ション)という目標に合致する効果的に個別化された支援措置がどられること。

障害者基本法の主な改正内容 障害者

2011年8月に改正された障害者基本法では、旧法とくらべ、第1条目的、第32条(障害者政策委員会の設置)等も大きく変わっているが、ここでは主として、第2条 定義(障害者および社会的障壁)、第3条地域社会における共生等および第4条 差別の禁止を取り上げることとする。

(1)定義(「障害者)」)

「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害がある者であって、<u>障害及び社会的障</u> 壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状 態にあるものをいう。」(第2条)

参考)「障害」と「障害者」の表記をめぐっての議論

「障がい」、「障がい者」/「障碍」、「障碍者」/「障害のある人」 Persons with Disabilities (Impairments)/Disabled Persons

3. 障害者基本法の主な改正内容(1)定義(「社会的障壁)および(2)差別の禁止

(1)定義(「社会的障壁」)

「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」(第2条)

2) 差別の禁止

「何人も障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

利利益を侵害する行為をしてはならない。
2. 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」(第4条)

4. 障害者差別解消法の主な内容(1)差別解消措置

障害者差別解消法は、改正障害者基本法第4条(差別の禁止)の規定を実効性があるものにすることを意図したもの。そのために、(1)差別を解消するための措置と(2)差別を解消するための支援措置を定めている。

1)差別解消措置(第7条、第8条)

禁止される差別行為として、①「不当な差別的取扱い」と②「合理的 配慮の不提供」を規定。

前者については、行政機関等と事業者の双方に義務づけ。後者に ついては、行政機関等には義務づけるのに対し、事業者には当面 努力義務にとどめる。 ただし、雇用分野については、障害者雇用促進法での対応に<u>委ね</u> る(第13条)。

3. 障害者基本法の主な改正内容(3)地域社会における共生等

- 1. 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2. 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3. 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。(第3条)

4. 障害者差別解消法の主な内容 (1)差別解消措置

〇差別解消措置の推進策

- ·政府は、「基本方針」を策定(第6条)
- ・国・地方公共団体の行政機関等は、その基本方針に即して、職員が適切に対応するための「対応要領」を定める(第9条)。
- ・主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するための「対応指針」(ガイドライン)を定める(第11条)。主務大臣は、・・・特に必要がると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる(第12を)

4. 障害者差別解消法の主な内容 (2)差別解消支援措置

〇差別解消支援措置の内容

- ・相談および紛争の防止等のための体制の整備 (第14条)。
- 啓発活動(第15条)
- ・情報の収集・整理・提供(第16条)
- ·障害者差別解消支援地域協議会の設置(地方公共団体の努力義務)(第17条)

4. 障害者差別解消法の主な内容 (4)同法施行までのスケジュール

2013年度中に「基本方針」の検討・策定と閣議決 定 2014年度 「対応要領」および「対応指針」(ガイド ライン)の策定

2015年度「基本指針」、「対応要領」、「対応指針」(ガイドライン)を含む、同法の周知

2016年4月1日施行

2018年度 施行後3年の見直し

4. 障害者差別解消法の主な内容(3)同法案に対する附帯決議(衆議院および条業院)

「本法が、地方公共団体による、いわゆる<u>上乗せ・横だし条例を含む、</u>障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。」

4. 障害者差別解消法の課題

障害者政策委員会差別禁止部会で取りまとめられた「「障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」(2012年9月14日)では、「行為規範を法で定め、何が差別に当たるかの判断の物差しを提供することで、紛争を事前に回避することが望ましい」、として、「障害を理由とする差別」について定義がされている。また、紛争が発生した場合、司法的解決のほか、紛争の性質に即した簡易迅速な裁判外紛争解決の仕組みとして、相談および調整を行う機関、調停等を行う機関、中央におかれる機関等が提示されている。

それに対し、障害者差別解消法では、「障害を理由とする差別」についての定義がないこと、設置が努力義務とされる差別解消支援地域協議会以外には、独自の紛争解決機関が明示されていないことが、これに、また、

が、残された課題といえる。

2. 障害者の就業状況(2006年)

就業率	%	43.0	52.7	17.4	40.3	中地十つのイカ
就業者	十人	218	187	61	826	14 4
15~64歳の 手帳所持者	十人	1,344	355	351	2,050	一十二十二十二四次分次次四十十分的特别的一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
18~64歳 の者	十十	1,236	274	1,809	3,319	一名が大田田田
総数	十人	3,663	547	3,233	7,443	1
		身体障害者	知的障害者	精神障害者 3,2	総数	1111

これは、2006年に厚労省が労働年齢の障害者手帳をもつ身体障害者、 知的障害者および精神障害者を対象に行った就業実態調査結果。障害者 の就業率40.3%は、労働年齢の労働者全体の70.7%とくら、、かなり低い。 就業している知的障害者の約5割、精神障害者の約4割は、福祉的就労に 従事。また、精神障害者については、手帳所持者が全体の約2割にすぎな いことから、手帳所持者だけでは、精神障害者全体の就業状況を把握する ことは、困難。

6. 障害者雇用促進法の主な改正内容(2)権利条約関連の改正

- ①障害を理由とする差別の禁止(第34条・第35条)
- ②職場における障害者の合理的配慮提供の事業主への義務づけ。ただし、それが事業主に対して過度な負担を及ぼすこととなる場合を除く(第36条の2~3)。
- ③苦情処理・紛争解決援助(第74条の4~8)
- ①と②の対象となるのは、(従業員の規模を問わず)すべての事業主、および障害者手帳の有無を問わず、全ての障害者。
- ③は、事業主に対して、①と②にかかるその雇用する障害者の苦情を自主的に解決することを努力義務化(第74条の4)。解決できない場合には、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、都道府県労働局長は、紛争の当事者の双方または一方の求めに応じ、助言、指導または勧告を行ったり、紛争調整委員会により調停を行わせる(第74条の5~6)〇施行は、2016年4月1日。

6. 障害者雇用促進法の主な改正内容 (1)障害者の定義

障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。」(第2条1)と規定。これは、身体障害等の機能障害に加え、職業生活上の困難さに注目した定義となっているが、障害者雇用対策で中心的な役割を担う、雇用率制度では、客観性の確保等を根拠に、その対象となるのは、基本的には機能障害をベースに交付される障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳)所持者。

6. 障害者雇用促進法の主な改正内容(3)雇用率制度関連の改正

法定雇用率の算定基礎に精神障害者(精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)を加えること(第37条)。

施行(2018年4月1日)後、5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う、法定雇用率の引き上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とすること(附則第4条)。

6. 障害者雇用促進法の主な改正内容 (4)差別禁止・合理的配慮の提供の指針の 在り方(研究会報告書、2014年5月27日)

①差別の禁止に関する指針の在り方

- 項目について—(例)募集及び採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、定年、解雇、労働契約の更新など
- 募集および採用について
- 採用後について
- ②合理的配慮の提供に関する指針の在り方
- 募集および採用時における合理的配慮の提供
- 職場における合理的配慮の提供
- O「合理的配慮の内容」について
 - ○「過度の負担」について
- O「相談体制の整備等」について

6. 障害者雇用促進法の主な改正内容 (6)検討課題一労働及び雇用にかかる障害者の権利性

権利条約第27条労働及び雇用第1項前書では、「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」とし、その権利には、「労働によって生計を立てる機会を含む。」と規定。しかし、改正障害者雇用促進法には、雇用の機会や合理的配慮の確保について、障害者に請求権を認める、という規定は設けられていない。障害労働者の権利保障が課題。

6. 障害者雇用促進法の主な改正内容 (5)都道府県労働局で把握した障害者を雇 用する上での配慮事例

- 〇聴覚·言語障害—「日々開催する職務連絡会において、 聴覚障害者に対して理解度を確認する」など。
- 〇肢体不自由—「出張を免除する」など。
- 〇知的障害—「日誌、メール等を活用し、職場での状況と家庭内での様子が相互に把握できるようにする。」、「本人の体力等を考慮し、勤務時間は10時~15時までとし、休憩時間もその間に1時間程度設定する。」、「障害者支援施設の送迎を可能とするため、就業時間を繰り下げる。」など。

7. 障害者虐待防止法の主な内容 (1)障害者虐待への対応と(2)虐待の類型

- (1) 「障害者虐待」への対応
- ①養護者による障害者虐待—市町村の責務
 - /家庭自による降品自信は――115回行の見、虐待発見者は、市町村に通報。

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待一設置者の責務

虐待発見者は、市町村に通報。市町村は、都道府県に報告。 ③使用者による障害者虐待一事業主の責務

ジスπ省になる阵音な場で一手来エジ臭物 虐待発見者は、市町村または都道府県に通報。市町村は、都道府県に通 知。都道府県は、労働局に報告。

- (2) 虐待の類型
- (1)身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待 〇市町村・都道府県の部局又は施設は、障害者虐待対応の窓口等となる、 「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」と しての機能を果たす。

7. **障害者虐待防止法の主な内容** (2)使用者による障害者虐待の状況等 (2012年10月1日~2013年3月31日)

- 〇障害者虐待が認められたのは、133事業所
- 〇虐待を行ったのは、事業主113名、所属の上司19名、その他4名。
- ○被虐待者は、194名。その障害種別は、身体障害25名、知的障害 149名、精神障害23名、発達障害4名(一部重複障害があるため、 総数が多くなっている。)
- 〇虐待の種類と人数一身体的虐待16名、性的虐待1名、心理的虐待20名、ネグレクト15名、経済的虐待(賃金を支払わない、賃金が最低賃金に満たないなど)164名。
- 〇虐待者への措置
- 労働基準法など労働基準関係法に基づく指導等
- 159件(全体の86.9%)(うち、最低賃金法関係 145件)

8. 地方公共団体の障害者差別禁止条例等(2)茨城県障害者差別禁止条例の主な内容(4の1)

(2)「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(2015年4月施行)

〇障害者基本法の定義との違い

「差別」には、「社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないこと」が追加されていること。

「合理的配慮」とは、「障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

8. 地方公共団体の障害者差別禁止条例等(1)鳥取県手話言語条例の主な内容

10ヵ所以上の地方公共団体(道・県および市)が障害者差別禁止条例などを制定しているほか、同条例の制定に向けて準備をすすめている地方公共団体も少なからず、見受けられる。

ここでは、そのうち、鳥取県、茨城県および八王子市の条例の概要を紹介する。

(1)鳥取県手話言語条例(2013年10月11日施行)

第1条(目的)この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき(中略)手話の普及のための施策を総合的かつ計画手金に推進(中略)、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

参考)権利条約第2条定義 「<u>言語</u>」とは、「<u>音声言語及び手話</u>その他の形態 の非音声言語をいう。」

のオーターにでいる。」 ・障害者基本法第3条3「・・・<u>言語(手話を含む</u>。

ニュージーランド手話法(2006年制定)

8. 地方公共団体の障害者差別禁止条例等(2)茨城県障害者差別禁止条例の主な内容(その2)

○ 第3条(基本理念)として、「差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障害のある人と障害のない人が共に学びあい協力していくことを旨として行う。」

が、パーナでのでであってでいます。 また、「差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側と に分けて相手側を一方的に非難し、制裁を加えようとするもので あってはならない。」

○ 第7条(財政上の措置)として、「県は、(中略)この施策を推進する ため、必要な財政上の措置を講ずるよう務めるものとする。」

○ 第10条(特定相談)、第12条(助言又はあっせんの求め)、第13条 (事実の調査)、第14条(助言又はあっせん)、第15条(勧告)、第16条(公表)

第18条(協議会の設置)など

O

第 13 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ: 高次脳機能障害者の公共交通機関の利用について>

1 概 要

- 1.1 日 時: 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 18:00~20:00
- 1.2 場 所:ソラシティカンファレンスセンター Room A
- 1.3 講 師:中山剛氏(国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害工学研究部 主任研究官)

東川悦子氏 (NPO 法人日本脳外傷友の会 理事長)

- 1.4 参加者:24名
- 1.5 講演概要:

近年、障害の一つとして高次脳機能障害者に注目が集まっています。そこで、はじめに中山氏から高次脳機能障害について基本的なことをお話いただきました。

高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがあります。また、「認知症者」と混同されやすいが、高次脳機能障害は「進行しない」「当事者は乳幼児から高齢者まで」であり、認知症は「進行する」「当事者は高齢者が多い(ただし、若年性もある)」と分類できます。現在、高次脳機能障害者は、東京都内に 5 万人程度(推計)、全国で 50 万人程度(推計)いるとされています。ちなみに、医師から発達障害と診断された者の数は 318 千人(推計)です。さらに、高次脳機能障害者が身体障害や知的障害との重複する場合は障害者手帳を取得できますが、18 歳以上で受傷した場合、手帳を取得することが難しい場合もあることが指摘されました。

次に、東川氏から高次脳障害当事者とその支援者についてお話いただきました。1993年の御子息の交通事故をきっかけに、1997年に「脳外傷友の会ナナ」を設立し、支援活動を開始しました。当初は、高次脳機能障害者を知ってもらうことが必要であったためセミナーの開催や高次脳機能障害者の支援モデルの構築を行いました。例えば、以前は「若年痴呆」などと呼ばれたり、社会復帰できないと思われていましたが、少しずつ理解が広がっています。現在では、全国57団体で「日本脳外傷友の会」の活動を行っています。一方、高次脳機能障害が抱える問題として、例えば、反対方向の電車に乗ってしまう、新幹線では車両、座席番号がわかりにくい、案内がわかりにくいなどの問題があると指摘されました。さらに、鉄道会社の理解が得られず、最寄の無人駅は危険であ

ることから、隣の有人駅を利用するよう促された事例があるそうです。また、今後は、 介護者亡き後の支援、重度・重複障害者の支援、小児高次脳機能障害児教育の支援等の 課題があるとまとめられました。

続いて、中山氏から詳細な高次脳機能障害者の特性(省略、別添資料を参照)と公共交通機関の利用についての話題提供がありました。高次脳機能障害者は移動(外出等)が困難なことが数多いが、例えば、簡単な操作の機器、わかりやすい案内標識、ホーム柵などの設置などで可能となることもあります。しかし、まずは高次脳機能障害の認知度をさらにあげる事で、交通関係者等の理解が得られることが必要であるとまとめられました。

1.6 質疑応答

- 質問者 1: 近年、公共交通機関において LED 電光掲示板の普及が進んでいるが、高次脳機能障害者にとって、これらの見る対象が流れる文字であることの有効性についての研究はあるのか。
- 講師(中山氏): 高次機能障害者の認知機能や脳への刺激の基礎調査はあるが、それらの 研究はまだない。
- 質問者 2: ①高次機能障害者にも子ども用 Suica を使えるようにするべきとはどういうことか。②テキストマイニングツールの見方を説明してほしい。③高次脳機能障害者における運転免許の問題について解説してほしい。
- 講師(中山氏): ①子ども用 Suica とは障害者割引が適用されることである。②テキストマイニングツールの結果は関連性や文言のつながりが強い場合に線を太く表している。
- 講師(東川氏): ③現在、息子は運転をしているが、様々な方が高次機能障害者の運転について研究されている。特に、蜂須賀先生(産業医科大学)が有名である。しかし、親の立場では運転はさせたくないという家族が多いが、特に地方では運転しないと仕事にいけないなどの事情もある。てんかんや睡眠時無呼吸症候群などとともに判断が難しいところがある。
- 講師(中山氏): ③は、作業療法士内でも大きな問題となっている。現在は、訓練をしながら、どのくらい運転が可能か判断している。
- 質問者 3:①福岡市等の交通局で発行している交通系 IC カードでは障害者割引に対応している。しかし、昨年度 IC カードの全国共通化を行ったが、割引情報が統一されていないことから、市の交通局が発効している IC カードはその地域でしか、利用できない状況である。

- 質問者 4: 高次脳機能障害者は高齢者の対応と類似していると言われているが、駅構内図 のわかりにくさを解消するにはどのようにすればよいのか。
- 講師(中山氏):自由回答には、案内サインの位置の是正(低い場所に設置する)や、文字が小さいという指摘がある。

質問者 5: 脳科学から見た障害者にとって認知に有効なものはあるのか。

講師(中山氏): 高次脳機能障害者も、知的障害、発達障害、精神障害などとともに、共通する項目(対応)を増やしていくことが必要である。ただし、各障害者に特有な問題には配慮が必要であり、例えば、高次脳機能障害者であれば、ひらがながわからないので、漢字の表記も必要である。また、失語症者には、コミュニケーション支援ボードのような絵記号が有効であるが、当事者意見として改善の余地がまだある

2 配布資料

次のとおり。

高次脳機能障害者の 公共交通機関の利用について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部 中山 剛e-mail: nakayama-tsuyoshi@rehab.go.jb

1. 高次脳機能障害とは?

- 1. 1. 高次脳機能障害と高次脳機能障害者の範囲
- 1. 2. 高次脳機能障害者の原因疾患と症状
- 1.3. 高次脳機能障害者の人数
- 1.4. 高次脳機能障害者と障害者手帳

詳細は下記等を参照してください。

高次脳機能障害情報・支援センター http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 http://www.rehab.go.jp/ri/brain_fukyu/index.shtml

(2. 高次脳機能障害者の交通機関利用の問題点と対策)

① 学術用語としては(以下, 広義),

- 脳損傷に起因する認知障害全般を指す

この中にはいわゆる巣症状としての失語・失行・ 失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、 社会的行動障害などが含まれる

く医学的に統一した定義はないと言ってもよい>

② 福祉の制度, 行政的には(以下, 狭義),

- 国リハ, 高次脳機能障害支援モデル事業(H13~)
 - →診断基準が作られた
- ・記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障 害などの認知障害

→障害者手帳としては「精神障害」の範疇

1.1.高次脳機能障害(者)の範囲

- ・ 「 画 次 脳 (こうじのう)」と 駱される ことが多い
- -しかし、「高次脳」という脳があるわけではない
- ・・・実際には「高次」の「脳機能」の「障害」
- 高次脳機能障害/高次脳機能障害者の範囲
- 用語の用法によって異なる → 非常に複雑
 - 乾谷として大幸(20(+1だ3つ)
- ① 学術用語(医学的, 汎用的, 古くから, 広い)
- ② 行政的用語(福祉制度上, 新しい, 狭い)
- (③自賠責保険における高次脳機能障害)

<u>(福祉行政的な)診断基準(今後、適時、見直しが適当)</u>

- . 主要症状等
- 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
- 2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
- D. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が 確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

- 田. 除外項目
- ニ: 高・パーズ L1 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状(I-2)を欠く者は除外する。
 - 2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
- 3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は Pb.d. エ 2
- (以下、IV.診断を略す) http://www.rehab.go.jp/ni/brain_fukyu/handankizyun.html (※~II の検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。)

(福祉行政的な)高次脳機能障害とICD-10

Diseases and Related Health Problems (ICD-10) WHOØInternational Statistical Classification of

- 精神および行動の障害(F00-F99)

|疾病及び関連保健問題の国際統計分類 第10版)

(行政的に)F04, F06, F07に含まれる疾病を原因疾患にもつ者が もつ者すべてが支援対象となるわけではないが、他の項目に含ま 高次脳機能障害診断基準の対象,(この3項目に含まれる疾病を れる疾病は除外) - F04 器質性健忘症候群,アルコールその他の精神作用物質によらないもの

- F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害

- F07 脳の疾患,損傷及び機能不全による人格及び行動の障害

cf) 福祉行政的な高次脳機能障害からは除外

- アルツハイヤー病(F00)、パーキソンソ病(F02)

一 心的外傷後ストレス障害(PTSD)(F43) など

海果」に替わる用語に関する検討会の資料の一部。

マールは現在のところ十分には整理されておらず、一部重なって り、非進行性のものが「高次脳機能障害」としてとらえることが実態に近い区分であると考えられる。 いる可能性も高いが、実際的には、進行性のものが「痴呆」であ 「高次脳機能障害」と「脳血管性痴呆」を明確に区分するメルク

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0901-3f.html#betu

(まとめ】大雑把に分けると,

・ 高 次 脳: 進行しない

・認知症:進行する

- 治療可能な特発性正常圧水頭症等もあるので注意

• 高次脳:乳幼児から高齢者まで

• 認知症:高齢者が多い

- 若年性認知症もあるので注意

認知症との違いは?

高次脳機能障害(広義):脳損傷に起因する認知障害全般

〇認知症者は高次脳機能障害がある

- 例:認知症により高次脳機能障害が見られる~

- (間違いではないが)最近ではあまり言わない傾向

認知症の原因疾患による大まかな分類

・アルシスイヤー型

• 脳血管性

・フバーゲ存施

ピック病(前頭側頭型認知症)

(認知症の診断基準の話は割愛)

→実は脳血管性認知症者と高次脳機能障害者との境界はあいまい

自賠責保険における高次脳機能障害 (m)

- 国交省自動車交通局保障課

- 損害保険料率算出機構

http://www.giroj.or.jp/service/jibaiseki/tyousa/qa.html

高次脳機能障害認定システム(H13年~)

- 脳外傷による高次脳機能障害の後遺障害認定

- システムが見直され、平成23年4月から

1. 2. 高次脳機能障害者となる原因疾患と症状

- 高次脳機能障害者となる原因
- 外傷性脳損傷・・・若年層が多い
- ・ 交通事故, 高所からの転落など
- 脳血管障害・・・・・高齢者層が多い

I

- 脳出血, 脳梗塞など
- 颬炎•颬莊
- · 低酸素脳症
- 脳腫瘍

等の疾患や外傷の後遺症 -> 後天的なもの

1.3. 高次脳機能障害者の人数

- 広義, 学術的, 東京都内推計(平成20年)
- 東京都内で5万人程度
- →広義では全国で 50万人程度
- · 狭義, 行政上, 厚労省推定(平成16年)
- 全国で27万人程度
- ct.) 生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等 実態調査)(厚労省,平成23年)
- 医師から高次脳機能障害と診断された者の数(推計値) は422千人
- 医師から発達障害と診断された者の数は318千人: 推計) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa.html

高次脳機能障害の主な症状

- 高次脳機能障害に見られる特徴的な症状(広義)
- 失語症, 記憶障害, 注意障害,
- 行動と感情の障害, 半側空間無視, 遂行機能障害
- 失行症, 半側身体失認, 地誌的障害, 失認症

引用:東京都福祉保健局医療政策部医療政策課「高次脳機能障害の理解のために」

(上記以外にも失算なども)

- 福祉の制度, 行政的(狭義)には
- 記憶障害, 注意障害, 社会的行動障害, 遂行機能障害の症状により、日常生活または社会生活に制約がある状態
- → 高次脳機能障害

: 4. (広義の)高次脳機能障害と障害者手帳

【高次脳機能障害と失語症】

- 高次脳機能障害(行政的, 狭義)···精神障害
- 高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象
- 失語症・・・・身体障害の言語障害

【重複障害のケースも多数】

- 身体障害との重複
- 肢体不自由(片マヒ, etc.), 視覚, 聴覚, 内部障害, 等
- 知的障害との重複
- 発症(受傷)が18歳未満で、自治体が指定する機関において 知的障害と判定された場合に、療育手帳の申請対象
- 発達障害との重複
- 発達障害者支援法の対象となるケースもあり : 次スライド

(補足)高次脳機能障害と発達障害

- 基本的には別々の障害
- 後天的:高次脳, 先天的:発達障害
- 高次脳機能障害の診断基準でも「除外項目」
- 発達障害者支援法の施行について

(平成17年4月1日/文科初第16号·厚生労働省発障0401008号)

「発達障害」の定義については、法第2条第1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」

一十一段

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。



日本脳外傷友の会 活動現況と課題

高次脳機能障害者の公共交通利用について

NPO法人日本脳外傷友の会 理事長 東川悦子 2014年6月19日

第13回バリアフリー推進ワークショップ

☆通エコロジー・モバリティ財団 主催公益財団法人



1997年脳外傷友の会ナナ設立

1998年 脳外傷 交流シンポジウム 開催

横浜レポール

全国的反響を呼んだ!!!

読売・医療ルネッサンス 神奈川新聞

アメリカTBI事情視察 1999年

2001年 高次脳機能障害支援モデル事業開始

日本障害者協議会に加盟

2006年~2012年

高次脳機能障害支援普及事業が実施された。

2013年度以降

高次脳機能障害および関連障害支援事業として継続中 今後の支援事業の方針がないことが問題!

すべてはここから始まった 1993年息子の交通事故











私たちの主張してきたこと

- 若年痴呆と呼ばないで!!
- 余生ではない。 シ人生の創造への支援
- 社会復帰、社会参加の機会を。
- 見えない障害・わかりにくい障害への支援を。

我が国の障害者制度の変革が必要 医療、福祉、雇用、教育

モデル事業の結果

設立10周年記念に出版しました

- 高次脳機能障害診断基準ができた。
- 全国に相談支援拠点機関が設置された。
- 情報センターが設置された。
- 詳絶は

http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

をご覧ください。

PO法人 日本脳外傷友の会

京でやりたいと思っています 来年設立15周年記念大会 胀



- 全国大会 昨年は大分で開催
- ・ 前夜の交流会
- 全国代表者会議
- 全国支援拠点機関支援 ローディネーター

 日参 国の省担当者の出席
- 当事者活動與励賞
- ・大会アピールの採択
- ・ 今年は
 - 12 月 24 日 25 E
- 島根県松江県民会館
- みなさんぜひご参加を。

現況全国57団体の連合体

今めざすこと。全国の障害者とともに 特別なことではない、当たり前の生活



東京都では

 東京 高次脳機能障害協議会TKK 現在25団体が所属 ユニークな名前の会 猫のひげ おむすび メビウスのわ 相談会・講座等活発に活動している。 その他にも独自な活動を行う会あり。 太田寺子屋・足立さくら会等。

各地で頑張っている活動

 家族会および関連団体が設立した事業所 札幌 函館、帯広 岩手、宮城、山形、新潟 静岡、神奈川、東京 千葉、愛知、岐阜、大阪、広島、岡山、高知、 徳島、香川、愛媛、鳥取、出雲、大分 福岡、沖縄

多くは就労移行支援事業所 グループホーム豊橋、大阪、岡山 サ高住 愛媛

北多摩南部医療圏高次脳機能障害 支援マップ

- 東京都高次脳機能障害支援普及事業
- ・ 専門的リハビリテーションの充実事業
- 東京慈恵会医科大学付属第皿病院が受託 渡邊 修教授

診断。評価

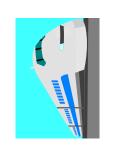
リハビリテーション 生活支援・対応法 制度利用等の相談

交通事情に関するエピソード

① 作業所の帰り進行方向を間違えて新宿まで行ってしまった。小田原方向く 厚木> 新宿

②新幹線での事件

乗車車両のわかりずらさ 発車までの時間が短い



・個人もにも名文学にし、いつも思えるようにしてください。 を個人もなってしてください。 様や個を使って伝えるにも 限り入れてみてください。 ■異常的に、顕確や並びたを指示してあげてください。■信によっては簡単を願ってあげてください。 離処しているようで参れば、 たき等って参げてください。事がな器所で築ち載くまで国 切ってください。 ●製力を開放と下面が歪曲され、防す・着える・減える・第中する・面 金のコントロードなどが関してなり、指面に関係を実す技能やいに終す。 を発展に発酵であるからいますが、一貫して関係と分からないがらいます。 洋、挿入が面積を関節していない面積を含めます。 作業所・職場等からの帰宅困難もしもの時リーフレットを作成しました。 災害時に対応される方へ 「高次脳機能障害」という見えない障害があります 多数な行動を具体的に指示してください。 てください。 ■のていないように見える (株によざける) 人がいます。集団や監督が善等な人がいます。 ・繋犬られないため、周じことを 解験も聞いてきたりします。 ・自分で贈ったことを添れている こともあります。 - 関リの状況が国籍しにくいため、 最極が合れないことがあります。 教権ができないこともあります。 ・自分で判断できない人、福道い な行動をする人がいます。 3:11での混乱 並べない、待てない! 布紙:ンスパンドーションや耐磨似 駆作: NPOMA 日本国文語版の似 もしものとぎ リーフレット 本人・家族・支援者のための 災害時 対応集

折角職場があっても通えない事情

①北海道の事例 過疎地 交通機関がない 自動車運転が不可と言われたため。

② 熊本県での事例。

無人駅のため危険であるから、となりの駅から乗車するようにと言われた。



高次脳機能障害に限った問題 ではない事例が日常にある

- 全日空機:視覚障害者が搭乗できず 内規の解釈誤り 毎日新聞 2014年05月29日
- 秋田県の全盲男性3人と介助人1人が29日、全日空機で秋田空港から大阪(伊丹)経由で大分へ向かおうとしたところ、直前に搭乗を拒否された。同社は内規の解釈を誤ったとし「当方のミスで、おわびしている」と話した。
 - 搭乗柜否されたのは秋田県視覚障害者福祉協会の煙山貢会長(72) と2人の男性副会長、介助の女性事務局員の計4人。大分市で29日始まった全国盲人福祉大会に参加するため、午前8時10分発の大阪便(定員72人)に乗る予定だった。搭乗手続きを済ませタラップを上ろうとした時「この大きさの飛行機では介助者1人につき障害者は2人までという内規がある」として搭乗を拒否された。羽田経由で大分に到着したが、遅れて一部の会議に出席できなかった。
 - 全日空広報部は「内規では介助者1人に障害者3人まで乗れることになっていた。大変申し訳ない」と話している。【池内敬芳】

障害者差別解消法の施行

みんな違ってみんな良いを実現するには

病棟、病床を転換した地域移行施設 精神障害者の地域移行

脳損傷関係で今起きている問題点

- 脳しんとうもおろそかにできない。
- 軽度外傷性脳損傷 MTB

スポーツ外傷を軽く見るな。 は決して軽度ではない。

コンタクトスポーツ



柔道、ボクシング、ラグビー、レスリング 相撲、剣道、サッカー、アメフト等。

当会に残されている課題

小児高次脳機能障害児教育の支援 重度・重複障害者の支援 災害時要援護者支援 介護者亡き後の支援

全国へ 情報提供と人材の育成 M · P· A· V を大切に。 組織変革とさらに前進へ 来年の15周年大会

高次脳機能障害者の 公共交通機関の利用について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部 中山 剛e-mail: nakayama-tsuyoshi@rehab.go.jp

- (1. 高次脳機能障害とは?)
- 2. 高次脳機能障害者の交通機関利用の問題点と対策
- 2.1. 高次脳機能障害の種類と外出時に困ったことの例
- 2.2.高次脳機能障害者にとっての移動、外出に関する調査など
- 3. 弊方で実施した2件の調査結果の概要

障害者の自律移動支援における情報技術利用方法に関する調査研究 高次脳機能障害者が電車を利用する際の困難さに関する調査研究

2. 4. 高次脳機能障害者の外出支援、訓練と補足資料

【注意障害】

- ぼんやりしていて、ミスが多い
- ふたつのことを同時に行うと混乱する
- 作業を長く続けられない
- 電車が到着したのに気が付かない
- 電車の種類を確認せずに乗車
- 操作が複雑な機器(自動券売機)でミスをする
- 落ち着いた環境を整える
- 作業は一つずつ

2. 1. (広義の)高次脳機能障害の種類と 外出時に困ったことの例

【失語症】

- 話すこと、聞くこと、読むこと、書くことなど様々に障害
- サインの文字(漢字やカタカナ)が読めない
- ・コミュニケーションにも障害 → 外出時にトラブルに
- 道に迷っても他人に聞くことが難しいケースも



- ・ 視覚シンボル(絵文字など)が結構、有効なケースも
- 中には手話でコミュニケーションしている方も居る

(ひらがなやカタカナよりも漢字の方が理解できる方もいる)

(記憶障害)

- 物の置き場所を忘れる
- 新しいできごとを覚えられない
 - がしご、ここここと、たったが。。 同じことを繰り返し質問する



- 財布や切符を無くす、置き忘れる
- 目的地や外出の目的自体を忘れる
 - 自動券売機の操作方法を忘れる





簡単な操作の機器

- ・ 代償手段(スケジュール帳、タイマー、携帯電話)
 - (絵は東京都福祉保健局のHP,

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/kojino/から)

、行動と感情の障害、

- 興奮する、暴力を振るう
- 思い通りにならないと、大声を出す
- 自己中心的になる
- 反対に、自発性が低下して自分からは動こうとしない

- 他の乗客とトラブルになりやすい
- 突発的な事象に対応できない/しようとしない
- 突然の変化に対応しに入いことを周囲が理解
- 場所を変える、あるいは話題を変える

- 自分で計画を立てて物事を実行することができない
- 人に指示してもらわないと何もできない
- 臨機応変を求められる状況は苦手
- 手順を立てることが苦手

→複雑な操作を要する機器に対して混乱



- 作業を単純化,順序だてで掲示
- 簡単な操作の機器

(絵は東京都福祉保健局のHP, http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/kojino/から)

半側空間無視

- 主には視覚の注意障害の一種
- 視力障害や視野狭窄とも異なり、 視覚「認知」の障害
- 左側無視のケースが多い

(半分の空間とは限らない)

- 空間無視のある側のサインや道の分岐点を見逃す
- 空間無視側の追突事故や転落などのリスクが高まる
- 人とぶつかってしまうリスクも高まる

→電車やバスの利用時に他の乗客とトラブルになることも



- 空間無視側に注意を喚起するシグナル、訓練
- 転落防止に(恐らく)ホームドア、 補は有効

- 意図した動作や指示された動作を行うことができない
 - 歯ブラシの扱い方が分からない - ネクタイがうまく結べない





(自動券売機や改札など)操作を要する機器の習熟 が難しい、時間が掛かる、分からない

- 複雑な動作の場合は簡素化
- ・簡単な操作の機器

(絵は東京都福祉保健局のHP, http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/kojino/から

【半側身体失認】

- 自分自身の身体像(イメージ)がゆがむ
- 身体の一部を自分のものでないように思う
- 麻痺があるのを認めない
- ぶつかってしまうリスクも高まる →対人トラブル, 事故, ケガ
- ・麻痺に無自覚で転倒リスクが上昇 ■
- ・ 周囲の理解(このような症状がある) (本人の自覚訓練, 習慣訓練)

失認症、

- 目は見えているのに、色、物の形、 物の用途や名称が分からない
- 絵を見て全体のまとまりが分からない
- よく知っている人の顔を見てだれなのか

分からない cf. オリヴァー・サックス - 妻を帽子とまちがえた男 (聴覚や触覚の失認もある) ■

- 標識が認識できない、乗り物自体が認識できない
- ・乗り物の音などの環境音の区別ができなくなって危険, etc.
- ・ 触れてみたり、音を聞くなど、他の感覚を使用
- 聞いて理解できない場合、筆談や手ぶり、ジェスチャーなどの工夫

【地誌的障害】

- 道順が覚えられない
- よく知っている場所でも道が分からなくなって迷う
- 自宅の見取図や、近所の地図が書けない
- 重度では自宅内で迷うことも
- 迷子になる
- 電車の乗り換えができない
- 写真の活用, GPS等の活用
- 連絡先を書いたカードや携帯電話の活用
- 案内の目印、分かりやすい標識

<u>高次脳機能障害の種類と</u> 外出時に困ったことの例のまとめ

- ・様々な高次脳機能障害によって移動(外出等)が困難な人は数多い
- 実際には複数の高次脳機能障害があることが多い
- ・「簡単な操作の機器」「わかりやすい案内標識」「ホーム柵などの防護」, etc.
- 別に高次脳機能障害者だけではなく他の利用者へも優しい ※空間無視、身体失認、漢字の方が理解できる方も居るなど 高次脳機能障害にある程度限られた症状もあるが・・・
- 高次脳機能障害の認知度のUP
- 周囲の理解(交通事業主を含めて)をお願いしたい

2. 2. 高次脳機能障害者にとっての移動、外出に関 する調査など

外出や公共交通機関利用時に困難を抱える 高次脳機能障害者は多数いる

- → 実態調査などの先行研究の一部で明らか:
- 東京医科歯科大学, 脳外傷後遺症実態調査(H16)
- 名古屋リハ, 高次脳機能障害者の在宅ケアニーズ調査(H18)
- 東京都高次脳機能障害実態調査検討委員会, 高次脳機能障害 実態調査(H20)
- 日本脳外傷友の会, 高次脳機能障がい者生活実態調査(H21)

する調査」結果報告書(H25)

- 全国失語症友の会連合会,「失語症の人の生活のしづらさに関

- 高次脳機能障害者の在宅ケアニーズ調査報告書 (H18.2)
- 名古屋市総合リハビリテーションセンターが実施
- 期間:H17.7~8, 名古屋リハの利用者

(当事者活動を含む)

- 約70%(102名のうち71名)が公共交通機関の利用時に何かの支援が必要
- 約27%(同28名)が支援度3(介助)以上の支援が必要 く支援基準>

0:自立, 1:準備, 2:確認·声掛け, **3:介助, 4:後処理**

(同報告書から引用)

脳外傷後遺症実態調査報告書(H16.11)

- 東京医科歯科大学難治疾患研究所被害行動学研究部門が実施
 - 期間:H16.7, 全国の18の脳外症後遺症状をもつ当事者団体

の会員779名

監視•監督:10.9% 全介助:15.0%

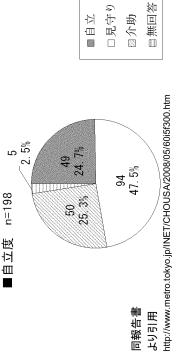
修正自立: 16.9%

市街地移動」に

おける自立と介助 (同報告書から引用)



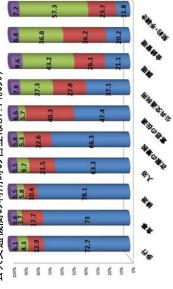
- 期間:H20.1, 都内の医療機関調査(603個所) - 東京都高次脳機能障害実態調査検討委員会
 - と本人調査(198人)
- 「見守りもしくは介助が必要」な回答者は70%超(本人調査)



高次脳機能障がい者生活実態調査報告書, H21

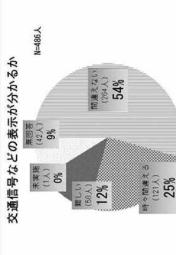
- 日本脳外傷友の会(全国の当事者、家族の会)
- 46都道府県の, 配布数3,841通、回収数1,715通
- 日常生活の状況(平成21年)

公共交通機関の利用時の自立は37.1%のみ



全国失語症友の会連合会の調査結果の続き

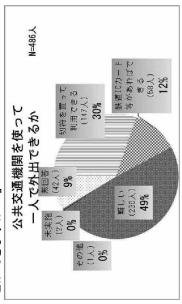
交通信号、道路標識、トイレ、エレベーター、受付、公衆電話 、非常口、地下鉄、バス、タクシーなどの表示がわかりますか



|同報告書から引用 http://japc.info/)

· 失語症の人の生活のしづらさに関する調査, H25

- 全国失語症友の会連合会(失語症の当事者と家族の会)
- 47 都道府県、失語症者本人が486 通、家族が432 通
- 「電車やバスなどの公共交通機関を使って一人で出かける ことができますか?」



|同報告書から引用 http://japc.info/)

2.3. 弊方で実施した2件の調査結果の概要

- 背景:高次脳機能障害者を対象とした交通バリアフリーの観点からの調査は殆ど実施されておらず,詳細はこ。
- H20年度とH22, 23年度に2件の調査を実施:
- 障害者の自律移動支援における情報技術利用方法に関 する調査研究の一部として,
- ・当事者、家族の会へアンケート調査(H20)
- 高次脳機能障害者が電車を利用する際の困難さに関する調査研究(エコモ財団の助成、H53、H24)

(但し, 前者の調査は交通バリアフリーは一部)

障害者の自律移動支援における情報技術利 用方法に関する調査研究, H21.3

- 期間:H20.11~H21.3
- 高次脳機能障害当事者・家族の会の会員
- ・16の当事者・家族の会の会員と1施設の利用者
- 脳外傷友の会, 東京高次脳機能障害協議会など 北海道, 埼玉, 東京, 神奈川, 愛知, 鳥取, 福岡, 大分, 沖縄, etc.
- ・方式:郵送配布回収(一部会長から一括メール)
- 郵送対象1,031通, 郵便回収481通(回収率46.7%)
- 一括メール回答数24通,計505通が集計対象

http://www.rehab.go.jp/ri/rehabeng/jiritsuidou_hp/indexj.htm 中間報告(回収数: 293通時点)を以下のUKLで公開:

- 調查項目(31項目) I
- 障害の状態や原因
- ・携帯電話の利用状況や使いにくい点
- 外出の状況や困っている点など

型の子 **壶隰**类 害鄣鸻薃龀 **SELECTION** A SELECTION TO A SELECT 医计機能障害 **野無間空側半** 269 害勤の情感情の障害 149 **쾇**嚭类 人数[名] 人数[名] 人数[名] 人数[名] 人数[名]

ながぶ

地誌的障害 22.7%

26.6% 79.8%

- 遂行機能障害

- 記憶障害

63.2%

注意障害

- 本項目回答489通, 複数回答有

高次脳機能障害の種類

高次脳機能障害の種類



外出の頻度と主な外出手段

300 250 200 150

ほとんど外 出しない 4.3%

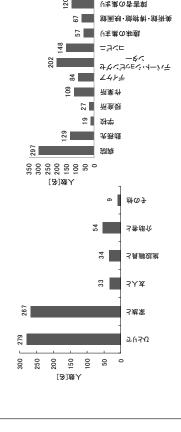
2.4%

月2回 °6.

画1回

100 20

> 通2~3回 20.3%



単の子

-1:44

-1:444611

車るも連重が裁索 車る专連重が代合自

> ほとんど毎 66.3%

誰と外出するか(n=485, 複数回答有)

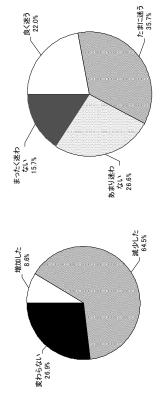
主な外出手段(n=487, 複数回答有)

外出の頻度(n=492)

主な外出先(n=485, 複数回答有)

42

<u>受傷(発症)後の外出頻度の増減と</u> 道に迷う程度



受傷(発症)後の外出頻度の増減(n=479) 道

道に迷う程度(n=451)

高次脳機能障害者が電車を利用する際の困難さ に関する調査研究(エコモ財団の助成、H23、24)

- - 弊センター内の関連部署,職リハなど外部からも協力

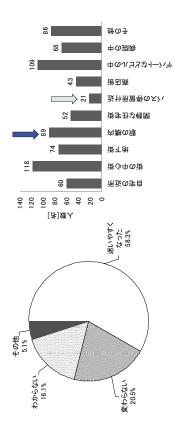
,実施内容

- 高次脳機能障害者・家族に対するヒアリング調査
- 外出時の観察と携帯電話による介入評価
- 高次脳機能障害者・家族に対するアンケート調査

エコモ財団の以下のURLで結果の概要が公開:

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/bfjyosei/2011/bfjyosei_2011result.html

<u>受傷(発症)後の迷いやすさの変化と</u> 迷ったことのある場所



受傷(発症)後の変化(n=410) 迷ったことのある場所(n=332, 複数回答有)

高次脳機能障害当事者と家族22名参加の

1. 駅に着くまでの問題

グループミーティング

- ①ナビの利用について
- 自分の判断で指定された ルート以外に進んだ場合



ルート以外に単んに場合にナビはすべにリルートしてくれない

- |こノこ[なう\ |こノが~| 「ここんがない。 | 指定されたルートが必ずしもわかりやすいとは限らない
- 近所の神社に行こうと検索したら、同名の遠方の神社が ナビされて驚いた。
- 駅構内ではナビがうまく機能しないことがある

- たとえ遠回りであっても何度か使用した道の方を表示してほしい。
- ・ 危険な道は除外してほしい、もしくは家族が除外設定できるような機能がほしい
- 目安や目印になるところを優先的に指示してほしい
- <u>駅員を呼ばないと降りられない駅等は予め除外し、降りやす</u> い駅を教えてほしい
- ② 困ったことのある様々な場面
- 道路でつまずくことが多い
- 古い駅はまだ階段しかなく不便で付き添っている家族も大変 →もっとエレベーター、スロープなどのパリアフリーがほしい
 - スロープで若者がスケートボードをしたり座り込んだりしていて困った。
- →(マナーを守らない若者に対して)もっと駅員の配慮がほしい

新幹線に乗車する際、やっとの思いで自分の座る車両番号を見つけたが、その瞬間にドアが閉まってしまい結局乗れなかったことがある

→状況認識, 判断の問題

通学時間帯、改札~電車に乗るまでの間を子どもたちが急 いで走っており、スロープがあっても非常に怖かった

→マナーの問題, 駅員の注意放送に期待

- 麻痺を考慮して、自動改札は左右両方でタッチできるように してほしい
- ・身体障害者にとっては階段を降りる時の方が怖い。片方あればいい、は健常者の発想。階段の手すりやエスカレーターを両側に設置してほしい
- 視覚にも障害があるため、階段の色や高さがわからない
- ホームドアを急速に全国展開してほしい
- 身体障害も伴う高次脳機能障害者の困難さ, ご要望

2. 駅の改札を入るまでの問題

- ・ 工事で改札が移動しており、改札の場所がわからず結局徒歩で帰ったことがある
- →記憶障害者では、記憶を修正することがとても難しい
- →<u>改札ひとつとっても迷ってしまう高次脳機能障害者の声を聞い</u> てほしい
- 障害者手帳の割引率が交通機関によって異なるため、高次脳機能障害者にとってSnicalなかえって不便なことがある
- →子供用Snicaを高次脳機能障害者にも使用できるような制度が ほしい
- チャージ不足で出られず、混乱したことがある
- →純粋な身体障害者と異なり、高次脳機能障害者にとっては自 身で判断することが難しいことを理解してほしい

電車に乗るまで/乗っている間/乗り換えの問題

- 見た目は障害者にみえないため、優先席を利用すると怒られる。 一度は殴られた
- 本来障害者も乗れる女性専用車だが、その表示があまりにも小さいため男性の当事者は乗りづらい



- →外見からは障害があることがわかりにくいことも多い →利用者の範囲の明確化, 周知, 情報表示の方法
- ・バスによっては障害者手帳の提示も求められるが、手帳を 鞄から出すのも高次脳機能障害者では混乱する
 - →遂行機能障害に起因か?
- →外見からは障害があることがわかりにくいことも多い
- →[高次脳機能障害」に対する認知度UP

テキストマイニングツールで意見 や要望を分析

【著作権の問題で図を省略:代替として概要を文章で示す】 混乱すると共起しているのはバス、利用、身体障害者手帳となっている。 また、改札、当事者といった単語もリンクしていることが分かる

「混乱する」あるいは「不便」と共起しているキーワード(座談会)

【著作権の問題で図を省略:代替として概要を文章で示す】 改札と共起しているのは、表示、駅、分かりにくい、欲しいなど 位置と共起しているのは駅、分かりにくい、当事者などの単語も共起している。

「改札」「位置」と共起しているキーワード(座談会)

高次脳機能障害者・家族に対するアンケート調査

- 調査票:自記式, 本人 and/or 家族等, 7ページ
- A版:高次脳障害者の団体へ, B版:失語症者の団体へ ※以下の図表では「A版を高次脳」,「B版を失語症」と略記
 - 配布票数1758通(A版979票, B版779票)
- 送付方法:代表者を通じて配送
- 期間:2012年10~12月
- 高次脳機能障害者、失語症の当事者・家族会(34団体)
 - ・東京, 神奈川, 埼玉, 千葉の4都県
- 回収方法:調査責任者に郵送返信(無記名)
- 有効回答票数は684票(回収率39%)

- 期間: 2012年11月~2013年2月

• A版417票(43%), B版267票(34%)

【著作権の問題で図を省略】 あると良いと共起しているのは、素早く、携帯電話、当事者、知らせる、 位置、高次脳機能障害などであることがわかる。

「あると良い」と共起しているキーワード(個別)

- ・「混乱する」と「不便」,「改札」と「位置」と「わかりにく い」に繋がり
- ・「高次脳機能障害の当事者」、「携帯電話」,「電車」「 駅」,「位置」を「知らせる」ことと「理解」に繋がり
 - →"あると良い"

年齢, 障害の原因, 高次脳機能障害の種類

- 現在の年齢は53.9±17.3歳:受傷/発症後約10年
- 高次脳:45.3土15.3歳(8歳~84歳)
- 失語症:67.9± 9.4歳(37歳~85歳)
- 障害の原因
- 高次脳:頭部外傷,脳血管障害が多い
- 失語症:脳血管障害が圧倒的に多い
- その他の原因として, 低酸素脳症, 脳炎など
- ・障害の種類・・・複数の障害を有するケースが多い
- 高次脳:記憶障害,注意障害,遂行機能障害,行動と感情の障害,失語症,地誌的障害が多い
- 失語症:失語症は94%以上, 記憶障害, 半側身体失認

自宅の近所への外出の自立 or 介助

失語症のグループでは、「できる」という回答が72%、「身体原因」が18% 認知原因」が7%、「その他」が3%

高次脳は認知が原因が多く、失語症は身体が原因が多い

3割弱が要介助 (7割程度が近所へ一人で外出可)

電車や地下鉄の利用 自立 or 介助

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループでは、「できる」という回答が67%、「身体原因」が7% 「認知原因」が21%、「その他」が5% 失語症のグループでは、「できる」という回答が68%、「身体原因」が19% 「認知原因」が11%、「その他」が2%

- 3割程度が要介助 (2/3程度は一人で乗れる)
- 高次脳は認知が原因が多く,失語症は身体が原因が多い
- 図に含まれていない非該当(外出自体をしない/できない)も多い

自宅の近所で「道に迷うか」

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループでは、「よく迷う」という回答が10%、「たまに迷う」が19% 「あまり迷わない」が30%、「全く迷わない」が41% 失語症のグループでは、「よく迷う」という回答が2%、「たまに迷う」が6% 「あまり迷わない」が24%、「全く迷わない」が68%

-→ "29%" は よく / たまに迷う(高次脳)

駅の構内で迷うか

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループでは、「よく迷う」という回答が13%、「たまに迷う」が35% 「あまり迷わない」が31%、「全く迷わない」が21% 失語症のグループでは、「よく迷う」という回答が4%、「たまに迷う」が25% 「あまり迷わない」が35%、「全く迷わない」が36%

- 高次脳では47%がよく/たまに迷っている
- ・ 図に含まれていない非該当(主には「外出自体をしない/できない」「常に同行者が居るので迷わない」)も多い

駅利用の際の改善して欲しいか否か

【著作権の問題で図を省略: 代替として主だった回答を文章で示す】 駅構内の表示、自動券売機、自動改札、プラットホーム、電車の車内の各項目で 40%~50%強の割合で改善して欲しいと感じたことがあると回答

- 回答者のうち4割~5割強が駅の各ポイントで改善して欲しい と感じたことがある
- ・cf.「外出で因ること」で「乗り物の利用が不便」な割合は、視覚障害32%。 聴覚・言語障害14%,肢体不自由25%,内部障害13%(H18厚労省調査)

自動券売機に関する改善要望点

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループで操作手順の違い、機種依存が40%強、 乗り換え切符の購入方法が30%強、操作間違いの訂正方法が30%強。 失語症のグループではチャージ方法が40%強、操作手順の違い、機種依存、 乗り換え切符の購入方法、操作間違いの訂正方法がそれぞ20%弱。

- ・自動券売機の機種による操作方法の違いがネック
- ・ 乗り換え切符の購入や操作ミスの訂正などの操作も難しい
- 失語症連合会向けの回答者にとって「チャージも難しい」

駅構内の表示に関する改善要望点

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループで案内図が60%強、行先案内が30%強、路線図が30%弱 失語症のグループで案内図が50%弱、行先案内が30%強、路線図が30%弱

- 構内の案内図に対する改善要望が高い
- 行先案内,路線図と続く

自動改札機への改善要望点

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループで対面からの利用者が50%強、切符利用できない改札機が30%強、 失語症のグループでは切符利用できない改札機、対面からの利用者、カード料金不足 の表示が30%強

- 対面からの利用者に対する要望が高い, 特に高次脳
- 切符を利用できない改札機に関する要望も高い

プラットホームでの案内改善要望点

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループでは、電車関連の放送が40%強、次発案内が30%強、 電車の行先表示が30%弱、路線図が20%強。 失語症のグループでは、電車関連の放送が約40%、路線図が30%強。

- ・電車に関する放送への要望が高い
- , 次発案内, 電車の行先表示, 路線図が次ぐ

「一人で電車に乗れるか」と「駅構内で迷うか」のクロス

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 一人で乗れるという回答者でよく迷うという回答は少数であり、たまに迷うと合わせて 40%弱。身体障害で同行者が必要な回答者でよく迷うという回答は10%強で、 たまに迷うと合わせて60%強となる。高次脳機能障害で同行者が必要という回答者 ではよく迷うという回答が50%弱であり、たまに迷うと合わせると80%弱にのぼる。 (調査票A版のみ)

電車の車内での改善要望点

【著作権の問題で図を省略:代替として主だった回答を文章で示す】 高次脳のグループでは、電車から見たホームの駅名が60%弱、車内放送が40%強、 車内の電光掲示板の駅表示が30%弱。

失語症のグループでは、電車から見たホームの駅名が60%弱、車内放送が50%弱 車内の電光掲示板の駅表示が40%弱。

- 電車の車内から見たホームの駅名表示への要望が高い
- 車内放送への要望が次ぐ
- 電光掲示板の駅表示に対する要望も高い、特に失語症方面

「一人で電車に乗れるか」と「駅構内の各場面で改善希望があるか否か」のクロス

【著作権の問題で図を省略:代替とLて主だった回答を文章で示す】 一人で電車に乗れるという回答者は各場面での改善希望者の割合は駅構内の表示、 自動券売機、自動改札、プラットホーム、電車内の各項目で 30%~50%弱の間となっている。

ランパーランパッカンによっている。 身体障害で同行者が必要な回答者は改善希望の割合が高く、それぞれの項目で 60%弱~70%強となっている。

高次脳機能障害者の外出支援、 と補足資料 4

- 高次脳機能障害者の支援や訓練アプローチ
- 構造化、作業手順のシーケンシャル化 I
- 外出に関する支援や訓練
- 繰り返し練習
- 風景写真や地図等の利用
- (携帯電話やGPSを利用している機関も)
- ガイドヘルパー制度 -> 少しずつ浸透中か
- 外出や公共交通機関利用での構造化?

・・・> 公園 バリアフリー ら

構造化(時間,場所,行動,方法)

- 認知リハ、職業リハで利用されてきた方法論
 - 自閉症プログラムなどでも実施

例: 行動と方法の構造化

- ・作業は10ず0ツーケンツャル表示
- パチンコ屋の 角を左折する ・ループ作業設定可能(回数をカウント)

(voice)

直進します。 既存機器には無い要素 Rを出たら右折する 地図を確認する

場所、行動、方法の構造化の例:手順支援機能



- 共同:(独)高齢・障害者雇用支援機構,明電ソフトウエア(株)

PDA用支援ソフトを開発、市販化(2004.7~)

~記憶障害、注意障害、遂行機能障害、地誌的障害、etc.

高次脳機能障害者の支援研究(2002~)

PDA: 手のひのサイズのパンコソ

- 高次脳機能障害者に限らず,様々な障害者の支援機器 - 高次脳機能障害者の支援機器の研究開発も

講演者・・・ 障害者の支援,支援機器が専門



(補足)エコモ財団:色々な取り組み

- コミュニケーション支援ボード
- 「~知的障害、発達障害、聴覚障害や高齢者、日本語のわからな い外国人等の~」
- ー> 失語症者も明示的には含まれていない







- らくらくお たか ナネット
- 高齢者・障害者等の公共交通機関不便さデータベース
- 交通事業者向けバリアフリー教育訓練研修
- バリアフリー整備ガイドライン
 - 標準案内用図記号, etc.
- 引用: エコモ財団 http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/index.html

・「簡単な操作の機器」「わかりやすい案内標識」「ホー ム柵などの防護」, etc.

- "環境側"へのアプローチ・・・ICFの環境因子
- 交通バリアフリー, ユニバーサルデザイン, デザインフォーオ ール、アクセシブルデザインの観点で
 - 別に高次脳機能障害者だけではなく他の利用者へも優しい ※空間無視、身体失認、漢字の方が理解できる方も居るなど 高次脳機能障害に比較的多いファクタもあるので注意
- 1st step: 高次脳機能障害の認知度のUP

- 周囲の理解(交通事業主を含めて)をお願いしたい

第 14 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ: 障害者権利条約と情報アクセシビリティ>

1 概 要

1.1 日 時: 平成 26 年 7 月 25 日 (金) 18:00~20:10

1.2 場 所:TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンス 3C

1.3 講 師:山田肇氏(東洋大学大学院経済学研究科 教授)

1.4 話題提供者: 芳賀優子氏(弱視者問題研究会 会員)

1.5 参加者:28名

1.6 講演概要:

はじめに山田氏より、障害者権利条約や障害者差別解消法における情報アクセシビリティについてお話いただきました。

「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」第9条において、輸送機関同様に「情報通信」は利用する機会を確保するための適当な措置をとること(直接的差別の禁止)が明記されています。例えば、大学受験の情報や就職試験のエントリーはインターネットが当然となっている現在の社会環境では、情報通信を利用できなければ社会参加できない時代となっています。このような中、障害者や高齢者は情報化に乗り遅れていることが多く、地上デジタル化後のテレビリモコンはボタンが多いため使いにくかったり、銀行 ATM のタッチパネルは操作が難しかったりします。そのため、2004年5月に障害者や高齢者に配慮するための JIS 規格 X8341 (「やさしい」と読む)シリーズ「高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス)が策定されました。ウェブは、多くの利便や情報をもたらしますが、アクセシビリティに対応していなければサービスを利用できない人もいます。また、今後さらに増加が見込まれるスマートフォンに対応できていないことにも問題があります。しかし、障害者や高齢者にとって情報の電子化はあらゆる面で有効であるとともに、プライバシーの確保の観点からも効果があります。

日本は JIS 規格を策定しましたが、まだまだ操作しにくい、利用できない情報通信機器やサービス(製品)があふれています。そこで、このような状況を打破するため、欧米政府が取り組みはじめた情報アクセシビリティの公共調達基準が参考となります。例えば、アメリカでは、リハビリテーション法 508 条に基づく施策として、2001 年 6 月より情報アクセシビリティ配慮製品の調達が連邦政府の義務になりました。これにより企

業は技術基準に準拠する製品開発に取り組むとともに、準拠をアピールのひとつとして活用することができるようになりました。このようにアクセシビリティを要件化したことで、企業は規模の大きな公共調達での購入が保証されること、政府は公共調達コストが増大する一方で、支援技術のための福祉予算を削減できること、利用者は利用可能な情報通信機器・サービスが充実することでそれぞれの立場においてメリットが生まれました。

一方、2016年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」第7条に行政機関等の義務が明記されていますが、公共機関におけるウェブアクセシビリティ対応については、原則、義務とすべき直接的差別の禁止にするのか、それとも過重な負担を伴わない場合の合理的配慮として間接的差別の禁止にするのかが課題となっています。例えば、オーストラリアでは1992年に「障害者差別禁止法」第24条において直接的差別の禁止が明記されており、2000年のシドニーオリンピックでは、この法律を根拠とした組織委員会サイトに苦情申し立てがあり、賠償金の支払いが課せられました。

国際的にはウェブコンテンツに関する標準「WCAG2.0」で、達成等級の基準として、「A」、「AA」、「AAA」が定められています。英国、ドイツ、韓国、ニュージーランド、カナダなどでは、ウェブは公共性のある施設の一つと位置づけられ、「WCAG2.0」の達成等級も「AA」が目標となっています。

そこで、日本の公共機関におけるウェブアクセシビリティの経済効果を算出するため、ウェブアクセシビリティに対応するためのサイト改修費を自治体(中央官庁を含む)のサイトリニューアル費用から推計しました。サイトリニューアルの前提条件として、CMS(Content Management System)を導入し、アクセシビリティに対応することとしました。具体的には、人口 100 万人以上の自治体と中央官庁の 111、人口 10 万人以上 100 万人未満の自治体が 278、人口 10 万人未満の自治体が 1453 とし、それぞれのサイトリニューアル概算費用を 5000 万円、1000 万円、600 万円としました。その結果、すべての公共機関のサイトで達成等級「AA」準拠を目標に、CMS を導入する総計は、約 170 億円なりました。一方で、身体障害者(18 歳以上)の雇用率が 0.1%向上すれば、増加する賃金は 100 億円以上となり、アクセシビリティに対応したサイトリニューアル費用はまかなえる可能性があることからも、ウェブアクセシビリティ対応は直接的差別の禁止で進めていくことが望ましいとまとめられました。

続いて、芳賀氏より「弱視者の日常生活から感じる情報アクセシビリティの大切さ」 と題し、お話いただきました。

視覚障害者は、日常生活における様々な場面においてウェブから多くの情報を収集し

ています。しかしながら、最近のウェブにおいては、動画や画像等が多くなっており、 音声では理解することが難しくなっています。最低限、画像の説明をテキスト提供され ていることが望ましい。

また、近年 PDF による情報共有や暗号化されたパスワードなどのセキュリティ対策等については苦労しています。さらに、旅行の時などは様々な問題点に直面します。例えば、障害者割引制度を知らない職員が対応したり、バリアフリー設備は整っているが、いざ使い方が分からない時に直接職員に聞きたいけれど職員が常駐していないなどの問題があります。すべてのことに共通するのが、ICT などの機器や情報だけ、人だけというようなサービスではなく、両者の組み合わせによるサービス提供が重要であるとまとめられました。

1.7 質疑応答

- 講師:6年後のオリンピック・パラリンピックは、障害者を含めた外国人をどのように迎えるかが問題であり、最もすべきことの一つが英語での情報提供である。また、英語も that や where 等の接続詞をあまり使わないシンプルな構文とすることが重要である。恐らく、開催時にはスマートフォンを情報にかざせば、母国語に翻訳する機能が備えられる。そのことにより、外国からの来日者には、情報のバリアは少なくなる。それに加え、日本独特の表現を改善していく必要がある。(山田氏からの補足)
- 質問者 1:以前の日本では、パーソントリップのデータなど公的な情報を取得するのに、 時間も資金も必要であった。オリ・パラ開催においては、情報へのアクセスがポ イントになると思うか、いかがか。
- 講師:近年、日本ではオープンデータやオープンガバメントというような取組みが行われ始めている。そこで論点となっているのが、機械での読込が可能かどうかという点である。画像での情報提供は、機械では読込むことができない。例えば、googleエンジンでの検索であっても、画像での情報は検索されにくい。要は、情報へのアクセスというのは、視覚障害者の利便性の向上と同じである。基本は、テキストで提供することである。
- 話題提供者(芳賀氏):パソコンが普及する前、視覚障害者の不便さは①情報が取れないことで自由に歩き回れない、②紙に書いてあることの読み書きが難しいことである。パソコンが普及したことにより、情報を自由にとれて歩き回れる。またパソコンは「入力、計算、出力」という3ステップになっており、計算は共通で、入力と出力はその人の状況に合わせて選べることが、私たちの情報アクセスにとっ

てとても大きい。このことにより、情報の読み書きが可能となった。

- 質問者 2:複雑な段落構成や改行、装飾などの書式情報がないテキストデータの良いところは、内容がわかりやすいこと。単に音声で読み上げればよいというのではなく、音声で聞いて内容がわかる形式にすることが必要である。最近、情報の不正アクセス防止のため、意図的に歪ませた文字と数字の羅列を再入力させることで、セキュリティ対策をしており視覚障害者には使えない。総務省のパブコメでも同様な手段を用いているが、どのような改善要求をすればよいか。
- 講 師:例えば、文字入力でない音声入力による代替手段を準備するよう要求すべきだと 思う。X8341の中でも利用者の声、意見を聞きながら改善していくことが明記され ている。
- 質問者3:①情報のアクセシビリティなどの重要性が分からない人が多いが、どのような アプローチが考えられるか。②情報アクセシビリティについては社会負担で担う べきではないか。
- 講 師:①理解の促進については、最終的に政治だと思う。昨年度、ネット選挙が解禁されたこともあり、今後政治家に取り組んでもらう必要がある。②情報アクセシビリティは、障害者だけのものではないので、必要があれば増税により財源を賄う対策なども考えられる。
- 質問者 3:情報については、世界に先駆けて取り組むべき。遅れを取り戻すには時間も費用もかかってしまう。また、情報産業の育成という意味でも取り組むべきである。
- 質問者 4:公共交通機関の情報を視覚障害者に提供するときは、どのようなものがよいのか。
- 話題提供者(芳賀氏):路線検索等で路線名だけではなく、番線情報も提供しているサイトを活用している。人に聞くときに、番線だと答えてくれる率が高まる。また、できるだけ多くの情報のあるサイトが利用しやすい。
- 質問者 5:出口がホームのどこにあるか位置情報があるとよい。その情報を得られれば、 乗る車両を選べ、危険なホームを歩かなくてもよい。また、万人にもわかるよう に、例えば山手線であれば、「○○駅寄り」という情報があればさらによい。
- 講 師:最近だと、有料サイトで詳細な乗換情報などを提供することが成立しているので 参考になる。

2 配布資料

次のとおり。

障害者権利条約と 情報アクセンビリティ

2014年7月25日 山田 肇_(東洋大学)

権利条約が情報通信に言及する理由

- 情報通信を利用することで社会生活が営まれる
- 大学受験情報はインターネットで検索する
- 就職試験のエントリーはインターネットで
- 企業間取引は電子化される
- おいしい店はネットで探す
- 旅行予約はインターネットで割引
- ・情報通信を利用できなければ社会参加できない 時代

直接的差別の禁止

障害者権、「約におけるアクセシビリティ

- 障害者を囲むが、の側に社会参加を阻む要因があるとして、改きを要求していることに特徴。
- 第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ
- 締約国は、…生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として…物理的環境、輸送機関、情報通信…を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを今ま、

間接的差別の禁止

情報化に乗り遅れる障害者・高齢者

テレビのリモコンはボタンが多く使えない簡単リモコンはあるが、有料(2500円前後)の

イプション

銀行ATMIなタッチ パネルの操作が むずかしい.....



高齢者・障害者に配慮するためのJIS規格

- 高齢者・障害者が利用できるようにするため、 技術基準を示すJIS規格(日本工業標準)
- X8341シリーズ「高齢者・障害者等配慮設計 指針ー情報通信における機器, ソフトウェア及 びサービス」
- 1 共通指針(2004年5月)
- 2 情報処理装置(2004年5月)
- 3 ウェブコントンツ(2004年6月)
- 4 電気通信機器(2005年10月)
- 5 事務機器(2006年1月) など

13年参議選 比例区候補者名簿(総務省)

- アクセシビリティに対応しない公共サイトでは、 障害者が公共サービスを利用できない
- 画像PDFで党名・ 候補者名が 読み上げられない
- スマートフォンで 字がつぶれる



社会生活でのウェブの活用と障壁

- ウェブは障害者にも多くの利便
- アクセシビリティに対応しない公共サイトでは、 障害者が公共サービスを利用できない
- アクセシビリティ非対応は、高齢者・スマートフォン利用者などにも、利用しずらい・利用できない問題をもたらす

電子行政の価値



- 現状:視覚障害者は周りに他人がいる行政窓口で、口頭で各種の申請。プライバシーはない
- ・ 将来:アクセシビリティに配慮したインタフェースを備えた電子申請窓口に自宅からアクセス。プライバシーを確保
- 権利条約における直接的差別の禁止「生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にする」 は重要

国際標準化でも世界に貢 JIS規格は描い、 献してきたが

- 操作しにくい、利用できない情報通信機器・サー ビス(製品)がわが国の市場にあふれているの はなぜか
- 準とし始めたことは、この状況を突破する参考に 欧米政府が情報アクセシビリティを公共調達基 ならないか

公共調達での義務化:アメリカでは

- 2001年6月より情報アクセシビリティ配慮製品の リハビリテーション法508条に基づく施策 調達が連邦政府の義務に
- 企業は508条技術基準に準拠する主流製品の 開発に努力、準拠をアピール
- Windowsにもアクセシビリティセッティングが



コンピューターの**簡単操作センター** 設定の提案の表示 | 視覚ディズルイの最適化 | 音を視覚的な合図に置き換える設定 マウスの動作の変更 | キーボードの動作の変更



音声認識 音声認識の開始 | マイケのセットアップ

直接的差別の禁止

宇者差別解消法(2016年施行予定) 改機関等の義務(第七条)

- な差別的取扱いをすることによい 利利益を侵害してはならない。 間接的差別の禁止 たり、障害を理由として障害者でない者と不当 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当
- …社会的障壁の除去の実施について必要かつ …障害者から現に社会的障壁の除去を必要と している旨の意思の表明があった場合におい て、その実施に伴う負担が過重でないときは、 合理的な配慮をしなければならない。

要件化の意義

- 購入が保証されることは、大きなインセンティブ 企業の立場では、規模の大きな公共調達での
- 政府の立場では、公共調達コストは増加するが、 その分、支援技術のための福祉予算を削減
 - 対象となる利用者の立場では、利用可能な情報 通信機器・サービスの充実

公共機関のウェブアクセシビリティ対応は

- , 直接的差別の禁止として原則,義務とすべきか
- それとも、過重な負担を伴わない場合の合理的対応、すなわち間接的差別の禁止を適用すべきか

WCAG2.0 (Web Content Accessibility Guidelines第2.0版)と達成等級

- JIS X8341-3:2010として国内標準
- ISO/IEC 40500:2012として世界標準
- 個々の達成基準をA、AA、AAAIこ分類
-) 達成等級AIC適合するICIなAIC分類された達成 基準のすべてを満たすことを要求
- 達成等級Aではα%の、加えてAAにも適合すれば、(α+β)%の利用者ニーズを満たす

オーストラリア

- 1992年障害者差別禁止法第24条
- 支払いの有無を問わず、商品やサービスを提供する 又は施設を提供する者が、他人の障害を理由に以下 の差別を行うことは違法である
- 提供の拒絶、利用条件・方法の差別を列挙
- 2000年シドニーオリンピックで、第24条を根拠に 苦情申し立て。組織委員会はサイトを改修し、賠償金を支払い
- 政府の目標:2012年末までに達成等級Aに、 2014年末までに達成等級AAIに適合

米田

- 1990年障害を持つアメリカ人法302条(公共性のある施設のアクセシビリティ)
- 所有、リース、運営の形態を問わず、場所を問わず、 公共性のある施設において提供される商品、サービス、施設、特典、利益又は便宜を、完全にかつ平等 に享受することについて、何人も障害を理由に差別されてはならない
- 民間企業にも訴訟対象。ディズニーは2011年に 和解。スケジュールやレストランメニューの閲覧 、チケットの購入などへの対応を実施

欧州議会(2014年2月26日)

- ・すべての公共団体・公共サービスを提供する企業にウェブアクセシビリティを求める欧州指令案を可決。全域での義務化は最終準備段階に
- 新しいコンテンツは1年以内に既存のコンテンツは3年以内に(第10条)
- 180十次131~78.10水/ WCAG2.0の達成等級AAIC準拠する(第5条第3項)

公共機関ウェブアクセシビリティの経済効果

- 費用:ウェブアクセシビリティに対応するためのサイト改修費
- 効果:社会全体として追加される利益
- 費用対効果を求めた結果、改修費があまりに高額で相当する効果が期待できないとなれば、「実施に伴う負担が過重」と判断される余地はある

各国動向のまとめ

- 加えて、英国、ドイツ、韓国、ニュージーランド、 カナダなど、直接的差別禁止の文脈での義務化 は世界的潮流。人権であるがゆえに「実施に伴う負担が過重でないとき」にはといった条件が付 されることはない
- ウェブは法律では直接規定されず、公共性のある施設の一つ。技術進歩が急速な分野では、法律は原則規定、省令で詳細規定が通例
- WCAG2.0の達成等級AAが目標

自治体サイトリニューアル費用からの推計

- サイトのリニューアル時点がアクセシビリティ対 応の最大のチャンス
- CMS(Content Management System)を導入しアクセンビリティに対応する、リニューアルの業務委託契約の入札・落札情報を調査し、費用を推計
- CMS:テキストや画像、ハイパーリンク、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、あらかじめ用意したサイトデザインのテンプレートに沿って、サイトの構築を自動的に行うソフトウェア。

自治体の実例

- 10万人未満の地方自治体の場合
- 茨城県守谷市は、2013年にリニューアルし、達成等級AA(一部、等級AAAを含む)に準拠。CMSにかかる初期導入費用を含め578万円で、その後、毎月17万円の使用料がかかっている
- 人口10万人以上、100万人未満の場合
- 兵庫県明石市は、2012年度に実施し、達成等級A(一部、等級AAを含む)を目標。入札額は最高1238万円、最低1030万円
- 奈良県奈良市は、2013年に業務委託先を公募。達成等級AAを目標。入札額は777万円

自治体費用からの推計

- 人口100万人以上の自治体は11、10万人と100万人の間は278、残りの1453は10万人未満だが、中央各府省も加え、人口100万人以上の地方自治体数を111と見なす
- 100万人以上におけるリニューアル費用が5000 万円、10万人と100万人の間では1000万円、10 万人未満では600万円であるとする
- すべての公共機関で達成等級AA準拠を目標に CMSを導入するリニューアル費用の総計は、 170億円

自治体の実例

- 100万人以上の地方自治体の場合
- 神奈川県川崎市は、2011年にホームページ再構築事業の一般競争入札を公告。1万5千ページ以上を対象に業務を実施。実施後のサイトは達成等級AAに一部準拠。再構築事業の落札金額は5474万円

費用対効果

- わが国ですべての公共機関がウェブアクセシビリティに対応する総費用は100億円前後
- 身体障害者(18歳以上)の総数は356万人の中で雇用率が0.1%向上すれば、増加する賃金・工費は100億円以上
- 障害年金受給者の0.1%が半額支給から停止に 移ると、停止される障害年金の総額は10億円

粘 器

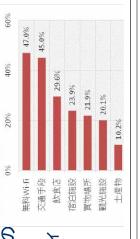
- 世界各国では、障害者の人権を規定する法律に基づいてウェブアクセシビリティが義務化されている
- 自治体サイトリニューアル費用から見積もれば、 わが国ですべての公共機関がウェブアクセシビ リティに対応する総費用は、障害者の雇用率が 0.1%向上すればまかなえる
- 障害者差別解消法第七条に基づいて、直接的 差別禁止の文脈でアクセシビリティ対応を求め るのが適切

交通エコロジー・モビリティ財団との協力

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、情報アクセシビリティが世界に試される機会

図表1. 日本滞在中にあると便利な情報

- 東京への来訪者には <u>B表1.日本端</u> 交通のアクセンビリティ◆回答者全体 が重要だが、来訪前の ss 情報収集段階では、 ではまりティー (大選手)
 - フェノアクセンビリナ 観光庁調査の「無料 WiFi」も同じ文脈



第 14 回バリアフリー推進ワークショップ 話題提供レジュメ

弱視者の日常生活から感じる情報アクセシビリティの大切さ

芳賀優子

1. 自己紹介

自分の見え方、多様な弱視者の見え方、視覚障害=情報障害!

2. 実はこんなに情報に頼っています。

出かける、仕事をする、買い物をする、遊ぶ

3. 悩みの種

- ・動画や、静止画像は、どう頑張っても音声では読み上げません。
- •ビジュアル化すればするほど…。
- ・仕事で PDF に四苦八苦
- •暗号化されたパスワードなど、私を悩ませるセキュリティー

4. まとめ

•ICT とアナログの有効な組み合わせがキーワード

(終わり)

第 15 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ:交通政策基本法と地域の移動手段の確保について>

1 概 要

1.1 日 時: 平成 26 年 10 月 16 日 (木) 18:00~20:10

1.2 場 所:TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンス 3C

1.3 講師:吉田樹氏(福島大学経済経営学類 准教授)

1.4 参加者:41名

1.5 講演概要:

平成25年12月に交通政策基本法が施行され、交通政策における基本理念や国・地方 自治体・事業者等関係者の責務等が明確となりました。これを受けて、現在、国では交 通政策基本計画の策定に取り組んでいます。そこで、吉田氏から「交通政策基本法と地 域の移動手段の確保について」と題し、お話いただきました。

近年、地域公共交通は衰退の一途を辿っています。特に、乗合バスについては 1970年以降、40年間で年間利用人員が6割も減少しています。そこで、乗合バスはマイカーに対抗するための対策をおこなってきましたが、十分な効果が得られず廃止、減便、値上げにより利用者が減る悪循環につながりました。その後、2002年2月に需給調整規制の撤廃を行った「乗合バス事業の規制緩和」、2006年10月に地域公共交通会議制度の創設を謳った「改正道路運送法」、2007年10月に地域公共交通総合連携計画の策定を可能にした「地域公共交通活性化・再生法(2014年11月改正)」を策定し、地域公共交通を取り巻く制度環境が変化してきました。そのため、いまだに地域公共交通のマネジメントを行う主体は誰なのかが、明確になっていないと指摘されました。つまり、今までとおりの事業者任せでは地域公共交通を守れなくなっており、政策を行う地方行政の役割が問われています。

一方で、「地域公共交通はなぜ必要か」という点については、交通政策基本法において地域公共交通は、「収益事業」ではなく「公益事業」として位置づけられています。 具体的な理由として、①クルマがなければおでかけが制約される地域はあり得ない、② ライフスタイルの変化と持続可能性、③まちなかの賑わいを演出することが考えられます。特に、地域公共交通の成立とまちなかの賑わい創出は表裏一体の関係であり、クルマを前提にしたまちなかはおもてなしに欠けてしまいます。

さらに、まちを変える公共交通戦略のポイントとして、①人が「集う」「楽しむ」「憩

う」機会と空間を生み出すツール(観光政策と交通政策は親和性が高い)であること、②「広く・薄く」の公共交通ネットワークから「軸」と「拠点」を明確にしたネットワークに転換することが考えられます。

加えて、地域公共交通を使えるようにするためには、わかりやすく見せること、まちづくりと協同すること、交通網を面的に再構築すること、地域が主体的に取組むこと、 制度を使いこなすことが重要であると指摘されました。

最後に、①「赤字だから補助する」という論理ではなく、市民の暮らしに「使える」サービスを提供するための投資として、公共交通政策を考えること(公共交通づくりは「おでかけ」の機会を拡げる投資である)、②「先進事例」のカタチを真似するのではなく、三位一体で「おでかけ」を守る文化を創ることが肝要であること(「カタチ」ではなく、「しくみ」から創る)、③地域公共交通は、「現場の近さ」が特徴であり、まちづくり・地域づくりの第一歩として活用することができること(地域公共交通づくりは、地域づくりの「学校」である)と指摘し、「存在感」のある地域公共交通を創りあげる「覚悟」と「いいな」と思えることをやり抜く「突破力」が必要であるとまとめられました。

1.6 質疑応答

- 質問者 1: アメリカなどでは、モビリティへの財政投資は費用対効果を勘案せずに実施することで、24 時間運行の地下鉄やバスがあるが、日本における「おでかけ」を確保するための財政投資はどのようにすればよいと考えるか。
- 講 師:環境都市として有名なドイツのフライブルクでは、公共交通の施策に自転車も考慮している。一概には言えないが、欧米諸国も公共交通に対する財政投資について、費用対効果を勘案し始めているようである。また、今までの日本における公共交通は、バスやタクシーの事業単体を評価してきたが、近年では使う人にとってどうかという視点での評価が芽生え始めている。さらに、まちづくりの活性化のため、公共交通を道具として活用することが重要となっている。
- 質問者 2: 郊外への施設移転などでくらしが変化することと地域公共交通の関係をどのように考えればよいのか。
- 講 師:地域公共交通は、施設の立地が重要となる。郊外にショッピングセンターや病院が移転すると、路線の延長や新規の路線の開通など効率が悪くなる。公共交通とは、朝、夕方は通勤通学で利用され、昼間は買い物等に利用されることで、一日を通して利用者がいることで成立している。つまり、施設の立地には時間がかかってしまい、従来の地域公共交通の体力がもたないこともある。重要なのは、長

期的な戦略と短期的な戦術である。

質問者3:地域公共交通において、行政はどのようにかかわっているのか。

講 師:地域公共交通活性化・再生法の改正により、地域公共交通網形成計画を策定できることとなった。計画策定においては、地方公共団体が主体となり、事業者も参画する法定協議会が行う。協議会の決定事項については、事業者の結果尊重義務が発生し、実行しなければならない。実行できない場合は、運輸局からの指導もある。

質問者 4: ①公共交通の定義が変わってきたのではないか。②都心におけるマイカーの抑制方策をもっと行うべきではないか。③中心市街地の衰退に伴って、今後の公共交通を従来の都心型にするのか、あるいは郊外に立地するショッピングセンターなどを経由するような郊外型にするのかという点にてどう考えるか。

講 師:①海外では、自転車を第二の公共交通として位置づけ、既存の公共交通を補完する役割を担っているようである。日本の公共交通においては、今までのような鉄道とバスだけを考えるのではなく、タクシーやDRT、福祉有償運送などのあらゆる移動サービスを駆使し、地域公共交通を構築してきくべきである。②時代変化とともに、クルマの乗り方や使い方が変化している。北東北においては。所有する台数の減少や渋滞の緩和などクルマを取り巻く状況に顕著な変化がみられる。③例えば、福島県では商業まちづくり推進条例があり、そのなかで二種類以上の移動手段が利用可能であることが規定されており、公共交通によるアクセスが重視される。現在、いわき市の新規出店案件が協議されているところ。

質問者 5:人口減少化社会において、地域公共交通を担う働き手をどのように確保すべき と考えるか。

講 師:地方部では、交通事業者単体で働き手を確保するのは困難な状況であるが、公営 事業者を含めた地域全体で働き手を確保することで、地域公共交通を維持するこ とができると考えている。

質問者6:道路とバス路線の関係はあるのか。

講師:ほとんどない。しかし、郊外のショッピングセンターや病院への乗り入れをする場合、街路整備等を行っているところもある。

2 配布資料

次のとおり。

ECOMOバリアフリー

田参約

2014.10.16

)移動手段の確保に

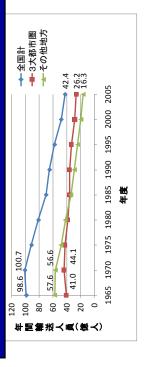
経済経営学類 福島大学

田田田 准教授

(東北運輸局「地域公共交通東北仕事人」メンバー) 壓

・地域公共交通は なぜ衰退したのか?

- 長期的な「バス離れ」が続いた
- 乗合バスの年間輸送人員:
- 1970年以降、長期的には減少傾向にあり、40年間で6割減
 - * 年間輸送人員
 - 101 億人 (1970) → 38.4 億人(2010) * 一人あたり年間利用回数 99回 (1970)→ 31 回 (2010)
- 「バス」は、マイカーに対抗すべく、利便性向上を図ったのでは なく、「廃止」「減便」「値上げ」により魅力を低下させていった。



0. ほじめに

- 本日、考えていただきたいこと
- ① 地域公共交通はなぜ必要なのか?
- 地方バスでは、公的支援(税金)が投じられて維持されている。 ◆「クルマを持たない高齢者のために必要」などと言われるが、
- なぜ税金を投じるのか?という批判(もある)にどう答えるか > 営利企業が運行し、一部の人・地域にしか役立たないのに、
- ②「地域公共交通は使われない」を打破するには?
- ●「クルマ社会だから高校生と高齢者しか利用しない」「何をしても 利用者は増えない」・・・本当にそうなのか?
- ③ 地域交通の制度が変化するなかで・・・
- ▶ 制度に振り回されるのではなく、制度を使いこなし、「やりたいこ とをやり遂げる」姿勢が重要。

・地域公共交通は なぜ衰退したのか?

- 断ち切れなかった「悪循環」
- 長年にわたり、交通事業者による「独立採算原則」の下で運営 規制緩和(2002年)以前の乗合バス事業;
 - ← 路線維持に関わる国庫補助の対象は「赤字事業者」
- 事実上のエリア独占が認められてきたことから、縮小均衡的な 運営により「広く、薄く」ネットワークを維持してきた。
- 「利用者減⇒サービスの低下⇒利用者減」の悪循環に繋がる
- 乗合バス事業の規制緩和(2002年)
- め、結果として営利サービスになじまないような赤字路線を多く 抱えさせることとなり、事業意欲を減退させてきた」運輸省1998 性の名の下に、・・・内部補助のシステムを半ば強制してきたた ◆「民間企業として営まれている乗合バス事業者に対して、公共

. 地域公共交通は なぜ衰退したのか?

規制緩和以降における制度の変遷

① 乗合バス事業の規制緩和(2002年2月)

需給調整規制の撤廃(事業者による内部補助を前提としない) ⇒ 地方行政が不採算路線の必要性を判断する主体に

② 改正道路運送法(2006年10月)

0月) cf. 有償運送運営協議会

- 地域公共交通会議制度の創設
- ⇒ 既存の不採算サービスに「欠損補助」以外のカードを付与可
 - ⇔ コミバスやDRTの新設・改変のみに活用(セレモニー型)
- ③ 地域公共交通活性化·再生法(2007年10月→14年11月改正)
- ⇒「事業法」による公共交通行政から、初めての「政策法」に。

地域公共交通総合連携計画の策定可能に

地域公共交通をマネジメントする主体は誰なのか?

. 地域公共交通は なぜ衰退したのか?

「事業者任せ」で地域公共交通は守れるか?

個々の従業員・運転者が受け持つ仕事量の増加

10万キロあたり運転者数	3.4人(実数100,312人)	2.6人(実数 80,073人)
10万キロあたり従業員数	7.1人(実数207,675人)	3.4人(実数103,299人)
年 度	1980年度	2010年度

全産業平均に比べて長い労働時間と低賃金⇒労働力不足

・もともと長い労働時間(全産業男子に比べ 約250時間長い)・低くなった年間所得 (全産業男子に比べ 約 50万円低い)

	平成	平成24年	平成22年	22年	平成20年	20年
	保有者数	平均年齡	保有者数	平均年齡	保有者数	平均年齡
岩手	12,071	8.09	12,388	60.4	12,519	60.3
宮城	20,744	60.2	20,961	59.6	21,253	58.9
福島	17,836	8.09	18,191	60.2	18,421	59.9

「事業者任せ」では、もはや地域交通を守り切れない

. 地域公共交通は なぜ衰退したのか?

一地域公共交通を支えるのは誰か?

交通(乗合バス)事業者

- ◆補助路線;多額の赤字を背負うリスクは避けられるが、利潤を あげることはできず、経営上のインセンティブとなりにくい。
 - ◆その結果、自社の「商品」である、路線やダイヤを改善する取り 組みが遅れ、「広告」である路線図等の提供も十分ではない。

行政(市町村)

◆ 不採算バス路線や、コミュニティバスやデマンド交通の運行費を 補助しているが、「投資」」にはなっていない。

劫域(市民)

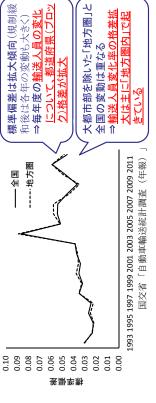
◆そもそも、公共交通に意見し、改善に資する「場」がない。

事業者、行政、地域の「責任分担」が明確になっていない

自治体間格差の拡大と新たな課題

|乗合バス輸送人員の変化率

◆各都道府県(道はブロック別)における乗台バス年間乗車人員の対前年度変化率を求め、各年度における標準偏差の推移を示す。



<u>地域公共交通の諸課題は全国一律の政策では対応</u> しきれない・・・だから地方行政の役割が問われる

2. 自治体間格差の拡大と新たな課題

補助制度の問題点

- ◆補助路線;多額の赤字を背負シリスクは避けられるが、利潤を あげることはできず、経営上のインセンティブとなりにくいうえ、 企業として「投資」できる内部留保が困難
 - → 例えば、低床車両等の導入に都道府県間「格差」が拡大 ← 「事業仕分け」以降、国補助は減価償却費補助に転換

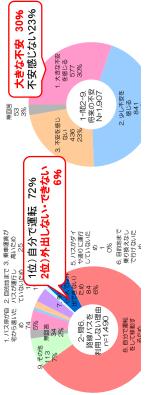
		_	_	_			_	_	_	
	末時点	0.2%	0.3%		数)		46.5%	47.5%	62.3%	% 一种 %
ノンステップバス	2009年3月末時点	0.8% 青森(888)	1.8% 秋田(679)	ノンステップバス	都道府県格差(ジニ係数)	0.165←0.139	52.7% 愛知(2155)	65.5% 京都(1542)	75.1% 東京(6403)	路の()は終
ノンステ	末時点	0.8%	1.8%	ノステ	県格差	.165	52.7%	65.5%	75.1%	当府但久
	2013年3月末時点	2.3% 青森(860)	7.6% 秋田(608)	?	都道府	0	74.8% 京都(1586)	75.0% 愛知(2146)	75.8% 東京(6448)	者作成。都沿
	き点	.3%	%9:		· · ·	.0	%8	%0	%8	手り
	带	7	7	ᇤ	数		4.	75.	75.	7,
長準適合車両	2009年3月末時点	_		李適合車同	き(ジニ係数)	0.190				土 安 语 省 岩 沿 上
円滑化基準適合車両		12.3% 沖縄(728) 2	14.7% 福島(988) 7	滑化基準適合車配	県格差(ジニ係数)	209←0.190	85.7% 東京(6403) 74.	86.5% 埼玉(2064) 75.	90.8% 神奈川(4979) 75.	注·国土交诵省督料上U筆者作成。都道府県名脇の()は総台数。
移動円滑化基準適合車両	2013年3月末時点 2009年3月末時	_		移動円滑化基準適合車両	都道府県格差(ジニ係数)	0.209←0.190				1. 国土交通省省料

3. 地域公共交通は、なぜ必要か?

交通の躊躇と将来への不安(佐渡市協議会の調査)

バスを利用しない理由

将来の外出への不安感



文通の躊躇は、果たして本人の積極的な選択なのか? 外出しにくい環境は、社会が作っているのではないか? 交通への不安が高い地域・・・将来も生き残れるのか?

2. 自治体間格差の拡大と新たな課題

- 都道府県独自の車両購入費補助制度
- 青森県:核燃料サイクル交付金を財源とした「生活交通バス車 両緊急整備事業」を創設。低床バスの減価償却費補助
- → 沖縄県; 沖縄振興特別交付金(補助率8/10)を活用した「公共交通利用環境改善事業」を創設。ノンステップ車両の購入を直接補助

(国庫補助)の嵩上げ

	2013年3月末時点	斥時 点	2009年3月末時点	卡時点	2013年3月5	f 時点	2013年3月末時点 2009年3月末時点	卡時点
ı	沖縄(751)	12.3%	12.3% 沖縄(728)	2.3%	2.3% 青森(860)	0.8%	0.8% 青森(888)	0.2%
- 1	鹿児島(1322)	14.7%	4.7% 福島(988)	7.6%	7.6% 秋田(608)	1.8%	1.8% 秋田(679)	0.3%
∠ ‡	福島(923)	18.4%	18.4% 鹿児島(1225)	7.6%	7.6% 福岡(2956)	2.2%	2.2% 福岡(3107)	%8.0
1	大分(697)	18.8%	18.8% 岩手(855)	9.4%	9.4% 岩手(812)	3.4%	3.4% 岩手(855)	0.9%
	青森(860)	19.2%	19.2% 大分(713)	11.9%	11.9% 大分(697)	3.6%	3.6% 沖縄(728)	1.1%
	大阪(2836)	77.8%	77.8% 千葉(2586)	63.8%	63.8% 兵庫(2667)	45.2%	45.2% 兵庫(2693)	33.9%
	事 台 (6448)	84 30%	84 3% 単年1/0155)	700 59	とこの、本本しのよう	40 Jo/	40つ% 埼玉のん	AN 10%
•		•			!			

不採算サービスを多く抱え、内部留保に乏しい地方バス事業者にとって減価償却補助では十分に機能しない

3. 地域公共交通は、なぜ必要か?

交通政策基本法(2013.12.4施行)における位置づけ

(交通に関する施策の推進に当たって基本的認識) 第二条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の<u>自立した目</u> 常生活及び社会生活の確保、活発な地域間<mark>交流</mark>及び国際交流並 びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するもの・・・以下略

- ①移動手段が「使える」こと=「生活」を支える地域公共交通
 - > 地域公共交通サービスの「品質」が重視される
- ② 移動により達成される活動= $\frac{| 交流」を支える地域公共交通 | を通りませる | を通りませる | を示しままな | を示して | を示して | を示して | を示さる | を引きまる | を引きままます。$

地域公共交通を「収益事業」ではなく「公益事業」として 位置付けることが交通政策基本法における論点。

3. 地域公共交通は、なぜ必要から

地域公共交通が必要な「3つの理由」

① 市民の「おでかけ」を守る

れば「おでかけ」が著しく制約される地域に住み続けられるか? ◆ クルマを使えば、「いつでも」「どこでも」行けるが、クルマがなけ

【青森県佐井村(下北半島)での調査(東京都立大(当時)・2004年)】

- ・調査当時、公共交通が提供されていない地区が複数存在
- 自分で自由に使えるクルマ(自由車≒マイカー)のない市民の移動手段(通 院・買物)・・・ 6割が「徒歩」 = 集落で閉じこもる
 - 自由車のある層…9割が「自動車」を運転して活動する

					Г	□ 路線バス
123	2%		63%			■タクシー
						□ 自分で運転
4		%98				■他人の車に同乗
Н						■徒歩
20%		40%	%09	%08	100%	■その他

3. 地域公共交通は、なぜ必要から

食料品の調達におけるモビリティ確保の必要性

・食料品の買物に使えるバス; I 群=「絶対に必要」と回答 I 群=「必要だがなくても良 い」「不要」と回答 正のスコア; I 群の傾向

いつも頼める人がいる 都合が合えば頼める人がいる 幅める人がいかい

送迎者

送迎を「いつも頼める人がいる」場合を 除き、モビリティを必要とする傾向

自動車・自転車保有 自動車・自転車を震災で流失

月1日程度·月1日未満 週1~2日以上 月2~3日程度

> 利用頻度 個人の所有

該災前から自動車・自転車非化

10歳代~30歳代

年齢層

移よう

	食料品の	調達方法
動販売による調達可能性が高い(→	ゴした	イを必要とする傾向

自分自身で外出・移動販売を利

0歳代~60歳代 90歳代~90歳代

'ティor生活支援サービス」の構図ではなく、 白ら交通して活動することに価値を置 |合わせ技||で包括的な生活支援の実現が必要

3. 地域公共交通は、なぜ必要から

【事例】大船渡市の仮設住宅団地における生活活動調査

- ・全ての仮設住宅団地の近傍から 市内路線バスが利用可能であり、 病院や小売店にアクセス可能
- 動販売、インターネット利用環境、 大手および地元小売店による移 在宅医療サービスなど、生活支 援サービスも利用可能



調査の概要

- ①自らが移動して、物やサービスを調達することの可否 応急仮設住宅に居住する市民に移動実態調査を実施
- ②生活支援サービスの利用可否

などを質問

・1,801世帯に2部ずつ調査票を配布 → 1,532人が回答(43%)

3. 地域公共交通は、なぜ必要から

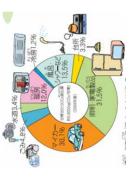
地域公共交通が必要な[3つの理由

② クルマに依存したライフスタイルの限界

- ◆ 地球環境的に持続的ではない
- # 標準的な家庭で排出される二酸化炭素の3割がマイカー
- #「コミュニティ」バスの所以;公共交通は地域社会を映し出す 人と人とがつながる(交流する)機会が失われる

【二酸化炭素排出量に占めるクルマの割合】





地域公共交通は、なぜ必要から

地域公共交通が必要な「3つの理由」

③ まちなかの賑わいを演出する

まちなかの来訪者数が同じであっても、停留所に人が滞留し、 停留所から街を回遊することによって、賑わいが生まれる。 # クルマが混雑しても「賑わい」と言わない。

【フランス・ストラスブール市 (人口26万人)のBefore・After】

市街地メインストリートの自家用車乗り入れを禁止⇒公共交通優先に





地域公共交通は、なぜ必要から

公共交通を「空間」を生み出す道具として活かす

「街の顔」である空間を有効に活用する

- ・公共交通:他者との「乗り合わせ」が基本 ⇒ 人を「集める」役割
- マイカー中心; 空間が有効活用できない ⇒ 郊外と同じ低密利用







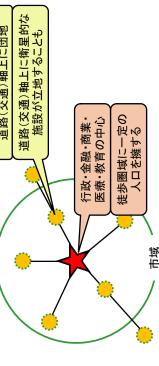
(出典:ストラスブール市資料より抜粋)

4. 「公共交通」と「まちなか」との関係

公共交通の成立は「まちなか」の賑わいと表裏一体

公共交通の事業経営がしやすい = 「路線が引ける」都市構造

- 一定の人口規模を擁する市域では、道路軸上に居住している ・行政・金融・商業・医療・教育の中心的機能が集約されている
- 道路(交通)軸上に団地



利用者サイド 事業者サイド 行政・金融・教育の中心 商業の中心 医療の中心

公共交通の成立は「まちなか」の賑わいと表裏一体

・行政・金融・商業・医療・教育の中心的機能が分散

近年の都市構造

4. 「公共交通」と「まちなか」との関係

迂回・乗継が多くなるうえ、 低頻度な交通サービスと なり「利用者離れ」を招く

- ・医療機関等への輸送に特 化した路線を設定
- 運行の効率化が図れない ネットワークも複雑化し、

干灰

4. 「公共交通」と「まちなか」との関係

日本の典型的な光景や

まちなか(商業・観光)から聞かれる典型的な声

- ・駐車場が不便(料金高い(有料)・少ない・立地遠い)だから人が来ない

「街歩き観光地」奈良町(奈良市)でも・・・ 走るクルマを避けてそぞろ歩く観光客 クルマを前提にした「まちなか」は、「おもてなし」に欠ける

5. 公共交通を分かりやすく「見せる」

- 地域公共交通が使われない「3つのミスマッチ」
- ①「調べたけれど、使えない」
- (例) ホームページやバス停の路線図・時刻表等を調べたが、結局、「使えない」ことが分かった。
- |「使えるルート」と「使えるダイヤ」がバスサービスの基本
- ②「調べ方が分からなくて、使えない」
- 例)運行事業者が分からないと、時刻表も探せなかった。
- ン 新規顧客を獲得できる情報の「見せ方」を工夫することが肝要
- ③ そもそも、公共交通利用が選択肢にない
- 例)公共交通利用者は「限られた人」と考える思い込み(風潮)
- > (狭義の)モビリティ・マネジメント(MM)に期待される役割

4. 「公共交通」と「まちなか」との関係

「まちなか再生」に公共交通を活かす

「まちなか再生」のホントのねらい

- ◆ 中心街にある個店の売上を伸ばすことが「目的」ではない
- ◆都市が「安心して住み続けられる場所」「訪れたくなる場所」として「選ばれる都市」に変えることが本来の目的
- | 日常生活を送る上で欠かせない活動(通勤・通学、買物、医療、憩い等)が マイカーでないと達成できない都市に住み続けられるか?

(例)「3年間バスを守ります。安心して村から通学してください」

「まち」を変える公共交通戦略のポイント

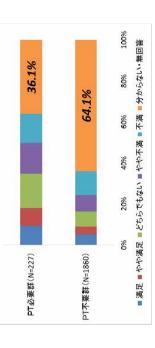
- ① 人が「集う」「楽しむ」「憩う」機会と空間を生み出すツール・・・・観光(ツーリズム)政策と交通政策は親和性が高い
- ②「広く・薄く」の公共交通ネットワークから、<u>「軸」と「拠点」を明確</u> <u>に</u>したネットワークに転換することで「使える」公共交通に

・公共交通を分かりやすく「見せる」

■埼玉県秩父地域におけるアンケート調査(11年度)から・・・

バス交通への満足度(自宅から最寄りバス停への距離

◆「いまの生活で公共交通を必要としていない人」の3分の2が 「分からない」or「無回答」。「いまの生活で公共交通を必要とし ている人」でも3分の1が「分からない」or「無回答」。



公共交通を分かりやすく「見せる」

വ വ

「一見さん」には案内できない複雑さ

八戸市中心街における従前の停留所群

- ・「線路のない」バス・・・ただでさえ分かりにくい
 - ① 事業者により異なる名称
- ② 往路と復路で停留所の位置も名称も異なる (A社·C社)三日町/(B社)八日町





公共交通を分かりやすく「見せる」 വ വ

「八戸中心街ター=ナル」に統一へ

- · 事業者により異なる名称の統一化(2010.4~)
- 往路と復路で停留所の名称が異なる停留所名 称を「中心街ターミナル」(仮称)に共通化+付番 > 番号を用いて位置を分かりやすく表現

三田田田

新標柱の設置(2011.2~); 情報基盤の強化



公共交通を分かりやすく「見せる」 . വ

「分からない」公共交通を「少しでも分かりやすく」

中心街を起点とした方面別記号・イメージカラーの設定

①~⑤番の停留所と方面別(アルファベット)を一対一対応





公共交通を分かりやすく「見せる」

「分からない」公共交通を「少しでも分かりやすく」

中心街を起点とした方面別記号・イメージカラーの設定

- 中心街ターミナル;同じ停留所に様々な方面のバスが到着
- 「どの方面に行くバスか」が一目で分かるように、「方面別記号」と 「イメージカラー」を設定 ⇒ 全社・全車両に共通化して表示 「バスマップはちのへ」および「停留所」との連動







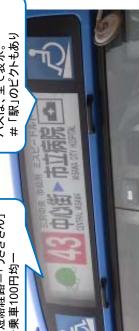
公共交通を分かりやすく「見せる」

「分からない」公共交通を「少しでも分かりやすく」

三沢市(青森県)コミュニティバス「みーばす」の方向幕

・「絵」や「ピクトグラム(図記号)」を活用して、情報を伝える工夫

「<mark>病院」のピクトグラム</mark> ・三沢市立病院を経由する #短絡経路=「うさぎさん」 かめさん」のイラスト ・市街地を巡回する経路 一乗車100円均一



バスは、全て表示。

公共交通を分かりやすく「見せる」 വ വ

「うさぎ」と「かめ」の乗換地点における情報提供

あしあとランプ」の設置

- (ITSアライアンス社(名古屋)製)の実装を バス簡易接近・通過装置「あしあとランプ 三沢市地域公共交通会議で実施。
- め」双方のバス乗り継ぎが確実に行われる 利用者の利便性向上に加え、「うさぎ」「か ためのしくみ。



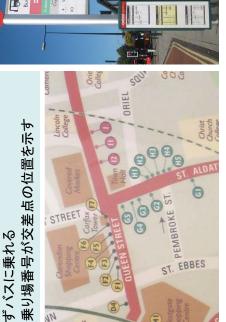
公共交通を分かりやすく「見せる」 വ വ

公共交通を分かりやすく「見せる」

. വ

道標にもなるバス停留所(Oxford市の例)

- 早速、「八戸中心街ター≒ナル」でも・・・
- 交差点から視認できる「フラグ」に、バスのピクトグラム(標準 図記号)と、停留所番号を掲げる。



IN





公共交通を分かりやすく「見せる」 വ വ

公共交通を分かりやすく「見せる」

വ വ

発券機能の一元化で「おもてなし向上」

ランキング

ď

地域と共に歩む八戸の公共交通(はちモビ探研隊).m4v

You Tube NF 公共交通

発券機能の一元化で「おもてなし向上」

「八戸中心街ターミナル = 青空ターミナル」

⇒ 街自体を一つの「ターミナル」と位置付けて、情報・発券機能 は、既存の施設に委ねる;「まちなか」の回遊性向上に期待



事業者を問わず、高 速バスも含めて、「<mark>と</mark> こかく発券できる場 ・情報基盤としての発車案内版を設置



公共交通を分かりやすく「見せる」 വ വ

■ 八戸公共交通アテンダント はちナビ娘「はちこ」登場



公共交通を分かりやすく「見せる」

八戸中心街ターミナルモビリティセンター(モビセン) 「空き店舗」を活用した情報・案内機能

緊急雇用対策の財源を活用し、地域公共交通の情報発信・案内 中心街ターミナル各停留所での案内・乗降支援業務、小学校や 機能を持つ拠点(モビリティセンター)を「空き店舗」に開設

公民館等への「出前講座」を実施





地域公共交通政策とまちづくりとの接点 . ပ

「事例】岩手県北上市「まちなかターミナル」

「本通り2」「本石町1」「新穀町」の3か所に分散し、北上駅までの 中心市街地の核店舗である「さくら野百貨店」周辺の停留所が 運行経路が複雑であった



地域公共交通政策とまちづくりとの接点 9

北上市中心街⇒北上駅方面のバス時刻表(竣正前)

・中心街⇒北上駅間は	平日70便/日のバス	が運行されている。	• 何图 吊
------------	------------	-----------	--------

~2本運行されている ようにしか見えない。 いるため、1時間に1 下面について取って

加コストを掛けずに求め バス」と同様な機能を追 いわゆる「まちなか循環 既存路線を活用して、

ることはできないか?

		**	本通2丁目	ᄪ	₩	崖	本石町1丁目	難	新穀町	
<u>'</u>		46	54		39	48	26	4	8	54
	8	4	44	54	21	54		24		
٥,	စ	08	23	4	28	36		9	4	
_	9	Ξ			54			60	25	
_	11	4	35		90			34		
_	12	4	34	49				12	4	
_	13	=			26	36		4	25	
_	14	4	35		36	48		34		
_	15	=			24	36		4	49	
7	16	=	32	44				19	49	
_	17	Ξ	48		36	24		29	29	
_	18	16	34	28	90			19		
_	19	13	43		9			9		

地域公共交通政策とまちづくりとの接点 . ပ

地域公共交通政策とまちづくりとの接点

. ပ

デパート(さくら野百貨店)店内にターミナル機能

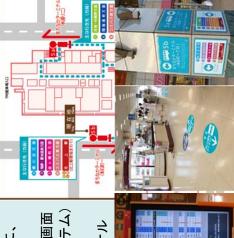
による接近表示システム) ② バス路線案内(液晶画面 さくら野百貨店店舗内に、 ①バスカードの販売

北上駅~まちなかターミナル

さくら野百貨店周辺の停留所を「まちなかターミナル」に集約 市街地の運行経路を統一化(2011年10月1日~)

の運行経路を2経路に統合

の機能を委ねたターミナル ③ 待合スペース







北上駅~まちなかターミナル の区間に含まれる9か所の 停留所に<u>停留所ナンバリン</u>

市内の*すべての路線が* 3 郵便局前

地域公共交通政策とまちづくりとの接点

コンビニやスーパーにバス待ち機能を

八戸市交通部「Bus Navi 8」

- 境の改善が多く要望されるが、道路 寒冷地の八戸市では、バス待ち環 環境や予算の制約があり、上屋の 整備が進まない。
 - あ方で、バス停泊へにコンビーの出 店が相次いでいることに加え、コン ニカフェがブーム。 للاً
- 接近情報をモニターやタブレット コンビニ店内に最寄りバス停の 端末で表示する方式を採用 ⇑
 - 市役所、病院等の施設にも拡大

⇑

元おすすめの店」ともコラボ。バスとまちの双方にメリットがある。

+∞ macconfrompressens。 十和田市現代美術館 バスパック

化し、市内外の人気スポットに限らず、「普段行けない所」や「地 目的地の入館料や食事代と往復の路線バス運賃をパッケージ

地域公共交通政策とまちづくりとの接点

「バスパック」の試み(八戸市・青森県)

の連

地域公共交通網の「面的」な再構築

地域公共交通活性化・再生法の改正(2014.5.14成立)



コミスドドマンドな踊

推進に有効 7再構築に対す. 来な 交通事業者の/ 全体的)なネットワー 地域公共交通再編事業

地域公共交通政策とまちづくりとの接点

「おいしい」は、まちと公共交通を救う!(馬肉バスパック スピ 本語 経路 間 木 くのご

バスで出かけて 馬肉を食べよう!!

・料理を割引しても、協賛店舗(馬肉 1,700~2,300円相当の料理 料理店)のメリットはあるか? 特典1

→1,500円に割引

1グループあたり 2 1グループあたり 追加注文金額

田

3,004

2.8

③参加者1人あたり 参加者数

1,072 ⊞

追加消費金額(①/②)

 \prec

を増やすことにつながる 加し 公共交通の「応援団

「おでかけ」できるサービスを提供する

おでかけ」を可能にする地域公共交通の性能保証が肝要

・公共交通が運行されていても、「通学できない」「買物に行けな い」「通院できない」では、意味がない

16:16 「1時間に1本で折り返し可能 なダイヤ」を組んでおり、スー 某市山間部の以前の例 1時間に1本の頻度 12:50 14:20 15:20

たをリナー 8±0 II 民のお役 公的支援

地域公共交通網の「面的」な再構築

- 足利市路線再編後の推移(運行開始初年度の速報値)
- 乗車人員の増加;運行開始後30ヶ月連続で対前年比増を更新
 - >高齢者「以外」の利用者が増加基調⇒運送収入の増加 運送収入の増加;運行開始当初の2倍に

6 5 A ■1年目(11.7~) ■2年目(12.7~) ■3年目(13.7~) 利用者数は、運行開始当初の1.5倍 9月 10月 11月 12月 1月 5 10,000 8,1 14,000 12,000 2,000 16,000 8,000 000 8,000 900,

地域公共交通網の「面的」な再構築

「事例】 栃木・足利市生活路線バス再編の「改善指標」

8:35~11:20に到着できる 範囲 足利赤十字病院 * 外来受付時間内 へのアクセス

路線再編後にアクセス 可能になったエリア

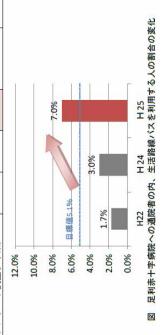
路線再編前からアクセ ス可能であったエリア

公共交通で「おでかけ」できる節 拡大することがポイ

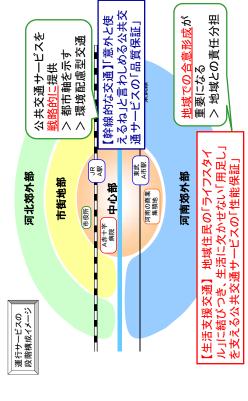
地域公共交通網の「面的」な再構築

足利赤十字病院外来患者のバス分担率上昇

(H26) 達成状況	%以上 建成
目標值(H26)	5.1%
H25	7.0%
H24	3.0%
H22	1.7%
目標となる指標	足利赤十字病院への通院者の内、 生活路線バスを利用する人の割合 (アンケート調本・リジ)



■ 地域公共交通連携計画における「ゾーニング」(足利市)



| 幹線軸の明示・・・事業者間の「競争から共創」へ

. 地域公共交通網の「面的」な再構築

八戸駅⇔中心街(三日町)間を運行する、2事業者22系統の運行計画を、八戸市の調整下で一体的に設定し、「効率的な運行」と「分かりやすさ・便利さ」の両立を目指す共同運行化を実現。

運行ダイヤ) * ハ戸駅発平日時刻

逆前)9:03* 9:17 9:28* 9:31* 9:40 9:43* 9:46* 9:59 ⇒ 2社が 112.5往復/日を運行 (現在) 9:00 9:10* 9:20 9:30* 9:40 9:50* 10:00 ⇒ 2社が 90.5往復/日を<u>10分間隔</u>で運行 (08年4月~) ⇒ 2社の 定期券共通化+のりば共通化 【効果】両事業者ともに「乗客増」「黒字化」達成(2008年度) (乗車人員) 135万4千人 → 144万1千人 乗客 6.4%増 (収支) 1,567万円の「赤字」→ 2,556万円の「黒字」

、地域公共交通網の「面的」な再構築

- 中心部・市街地部居住者を「新規顧客」として獲得
- ・中心部・市街地部の運行回数を増強し、新規顧客を獲得

目標となる指標	H22	H24	H25	目標值(H26)	達成状況
中心部及び市街地部に居住する人 の内、生活路線バスを利用する人の 割合	5.9%	7.2%	10.4%	7.2%以上	授棚
(アンケート調査より※)					
12.0%		2000	10.4%		
10.0%					
8.0%	日標值7.2%	7.2%			
àc	2.9%				
0.0%	ı				

クルマ社会の地方都市でも、みんなが「好んで」マイカーで 外出しているわけではない。だからこそ、「需要に応える」 だけでなく、「ライフスタイルを提案する」ことが鍵!

地域公共交通網の「面的」な再構築

- 「八戸市公共交通再生プラン」による「幹線軸」の明示
- 同計画に基づき、7区間を「幹線軸」として設定
- ⇒ 事業者間・系統間で「一体的な運行計画の設定」を求める √ 高頻度サービスを提供する区間を明確に示す「品質保証」によ

り、将来の都市構造へのインパクトに期待。



ト<u>ータルで人口減でも(東北は仙台周辺以外はほぼ人口減少局面)、</u> 幹線軸の減少幅は抑えることで集約的な都市構造を指向

さらなる「事業者連携」で公共交通の品質向上

[Step1] 2008.4.1~

⇒利用者増・乗車効率向上・収支率向上の効果 ・八戸駅線等間隔・共同運行化の実施



取り組み(→連携)で、「存在感」ある地域公共交通へ かわか ノーサーブ

地域公共交通網の「面的」な再構築

「地域間幹線」の補助制度

現在(地域公共交通確保維持事業)の「地域間路線」補助制度

- ・複数市町村に跨る一定の要件を満たす「地域間幹線」の欠損額 について、国が1/2を補助。都道府県ごとに設置された協議会 で路線を認定(地域間幹線系統確保維持計画の策定)。
 - ②輸送量(=平均乗車密度×運行回数)15~150人 要件;①<u>計画</u>運行回数3回以上;<u>事前算定方式</u>に移行

|新制度は、都道府県による「協調補助」が前提ではなくなった 国の補助棋準を満たす路線=県の中名が予路線 国の補助要件に関わらず 図式は崩れた。

と定住に寄与する「真」 招 響 外 各都道府県の

地域公共交通網の「面的」な再構築

「地域間幹線」の補助制度

従前(~平成22年度まで)の「広域的・幹線的路線」補助制度

- 都道府県ごとの「地域協議会」で路線を認定(3か年計画の策定)。 の欠損額について、国(1/2)と都道府県(1/2)が<mark>協調補助</mark>。 複数市町村に跨る一定の要件を満たす「広域的・幹線的路線、
 - ③輸送量(=平均乗車密度×運行回数)15~150人 要件;①路線長10km以上、②運行回数3回以上、
- (下表)青森県の例 輸送量の基準を満たせない路線が増加

	遊樂	補助計	福衣	H	些		市町村	福衣
	榖	(±±)	4度	(田 世)	(±±)	4 英	(±±)	年.
平成14年度	1.1	561,955	-	251,049	251,049	-	29,857	٠
平成15年度	71	71 674,229 120%	120%	284,451	284,451 284,451 113%	113%	105,327	176%
				:				
平成21年度	47	47 381,162	%09	133,455	133,455	29%	59% 114,252	92%

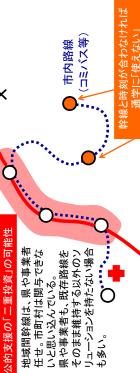
地域公共交通網の「面的」な再構築

広域行政と基礎的自治体の役割分担は?

地方部の典型的な路線網 地域間幹線と市内路線が並行し

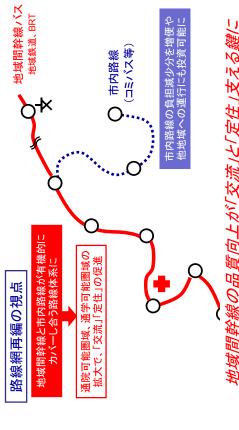
地域間幹線バス 地域鉄道、BRT

> 地域間幹線は、県や事業者 リューションを持たない場合 任せ。市町村は関与できな 県や事業者も、既存路線を そのまま維持する以外のソ いと思い込んだいる。



市内路線と時刻が合わなければ 通院に「使えない」

「地域間幹線」を活かさない手はない



7. 地域公共交通網の「面的」な再構築

事例】栃木県大田原市のバス路線再編

-1/0BU

Kuroiso • Ootawara Area

NEWS RELEASE

太田原市府の上限運賃が200円にむます! 6路線の新設系統が運行を開始します!

4月1日ダイイで成江三の広が打ちせり。 108 東野交通株式会社 東野交通 (本社:宇都宮市平出工業団地)では、4月1日(月)実施のダイヤ改正より、大田原市営バスからの路線移管に伴い連貫を市営バスに同額の大田原市内上限200円(小14100円)にて6路線の系統新設をメインとしたタイヤ改正を行い、こ利用される地域の皆様の利便性向上を図ります。 主なダイヤ改正の概要は、下記のとおり。

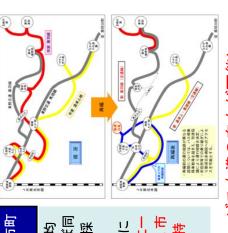
市町村と交通事業者の「パートナーシップ」が鍵を握る

7. 地域公共交通網の「面的」な再構築

【事例】栃木県大田原市のバス路線再編

東野交通と大田原市営バス(市町 村有償)の一体的再編

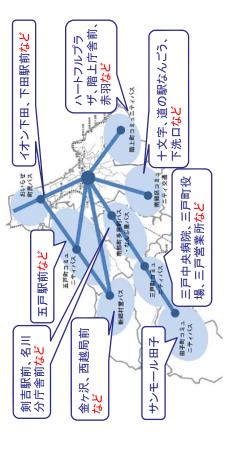
- ・東野交通バスと廉価(200円均一)な大田原市営バスがほぼ同じ経路を運行し、いずれも不採算で財政支援を投入
- ・地域公共交通総合連携計画に基づき、「幹線」を東野交通に一本で(運賃は上限200円に)。市営バスは支線と循環路線に特に、一端店も



同等の財政支援でサービス水準の向上が可能

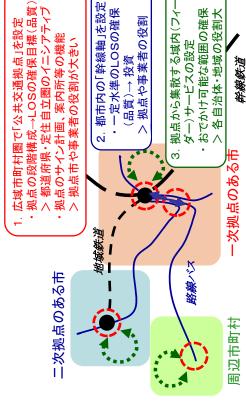
. 地域公共交通網の「面的」な再構築

■広域バス路線と市内バスとの結節点(八戸圏域の例)



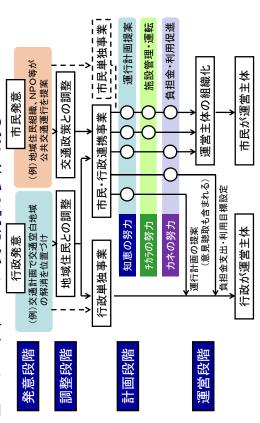
はっきりしていない拠点(結節点)を明確にする議論が必要

有機的なネットワーク形成と責任分担



地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

コミュニティバスの「支え方」は多様である



地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

地域住民自らがサービス水準を決める

車両小型化による増便

託費を縮減し、週2日の運行へ ワゴン車両の活用で、運行委

② デマンド交通の特性を活かす

らいお婆ちゃんの自宅の前に 停車地を倍増させ、歩行がつ 設置するエ夫も

予約制による「安心感」。顔な # 一番の評判は「加藤さん」 じみの乗務員が迎えに行く。



地区フベルのサービス水準は「余講字」では決められない

地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

事例】 山形市明治・大郷地区「スマイルグリーン号」

山形市明治·大郷地区

- 山形市の北端(山形駅より10km)に位置
- 東西2~3km、南北5kmの範囲に約 3,000人が居住(947世帯)
- 廃止された後、山形市が「地域交流 エリア内にスーパー・CVS・医療機 バス明治線」を週1日運行

地域住民からは、週複数日の運行 に増便を求める声が強かった

関・中学校・高校が立地せず

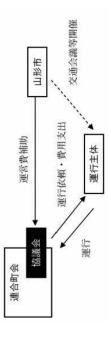


8. 地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

■大郷明治交通サービス運営協議会の設置

運営スキーム

- サービスの最低保障分(週1日の運行)を定額上限で市が補助
 - > 車両の小型化による経費低廉化により増便を図る
- 運行計画の設定は、協議会の責務
- ・人材の継続性: 町内会の役員は流動的→協議会の必要性



町村は、地域のモチベーションを持続させる仕掛けを創る

8. 地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

- 地域に親しまれる「地域車」を目指して
- ・公民館前駐車場のセレモニー; 乗務員「加藤さん」に感謝

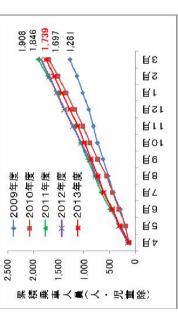


ぎりを持てる公共交通の「現場」をいかに生み出せるか?

8. 地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

乗車人員の推移

- ・乗車人員の増加; 2年目(平成22年度)は、<u>前年度比40%増</u>
- 3年目(平成23年度)も、さらに前年度比12%増
 - ・4年目以降は減少;「バスの上にも3年」をどう乗り越える?



地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

地域に親しまれる「地域車」を目指して

・乗客5,000人達成記念セレモニー(2012年3月21日)

Electric F. L. L.



地域公共交通は「お茶の間に明るい話題」も運ぶ

地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

 ∞

地域公共交通の確保・維持・改善・・・地域にできること

に「使える」経路・時刻・サービスを考える ・地域における移動ニーズを把握し、<mark>生活</mark>

・施設整備・広告物の制作 ・自らが運転・運行管理

の努力

の努力

地域公共交通の 確保 維持 改善

交通事業者は「輸送のプロ」の視点 で地域の取り組みをサポート

地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」

行政・事業者・地域の三位一体で「おでかけ」を守る

三位一体の契機となる<mark>「場づくり」、</mark>市域 全体の交通サービスとの<mark>調整・</mark>連携。

運行主体 事業者等 翻訳者 **书** 里 柱

|を斟酌し、三位一体の 三者の「言語」を斟酌し、ニュ・ロンタ化を作り上げる仕事人(外部人材)

|知恵 | デナレー | ガナ | がお域で | マネジメント | ずるにはら

乗らない人も支える工夫

の努力

力才

(運賃収入)

地域住民の「おでかけ」環境を整備 ロを出す

地域が公共交通を「創り」「守り」「育てる」 ∞

- 三位一体で「おでかけ」を守る文化(パートナーシップ
- (例) 茨城県五霞町;地域公共交通会議が「祭り」」 「屋台を出し て、委員みずから広く町民の意見を集める 協議会(地域公共交通会議等)の実質化を図る
- 「小さな実践」から始める

「会議室」に終始せず、「力 の課題が明確になり、 ワークショップで議論 したことで、公共交通 (例) バスマップの企画を ラダを動かす」ことが鍵

三者の「リスク分担」を全 体計画で明確にする。 共有もできた。



地域公共交通の「制度」を使いこなす

- 地域公共交通会議は何のために開く?
- コミュニティバスやデマンド交通の導入や変更があるとき「だけ」 開催するのでは、意味がない。

地域公共交通会議、

(2006年10月の道路運送法改正により創設/原則市町村が主宰)

- 事業者に委ねる不採算路線から、市民・行政・事業者の三 ・地域の実情に応じた乗合輸送(法4条)の態様に関する協議
- ・地域の実情に応じた乗合輸送の運賃・料金等に関する協議 位一体で「つくり」「育てる」生活必需路線へ
- → 規制(総括原価方式)にとらわれない発想が可能に
- ・市町村有償運送(法79条)に関する協議

「やりたいこと」を「計画的に」推進 哲域公共交通の全体を「マネジメント」する語として形 制度」を使いこなし、

9. 地域公共交通の「制度」を使いこなす

■ ハ戸市地域公共交通会議の検討体制

- 道路運送法に基づく「協議」と、活性化・再生法に基づく「計画」 策定機能を併せ持つ機能を有する。
- 本会議のほか「分科会」を設置し、事業者間調整や新たなプロ ジェクトの企画、進行管理を実施。
- * 年間乗車人員(運賃支払者);676.7万人(H24) H22=618.2万人

武山泰・八戸工大教授ほか17人で構成 バスマップ企画(東北運輸局活プロ) 例) 災害時公共交通対策検討分科会 小型乗台交通ビジネスモデル化 プロジェクト型分科会 南郷コミュニティ交通 八戸市地域公共交通会議 連絡調整分科会 路線バス事業 ・毎年15~20回実施・ラウンドテーブル型の議論

9. 地域公共交通の「制度」を使いこなす

財政投融資の活用による新たな支援制度

- 投融資を活用した新たな支援制度(鉄道 ◆内部留保に乏しい地方交通事業者を想 定し、低床車両の購入・更新等に、財政 運輸機構を財投機関に135億円要求)
 - 大臣認定を受けた「地域公共交通網再 編実施計画」に基づく地域公共交通特 定事業を行う交通事業者等に出資。
- 従来の補助金による支援とは異なり、自 治体のみならず、他の交通事業者を含 む民間の出資も想定。

自治体· 企業 田登 H 田登 鉄道建設·

会社設立 車両リース 運輸施設整備 支援機構

制度の全容はこれからだが、「形成計画」に事業者との パートナーシップを構築できる地域に有利

9. 地域公共交通の「制度」を使いこなす

■ 地方行政の責務が重視される

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、・・・(中略)・・・その地方公共団体の区 域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施 **する責務**を有する。・・・以下略

地域公共交通活性化・再生法の一部改正(2014.5.14成立。11月施行)

- ▶地域公共交通総合連携計画は、地域公共交通網形成計画とな り、ネットワークとしてのモビリティ確保が重点化される
- 「全体計画=形成計画」と「事業計画」の関係が明確に
- 通再編実施計画=事業計画)は、形成計画の策定が必須に > 新設の「地域公共交通再編事業」に係る計画(地域公共交

地方公共団体は、地域交通に関する「政策」を立案し、

9. 地域公共交通の「制度」を使いこなす

全体計画(地域公共交通網形成計画)が求められる理由

生活交通ネットワーク計画

国出資による地方公共

交通支援のイメージ

- 地域間幹線、地域内フィーダー・・・縦 ⇒「出口戦略」が議論されず、単なる 「書類づくり」に終始する可能性 割り型の補助事業計画に止まる
- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 地域公共交通確保維持事業(離島航空路) (様式) 地域公共交通確保維持事業(陸上交通) 地域公共交通確保維持事業(離島航路) 地域公共交通八刀万解消促進等事業 地域公共交通調査事業

全体計画(地域公共交通網形成計画

「何を目指して」地域交通政策を進めるのか、そのための道標や 責任分担を議論して進める(連携計画にはパブコメも)

⇔「総合事業」の廃止で、期限切れ計画続出+新規計画低調

次を担う担当者 対症療法では太刀打ちできない地域交通の現状だからこ へのメッセージにもなり、政策の継続性にも有効 全体計画(地域公共交通網形成計画)が重要。

10. ないばに

① 公共交通づくりは「おでかけ」の機会を拡げる投資である

◆「赤字だから補助する」論理ではなく、市民の暮らしに「使える」 サービスを提供するための投資として、公共交通政策を考える。 ⇒ 次世代に向けたメッセージとしての「全体計画」

②「カタチ」ではなく、「しくみ」から創る

◆「先進事例」のカタチを真似するのではなく、三位一体で「おでか け」を守る文化(=パートナーシップ)を創ることが肝要。

③ 地域公共交通づくりは、地域づくりの「学校」である

◆ 地域公共交通は、「現場の近さ」が特徴。まちづくり・地域づくりの 「第一歩」として活用することができる。

「存在感」ある地域公共交通を創りあげる「覚悟」 「いいな」と思えることをやり抜く「突破カ」が必要

第 16 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ:ロンドンにおけるオリンピック・パラリンピックの 交通に関する調査報告会>

1 概 要

1.1 日 時: 平成 26 年 11 月 6 日 (木) 13:30~16:20

1.2 場 所:ソラシティカンファレンスセンター Room B

1.3 講 師:秋山哲男氏(中央大学研究開発機構 教授)

1.4 報告者:中南久志氏(一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織

委員会大会準備運営局 パラリンピック担当部長)

榎本進氏(東京地下鉄株式会社経営企画本部経営管理部 課長)

澤田大輔、竹島恵子(エコモ財団バリアフリー推進部)

1.5 参加者:87名

1.6 講演概要:

はじめに秋山氏より、今回の調査報告会は、ロンドン大会での経験や成果を 2020 年の東京大会にどのように取り入れられるか、調査結果を含め関係者と情報共有を行うためのスタートであると趣旨説明がありました。

続いて、澤田、竹島より、2014年6月に実施したロンドン調査について、「ロンドンオリンピック、パラリンピックにおける交通バリアフリー施策」と題し、報告を行いました。調査は、2014年6月に秋山氏を団長とする総勢10名により、イギリスの行政、交通事業者、大会関係者、大学関係者等に対してヒアリング等を行ったものです。2012年に開催されたロンドン大会は、既存の公共交通機関と自転車や徒歩による移動を有効に活用したことで「公共交通機関の大会」と言われ、「レガシー」「サスティナビリティ」「インクルーシブ」を大会の理念として掲げ、取り組まれました。

また、ソフト面の対応として、①情報提供については、一目でわかりやすい案内表示にするため、大会に関係する情報を「マゼンタ色」で統一。②情報の一元化については、移動検索サイトの「Journey planner」と「Direct Enquiries」等の活用により総合的に提供。③交通事業者の連携については、鉄道利用時の介助などの予約システム「National booking system」を活用したサポートの創設。④ボランティア・スタッフの対応については、大会開催の2年前から募集し、1年前から教育を実施。なお、交通事業者は職員のモチベーションを高めるため、記念冊子の配布など様々な工夫を行いました。⑤一般市民向け啓発活動については、「Get Ahead of the Games」というキャン

ペーンを実施し、「Reduce」(不要な移動は行わない、自家用車の利用を避ける)、「Reroute」 (目的地まで別の経路で移動する)、「Retime」(時間帯を変えて移動する)、「Remode」(違うモードを使う)の4つの R を掲げ、取り組まれました。

調査結果を踏まえ、東京大会への課題として、①鉄道については、充実した既存設備を活かしつつ、不足する部分の補完、代替手段の検討が必要であること。②バス・タクシーについては、車両面の改善余地が大きく代替手段の役割を担えるかが課題であること。③需要予測については、早めに正確な予測を行い、積極的な交通需要マネジメント(TDM)施策の展開を考えること。④公共交通機関及びそのバリアフリー経路等の情報については、一元化された情報提供ツールを整備拡大すること。⑤公共交通機関の従事者やボランティア等への充実した研修や教育機会の提供が望まれることを提言しました。

次に、榎本氏より、東京メトロ"魅力発信"プロジェクトについての話題提供がありました。東京メトロでは、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを受け、開催都市の重要な交通インフラとして、3つのキーワードを設定し、各種施策に取り組んでいることが発表されました。1つ目のキーワード「沿線地域との連携、東京を楽しく」として、さまざまな媒体を通じた、駅周辺のエリア・歴史/文化・観光情報等の提供や東京の魅力が詰まった主要エリアマップの作成などを行うこと。2つ目のキーワード「地下鉄をわかりやすく快適に」として、運行情報データなどのオープン化によるアプリ開発の促進、駅構内サインシステムの改良、駅係員によるご案内の強化、多言語情報の充実などを図ること。3つ目のキーワード「世界トップレベルの安心でお出迎え」として、エレベーター等の増設による複数ルートの整備の推進などを行うことが示されました。

続いて、中南氏より、2020年に向けたアクセシビリティの取り組みについての話題提供がありました。組織委員会の活動として、まずは 2020年に向けてバリアフリー化のガイドラインの策定を行うこと。ガイドラインの策定においては、内閣府、東京都、組織委員会を中心に関係者の協力を得て実施する予定であることが発表されました。

作成手順としては、国内にある様々なバリアフリーガイドラインの確認作業を行い、 国際パラリンピック委員会 (IPC) が求める推奨基準を満たし、承認を得ることが必要 であり、論点として①IPC が求める推奨基準をどのように満たすか、②国内のガイドラ インに定めのない基準をどのように策定するかであると示されました。

最後に、秋山氏より、「ロンドンオリンピックの概要(2012年)と東京オリンピック(1964年)」と題し、主にロンドン大会の理念であった3つのキーワードについて話題提供がありました。一つ目の「レガシー」(「受け継がれるもの」という意味)は、ソフ

ト面・ハード面の両方において「大会後に何を残すべきか」という視点で取り組みました。特に、施設については、「恒久施設」にするのか、「仮設施設」にするのか、「中間的な施設(大会後に改修、移築した上で利用)」にするかを整備の判断材料とされました。二つ目の「サスティナビリティ」は、環境に配慮した大会として環境負荷の低減を図るため、二酸化炭素の排出量の軽減、再生可能エネルギーの活用、資源のリサイクル、交通事故や騒音の抑制などに取り組みました。三つ目の「インクルージョン」(「包摂」「一体性」という意味)は、年齢、宗教、民族などの様々な違いを乗り越え、社会的な一体感を高めるため、例えば、建築物においては、オリンピック施設整備庁がインクルーシブ設計基準を定め、車いす使用者用の観戦スペースの場所や座席数、宗教上の配慮から個室型の礼拝施設の設置などに取り組んだことが示されました。

2020年の東京大会に向けて、ロンドン大会を規範とし、関係者が知恵を出し合い、様々なバリアフリー施策に取り組んでいくことが必要であるとまとめられました。

1.7 質疑応答

質問者1:ロンドンにおいて、インクルージョンを浸透させた具体例はあるのか。

報告者(澤田): 具体例ではないが、ヒアリングを行った鉄道やバス事業者の担当の肩書は、例えばアクセス&インクルージョンとなっており、インクルージョンに対応する明確な部署が存在していた。

質問者 2:駅から競技場までの移動はどうなっていたのか。

講 師:選手や大会関係者のみが利用できるオリンピックロードが数多く造成されるとと もに、ロンドン市民にはマイカーや施設の利用を控えるよう注意喚起が行われま した。なお、ロンドン市内は地下鉄とバスのネットワークがすばらしく、移動は 便利である。

質問者2:駅から競技場までの公共交通機関はあったのか。

報告者(澤田):①ピストン輸送手段として、シャトルバスが活用された。大会開催時は、 1800 台分の予約制駐車場が確保され、乗用車からシャトルバスへの乗換スペースが確保された。主にブルーバッジ(移動困難な障害者のために駐車禁止場所における駐車許可証)の所有者が利用でき、オリンピック時は6万人、パラリンピック時は4万人の計10万人が利用した。②「Spectator Journey Planner」(チケット購入者用の情報提供システム)の経路検索時にもシャトルバスを予約することができた。

質問者 3: オイスターカードはとても便利そうである。日本の鉄道は、他社間の相互乗入 を行っているため、人身事故等でダイヤが乱れた場合、事業者の垣根を越えた正

- 確な情報提供がされていないのが問題である。
- 講師: Suica や Pasmo などの日本の IC カードとオイスターカードの大きな違いは、他社間の乗換において、常に初乗り運賃がかかることである。
- 質問者 4: ロンドン大会では、最寄駅での観客の滞留を緩和するため、あえて最寄駅をクローズにして隣の駅まで移動させる方策を取った。
- 質問者 5:日本で、車いす使用者がバスを利用する際、もっとスムーズに乗車できないのか。
- 報告者(澤田): ロンドンでは、ボタン操作でスロープが設置でき、後ろ向きで乗車し、 ベルト固定を行わないため、ほとんど時間がかからない。
- 質問者 6:車いすの固定方法やスロープ板の自動化など以前から議論し、様々な研究を行ってきているので、再度、東京大会に向けて議論してもよいのではないか。
- 質問者7:設備以外の部分では、大会限定での運用なども考える必要がある。
- 質問者 8: ロンドンのバスは、車いす使用者以外でも利用できるようなフリースペースは あるのか。
- 報告者 (澤田): 運転席の後ろが車いす使用者を含めた誰でも利用できるようなスペース となっている。
- 質問者 9:日本のように人的サポートを前提としたサービスでは、大会に対応できるか疑問がある。できるだけ人的サポートを必要としない整備を進めていくような考え方に改めるべき。
- 質問者 10:バスにおけるフリースペースについては、各バス事業者で様々取り組んでいる。ノンステップバスの標準仕様においては、フリースペースの記述はないが、議論を行った経緯がある。また、現状の跳ね上げ式椅子は乗務員しか操作することができないので、利用者でも簡単に利用できるような椅子に改良する余地がある。自動スロープ、固定ベルトなども同様。
- 質問者 11:東京大会に向けて、鉄道の乗降介助で問題になるのは、他社間の相互直通運転を行っているので、事業者ごとの対応や連絡体制が違うことである。
- 質問者 12:鉄道における車いす使用者の自立移動はどうなっているのか。
- 講 師:バリアフリーと自立移動の考え方は少し違う。バリアフリーは段差解消など各事業者等が行うことができるが、自立移動は個人のモビリティの確保がどうなっているのかという点である。出発地から目的地までの移動全体で考える必要がある。日本の公共交通機関におけるバリアフリー化は進んでいるが、移動しにくいのは連携が不足しているからである。一方で、情報提供においても連携がないため、利用できない状況となっている。

質問者 13: 訪日者にとって、Wi-Fi (ワイファイ) の環境が整っていないのが問題である。

講 師:情報提供については、とても重要であり、まずは事業者が情報を開示すること、 次にその情報をどのように提供するのかを議論しなければならない。

質問者14:ロンドンでは、歩車道の段差はどうなっていたか。

講 師:ロンドンの歩車道の段差は様々である。日本の道路の方がバリアフリー化されている。現状の2cmがいいか、悪いかということはなく、地域で議論して決めていくことが重要である。

質問者 15:都内で車いす使用者が自立移動できる駅は 100 駅程度しかない。東京大会の レガシーとして、ホームの嵩上げ等により自立移動できるような環境を整備して いただきたい。

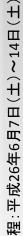
2 配布資料

次のとおり。









ロンドン視察の概要

- ш
- 参加者:10名(中央大学秋山哲男教授、
- 国土交通省(総合政策局安心生活政策課、鉄道局都市鉄道政策課、

チケ外販売数

大会会場

開催期間 参加者数

- 自動車局旅客課)
- エコモ財団、パシフィックコンサ ルタンシ(株)
- 때 行

本日の内容

ロンドン オリン パック・パラリン パック 2012 転 要 ロンドン視察の概要

ロンドン市の概要

ロンドンオリンピック・パラリンピック大会計画

交通に関する需要予測 16

開催時の輸送状況

ソフト面における対応

ハード国における対応

9 ロンドンオレンパック・パラリンパックのフガッ

10 東京オリンピック・パラリンピックへの課題

バリアフリー推進部 澤田大輔/竹島恵子

P-01

ロンドン オリン パック・パラリン パック 2012 乾 要 N 邻

パラリンピック第14才	8月29日~9月9日	164の国と地域4,237人	2,7百万枚	分割 mpic Parkの3つ	
オリンピック第30大会	7月27日~8月12日	204の国と地域10,568人	8,8百万枚	ロンドン市内を中心にその他6つの地域に分割ロンドン市内はCentral Zone,River Zone,Olympic Parkの3つ	



P-02

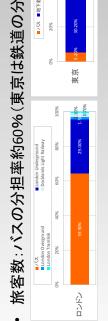
ကို

ロンドン市の概要

- 位置:南端テムズ川河畔の世界の金融中心地
- 人口等:2011年800万人を超え、英国国内13%を占める

東京都(2012)	1,316万人	23区 895万人	2,189km²	
ロンドン市(2011)	817万人	インナー/セントラル 61万人/237万人	1,579km²	
	イロ		面積	

旅客数:バスの分担率約60%(東京は鉄道の分担率約95%)



P-04 (TfL、都市交通年報) ■パス ■地下鉄 ■JR ■私鉄 ■路面電車

44、ロンドンオリンピック・パラリンピック大会計画

> 「公共交通機関の大会」

既存の公共交通機関の有効活用、自転車や徒歩も移動手段

| 単令 | レガジ

・ハード、ソフト向面において「大会後に何を残すべきか」を 重視するものであり、貧困度の高いStratford周辺エリアの 地域再生を行うことが最大のレガシーであると考え、中長 期の視点に基づき整備を実施。	・ロンドンオリンピック・パラリンピックをかつてない環境に配慮した大会にしようとする取組。	インクルーシブ ・障害者であるか否か、社会的な立場、年齢、宗教、民族など様々な違いを乗り越え、社会的な一体感を高めていこうとする取組。	・ホフンナイン参加やペイノリアイ住民の雇用といったノノト対策に加え、バリアフリー化などハード面での施策を実施。
ゼ ガ ー	サスティナビリ ティ	インクルーシブ	

34項目(屋内外施設、ベンチの設置基準、トイレ、競技場の座席、宗教等) >> [Inclusive Design Standard(インクルーシブデザイン基準)」の作成(LLDC) →英国国内のバリアフリー推奨基準へ P-05



ODA

交通に関する需要予測



交通分担率:オリンピック80%、パラリンピック70%が地下鉄もしくはDLRを利用(特にパラ 障害を持った観客数(過去大会からの予測) リンピック時はコーチの利用が高いと予想)

9%が階段利用が困難

・1%が一切階段を利用できない

・オリンピックの観客スペースの1%は車椅子とその同伴者用のスペース オリンピックの観客スペースの1%は設備が整った座席

▼▼ Olympic Parkでの予測例

競技施設の車椅子用観客席1,200席(前記1%の考え方)

来場、退場は競技時間からピークが3時間続くと仮定

Standard | Standard |

Transport for Everyone:an action plan to improve accessibility for all J

<mark>J</mark> Transport Plan for the London 2012 Olympic and Paralympic Games」 →3回見直し(2007 1st→2009 2nd→2011 3rd)

Inclusive Design StrategyJ Inclusive Design Standard

「Accessible Transport Strategy for the London2012Olympic and Paralympic Games」(ODAと連名)

2005

丁福 50001

→ 「Accessible Transport Plan」

設立(大会運営管理、資金管理))

ODA

LLDC

GLA H

・上記とあわせて、GLA(大ロンドン市)やTfLで輸送計画を策定

·計画:①に基づき、○の作成→○へ

ロンドンオリンピック・パラリンピック大会計画

H

・最寄り駅 (Stratford駅、Stratford International駅(新設)) での車椅子スペースキャパシティを予測 (各モードの車椅子スペースの積み上げ+ブルーバッジ利用者の来場も考慮)

・駅エレベーター1回運転で2名利用を想定し滞留予測

→ピーク時の座席提供可能数1,200人に対して、公共交通機関の容量は1,400人と需要を 上回るサービスの提供が可能と判断された。 P-07

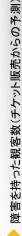
P-06

Taking forward the Mayor's Transport Strategy Accessibility Implementation Plan J

The Mayor's Transport Strategy (revision) J

93

交通に関する需要予測 L



- チケット販売結果から予測
- ・チケット購入者を対象に提供した経路検索システム (Spectator Journey Planner)の検索情 報をデータとして収集し、1時間単位の需要予測を実施
- →<u>提供のタイミン</u>グが遅かった。1年前には高い精度の情報が必要との意見あり。

各事業者による需要予測

- ・上記データを元に15分単位の需要予測を実施→既存交通設備容量から対応施策の検討 ・鉄道待機行列の長さと時間の検証、EV容量の検証を実施
 - >> Southeastern
- ·Javelinの運行計画を作成→観客の10%が利用すると予測→実際は20%が利用
- ・オリンピック開催から1週間後、St,Pancras駅でカウンター調査実施→運行本数を増加
- Heathrow Express
- ・空港アクセスの高速鉄道はあまり利用されていない過去大会状況を鑑み、特別対応は 行っていない。

P-08

6

開催時の輸送状況



観客全体の状況

>>T€

・鉄道:終電を1時間延長、深夜の運行本数 も増やし、ほぼ一日中ピーク時運行

・バス:200台増車

水上バス:運行本数を増やし、運行時間も延長 その他:事前点検の実施、工事実施×

22,000 accessible taxis & 🖻 stations

8,500 accessible buses 🕹 📮

Accessibility

Most

















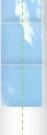


・1日あたり利用者数約1100万トリップ(地下鉄400万、バス650万、その他50万) →大会期間中は最大で1,500万トリップに増加(累計6,200万トリップ)

(London Overground47%个の600万トリップ、バス600万トリップ (12/8/2)

- ・TDMの効果で、35%の市民が移動手段を変更。自家用車の利用が16%
 - 東西よりも南北方向の流動を優先処理できるよう信号制御を変更

P-09



メント面における対応





・誘導係員の配置>滞留が生じたのは1回(15分後解消):Stratford駅の地下鉄の運

・Javelinの増結シキャパシティ通常の2倍確保シ輸送実績は通常時の90%増

開催時の輸送状況

6

>> Southeastern

・Stratford International駅ホームの一時かさ上げ、可搬式スロープも多く配置

·その他:事前点検の実施、工事実施×

- 車椅子使用者からの予約受付:大会期間中600件(通常は400件)

休が影響

◇ 交通事業者の連携

→ ボランティア・スタッフの対応

> 事前情報の提供

>> 当事者等との連携(ミステリーショッパー等)

ブルーバッジ

・車椅子使用者数は把握されていないが、TiLが当初の予想していた人数よりは少なかった。

■梅子使用者の状況

・車椅子使用者の予約は必要なし、1日あたりの利用者数は20名弱程度ではないか。

・利用者数 シッ空港自体の利用 シ、直行バスの利用

>> Heathrow Express

・オリンピック、パラリンピックとも車椅子使用者数に大差はないが、パラリンピックの方が団

体で移動する車椅子使用者数が多い印象。

→ ロードプレイシング

©Eco Mo Foundation

P-10



- >> 案内・サインの一元化
- ・関係情報をマゼンダ色で統一し、一目でわかりやすい案内表示に
- ・ルートや施設、EV位置

の案内

原則として英語表示





開催後は、青色に変更し掲示継続





The London Games in Motion

P-12

→ 情報提供

- >> ウェブによる情報提供
- >> Journey Planner
- ・通常時、TfLが提供しているオンラインツール
- ・ロンドン市内の2地点を、徒歩・自転車・公共交通機関の乗換検察が可能
 - >>> Spectator Journey Planner
- ・チケット購入者のために提供
- ・オプション設定(エレベーター使用、乗換の少ないルート等)ができ、会場 までアクセスできるルートを計画することができた。
- ・リアルタイムの運行状況や地図の提示の他、SNSも活用。
- 検索件数は、チケット購入者90%にあたる249万件(12年9月まで)、

経路情報提示は、220万件







Spectator Journey Planner (TfL資料より)

P-13

情報の一元化

- >> Journey planner
- ・オプション設定が可能

- ショートメールでコード入力し、インフォメーションをメッセージサービス

Transport for London

ーウェブサイトで、現在地を提供

Une based

・現在地を情報提供(乗り場前に数字を掲示)

>> 水上バスの情報提供

- 車椅子でアクセスできる車両(車両までアクセス可能駅の経路を自動表示)
- 一階段・EV・ESC等が利用できない(全てあるいは一部を選択可能)
- 徒歩のオプション(乗換歩行距離を短く、徒歩時間や速度に上限設定可能) - 段差フリーアクセス(整っていない駅については警告表示)
 - >> Direct Enquiries
- ・Journey plannerとリンク
- 確認でき、自分で移動可能か判断可能。 アクセス状況を写真で事前に





>> citymapper

公開し、第3者によるアプリ等の開発が可能。 ・TfLではデータをオープンポリシーに基づき

だけはなく、路線バス、レンタサイクルも表示。 →携帯アプリケーションとして、公共交通機関 バスはバスロケとも連携。

P-15

GLA資料より

Harm Unit traval

Φ

91589

P-14

95

交通事業者の連携

- National booking system
- 英国内の鉄道時利用の際の介助などのアシスタントサービスの予約システム
 - ・ロンドンオリンピック・パラリンピック開催に合わせて、一元管理化を進め、関 条事業者に配信できる仕組み(ODAが資金提供)。
- ⇒以前は、事業者間の電話連絡等で対応。
- ・大会期間中、13,000人の障害当事者が予約。
- 駅のスタッフに電話で介助を依頼し、Meeting Pointからサポートを受けること



Meeting Point

ボランティア・スタッフの対応

- > TfL * バス
- ·通常は「BIG RED BOOK」で教育
- ・ハンドブック「Bus staff guide to the 2012 Games」を 作成、配布
- モチベーションを高めると共に、影響を受けるバスルートを掲載、
- 地方からの応援乗務員については、大会関係者の輸送にあたった。
 - National Express
- ・パラリンピック選手の海外合宿で8台の車椅子が乗車できる バスを提供。(一般車道も通行可能で、選手から好評)



- ・ドライバーの再教育 (Equality Act2010による障害者支援の 必要性を再認識)
- ハンドブック「Making the most of the 2012 Games」を作成、配布 会場周辺の乗降ポイントや乗降時の留意事項を掲載。



約70,000人のボランティア(募集当初の予定数)

案内表示と同じマゼンダ色のベスト着用し、 案内・誘導。運転ボランティアなどは特定

のボレントィア
た対
ら

he London Games in Motion

募集は2010年から。教育は2011年から。

土日どちらか1日研修を実施。会場案内は割り当て人数が最も多く、1~2回程 ,ボランティア教育は担当分野により異なるが、交通分野は3~6ヶ月に1回、 度の教育実施。

鉄道

・常時200~1000人体制(オフィス従業員も)

The London Games in Motion

・Lift Assistantsの配置(EVの効率的使用のため)

・Tにから給与が支払われており、オレンジのユニフォームを着用

>> Southeastern

- 臨時職員の雇用(600人以上(職員の約20%) モチベーションを高める工夫

·後日記念冊子を作成、配布

P-16





P-17

一般市民向けの啓発活動

>> キャンペーン「Get Ahead of the Games」の実施 (4つのR)

不要な移動は行わない、自家用車の利用は避ける 目的地まで別の経路で移動する 時間帯を変えて移動する 違うモードを使う(混んで いるなら違うモードを) Reroute Remode Reduce Retime





The London Games in Motion



▼ ホットストーツョンの掲示

• Journey Plannerで駅をクリックすると、 混雑する時間帯表示

・道路も同様に混雑部分を赤で表示し、 日ごと、競技ごとに更新。

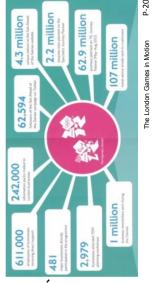
P-18

P-19

一般市民向けの啓発活動

- ▼ TDM(交通需要マネジメント)
- ・2,979の企業がTDMワークショップに参加し、481の企業でプログラムに参加。 →611,000人の従業員が参加している。
- ロンドン市民向けのキャンペーンツイッターのフォロワーは62,594人で、430万 人がキャンペーンウェブサイトを閲覧。
- TfLのJourney Plannerの検索回数(2012年5~8月)は6,290万件、
 - Spectator Journey Plannerの情報提供は220万件。
 - メールでの移動アドバイス件数は1億700万件。

機関の利用者が減少した 区間や時間があったほか、 商店からはお客が減った →通常時よりも公共交通 という意見があったと いわれている。



P-20

♪当事者等との連携(ミステリーショッパー等)

・当事者自らがミステリートラベラーとして、情報提供やスタッフの対応、バリアフ リー化の状況にしいて行っている。

>> Southeastern

・当事者自身をミステリーショッパー(覆面調査)として活用。サービスの質をチェックしてもらい、実地体験に基づいた結果をフィードバックするため。

ブドーバッジ

- 自動車を利用しなければならない移動困難者。
- 駐車規制箇所でも安全上問題が無い箇所は駐車可能。
 - 路上のパーキングも無料で駐車可能。

ロードプライシング





プルーバッジ掲載車両は100%減税。

▶事前情報の提供

>> Jorney Planner(前出)

多名図

>>TE

- ステップフリー状況を記載 ・様々な路線図等を提供

Step-free access from to train (a) Step-free access from to oldsfrom

-カラーの拡大文字

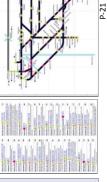
- 白黒の拡大文字

一地下鉄のアイフ地図

一階段を回避した地下鉄のガイド

ーロンドン交通局 (TfL) 所管の交通手段を全て示したガイド >> Southeastern

分けて表示、乗換の移動距離も ・ステップフリー状況を記号と色で



©Eco Mo Foundation

ハード画における対応

0



駅の新設、

(鉄道)



P-23

Southeastern、並びにTL資料

オリンピック・パラリンピックに向けて行われた主な鉄道の整備・改修

	Green Park 駅・Kings Cross St. Pancras 駅・ Southfield駅・Blackfriars 駅	ステップフリーアクセス整備
	Stratford 期刊	ステップフリーアクセス整備・エレ ベーターの設置等
地下鉄	Earls Court 駅・Kings Cross駅・Green Park 駅・Pimlico駅を除く Victoria 繰の駅	ホームハンプの設置
	Westminster 等の 16 駅	乗降用スロープの設置
	Victoria 線・Jubilee 線	キャパシティを増加
	Central 線	運行頻度を増加
	Piccadilly 線	Heathrow Terminal5 への延伸
	Three-car project (Bank駅やWoolwich Arsenal 駅・Stratford駅までと Custom House 駅 Doubles now and man 所知)	新たなユニットの車両の導入・キャパシティを増加
	Deckton east avoign	
	Greenwich 駅・Prince Regent 駅・Tower Gateway 駅・Custom House 駅	エレベーターの設置、もしくは改良
DLR	Stratford 駅	ステップフリーアクセス整備・エレ ベーターの設置・新たな改札設置等
	Stratford International 駅	延伸
	London City Airport 駅	延伸
	North London 線	運行頻度を増加
	East London 線	キャパシティを増加
	Slough 駅	ステップフリーアクセス整備・エレ
London		ヘーターの設置
Oreganised	Weymouth 駅	ステップフリーアクセス整備
ninoisiano	Camden Road 駅・Gospel Oak 駅・Hackney Central	明常の一々ーグニュ
	順・Wembley Central 駅	イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Notwork Boil	Windsor & Eaton Riverside 駅 · Weymouth and	女権部 トノンの診摩奈
METWOIR NALL	Blackheath 駅	がある。 シンで同事

Transport Plan for the London 2012 Olympic and Paralympic Games Second edition (ODA) Delivering transport for the 2012 Olympic Games (ODA) ・英国運輸省 (Df7) ヒアリング回答より作成

©Eco Mo Foundation

P-24

P-25

Stratford International (新設)のDLRとSoutheastern High Speed Rail

【鉄道】



情報、旅客支援設備 【鉄道】



from street to platform

Step-free access

地下鉄の段差解消(約1/4の駅)

from street to train

Step-free access

1

部分かさ上げ

レベルアクセス

OPを期にこれまで実施していなかった MBRを実践。今後も段差のある駅に

拡大予定。





有人窓口の 磁気ループ設置









アシスタンスのためのミーティングポイント

多言語券売機



ネットワークレイルによるモビリティバギー

P-27

P-26

98

画田 鉄道】



オーバーグラウンド の段差



オーベーグラウンド

収値ら対応できるこ リントソング



ヒースロー空港と都心のパディントンを結ぶ高速列車 空港アクセス(ヒースローエクスプレス)

【鉄道】

ホーム練増に上り勾配をり

けたいる











段差解消、車内WiFi、脱出用車いす、情報コーナー、大型エレベーターなど

地下鉄の車内車いすスペース、車両間誤認防止対策

P-28

©Eco Mo Foundation

P-29

基準等 【鉄道】

画田

鉄道では:規制対象となる鉄道車両に安全かつ不合理な困難なく乗隆すること、安全

DDA(1995)/Equality Act(2010)

基準等

かつ合理的な快適さで移動すること(車いすについても同様に)

RVAR: The Rail Vehicle Accessibility Regulations(車両の基準)

プラットホームの乗降口付近では:

車椅子スペース数	PRM TSI (車両延長により規定)	RVAR (車両数により規定)
2席	$\sim 205 \mathrm{m}$	
3席	$205\mathrm{m}{\sim}300\mathrm{m}$	
4席	300∭∽	1 Y 四車 21

(P76) 出典: PRM TSI (P113) 、RVAR (1998)

(1998, 2008, 2010)

PRM TSI:EU内を運行する列車に関する規定(RVARと共通の内容も多い) **ドア幅は850mm以上、ホームとの段差は50mm以下、隙間は75mm以下 等**

馬(:Accessible Design for Disabled People: A Code of Practice(ガイドライン)

BS8300 サイン、音声案内、EV、トイレなどの基準

⇒Access for All プログラムによる支援制度



サイズやドア幅以外にも床と便座、 **ふたの色のコントラスト、触って確** かめるひとも判別しやすい工夫を することなどが示されている。

P-31

P-30

99

【鉄道】 基準等

例えばエフベーターにしいて、ガイドリイン だは

- できる限り階段近くに設置する
- 最小内部寸法として奥行き1500mm・幅1600mm(車椅子が内部で旋回できることが望ましい)
- エレベーターの出入り口の外側は1500mm×1500mm以上の空間の 確保が必要
- ドアの開閉を音声で案内すること
- 緊急時への対応として、緊急インターホンシステムに磁気ループが対 応していること
- 警報が作動していることを黄色のピクトグラムで表示すること
 - 緊急通報が登録されたことを緑のピクトグラムで表示すること

栅

P-32

【バス、コーチ】

国内大手の1社ナショナルエクスプレス社では2012年までに所 有車両550台全てのリフト化を完了した。リフトは前扉に装備さ 都市間、空港連絡バスなどに使用されるコーチ車両 れ、左側前席が車いすスペースとなる。









ナショナルエクスプレス社資料より

リフト対応の停留所が50%程度という課題もある

2階建てロンドンバスは1階部の低床化を 2003年までに終え、最新型のニュー 【バス、コーチ】

案内の文字表示も実施。スロープはボタン操作で ルートマスターは3扉、2階段仕様で、次停留所 自動展開される。



ロンドン交通局資料



P-33

[バス、コーチ]

<バス種別ごとのバリアフリー化適応義務年>

- シングルデッキであり、7.5トン以下のもの:2015年1月1日まで
- シングルデッキであり、7.5トンを超えるもの:2016年1月1日まで
 - ダブルデッキのもの:2017年1月1日まで

PSVAR2000 (The Public Service Vehicles Accessibility Regulations) による

名称		元		- 100	Marie
7,7	世十七の段後パレ	23 人乗り以上で、座席に加え、			Heart 100-
<u> </u>	台口となり記録へく	立ち席があるもの	Dopin (h)		1
1	中長距離バス、高速バス、	23 人乗り以上で、立ち席がない	Wheekfast edsk I patr	Cities	/
Î	空港アクセスバス	もの	r quer (her spraph 6)	810 875e	
1	コミュニティ・トランスポ 22 人乗り以下のバス	22 人乗り以下のバス	mi	117	- I
× < 1	ートなど		,	-	i di
すの観光バス	下定期運行の観光バス 貸切バスなど	定期運行でないバス			8

All C

P-35

P-34

[タクシー]

ロンドン市内で営業するいわゆるロンドンタクシーは2001年まで こ全て車いす対応、磁気ループも設置されている。

- 認可されている車両は現在3車種(約23,000台)
- ただし約53,000台あるPHV(Private Hire Vehicle)は対象外







コンドン交通局資料より

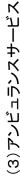
Special Transport Service(STS) 障害者、高齢者等向けの個別の移動手段

(1)コミュニティトシンスポー!

使用しており、大会のシャトルサービス運行もこの車両とドライバーを 活用することで期間中10万人の輸送が可能となった。 通手段で英国独自の仕組み。多くはアクセシブルなミニバスやバンを 非営利組織、自治体等により運営される地域ニーズに合わせた交



こ提供されるドア・ツー・ドアの送迎サービス(利用には資格認定が必 障害などにより地下鉄など既存の公共交通機関を利用できない人



非緊急時(通院など)の救急車による送迎(医師の判断により移動 困難者に利用を認めるもの)

ODA資料より

P-37

P-36

Emirates Air Line (エミレーツ航空による整備)

[ロープウェイ]

DLR Royal Victoria駅と02最寄り駅であるNorth Greenwich駅間を結ぶ全 長1.1kmの路線

駅施設、キャビン乗降口はすべて段差解消されている。







P-39

[米上バス]

テムズ川を運行する旅客船で主要な観光地を経由している(一 部で通勤利用もある)。TfLでは5路線、29か所の船着き場を運 行。すべての桟橋とほとんどの船が段差解消されている。







P-38

101

自転車】

9

【大会を通じて得られたレガシー】(TfL)

フンタサイクルの運営

716ステーション、約9,000台の貸自転車 (2014.2)

自転車フーンの整備

1.5m以上のバークレースーパーサイクルハイウェイの整備 2003年からロンドンサイクルネットワークの整備着手幅 計画900kmのうち約700km整備済み(2010)

大会後もアクセシブルな交通手段として注目度が高まったこと

・ジャーニープランナーの改善が行われたこと

プラットホームと車両の段差を解消する 鉄道における段差解消整備の促進

スロープ板の導入

障害者への接遇対応が付加的なものではなく基本業務の一

スタッフの意識が変化したこと





P-40

တု

9

ロンドンオリンパック・パーコンパックのフガッ

P-41

の割合が大会前と比して10ポイント増加し、現在においてもその水準が維持され ⇒さらに、大会直後の利用者満足度調査ではTfLに対して満足していると回答した人

ているとのこと

公共交通事業者間での連携の風土ができたこと

環として定着したこと

観光資源へのバリアフリー対応

【ロンドン市内】

例)タワーブリッジへのEV設置

テムズ川沿い遊歩道の段差解消、レストラン、観光地等のバリアフリー情報 提供(Inclusive London/Direct Enquiries)

Queen Elizabeth Olympic Park ウェブサイトより

欧州最大規模と言われるウェストフィールド

ショッピングモールや公園、住宅の整備

競技場サイトの公園整備

【Olympic Park及び周辺】









http://www.inclusivelondon.com/defaultIL.aspx

P-41

The Thames Path National Trail ウェブサイトより

P-41

©EcoMo Foundation

東京オリンピック・パラリンピックへの課題 Á

「パーコンパアン等くのヒアリングから」

- 〇東京は設備の面では一通りそろっているがEvの位置や動線、 ホームと車両の段差、バスでは乗務員の手伝いが必要、タ クシーの利用が難しいなどの課題がある
- ⇒一度に多くの人が利用することが考えられていない(例えば 車いす使用者の利用)
- ⇒混雑時間帯とイベントが重なった場合の心配
- 〇案内表示のわかりやすさ、乗り換え案内、運行情報提供など が充実している
- ○会場のつくり方、ボランティアの対応は大きく印象を左右する
- 〇障害者理解促進の契機としていくべき

P-44

9



【公共交通機関では】

【鉄道】充実した既存設備を活かしつつ、不足する 部分の補完、代替手段の検討が必要 事業者間の連携、案内サイン、人的対応、情報発信拡充、予約シ ステム使いやすさ、一度のまとまった人数での利用への対応等」 [バス、タクシー]車両面の改善余地が大きく代替手 段の役割を担えるかが課題 都市間バス、空港アクセスバス、貸切等のバリアフリー化、一般路

線バスの使いやすさ(乗降、情報)、UDタクシー車両の不足、選手

【重要予測】早めに正確な予測を出す、積極的な TDM施策の展開を考える

多様な予測パターン検証と対策変更の柔軟性等]

P-45







ご静聴ありがとうございました

当財団のホームページで報告書(PDF版)を公開しておりますので、

について一元化された情報提供ツールの整備拡大

が望まれる

モード/事業者横断的、身体状況に応じた経路検索、運行情報や

施設周辺情報とのリンク、多言語、利用料がない

公共交通機関従事者、市民ボランティア等への充

実した研修、教育機会の提供

公共交通機関及びそのバリアフリー経路等の情報

東京オリンピック・パラリンピックへの課題

R

ご参考ください。 「オリンピック・パラリンピック開催に向けた移動と交通に関する基礎調査報告書」 http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/report.html

お問い合わせは、 バリアフリー推進部 澤田、竹島まで FAX:03-3221-6674 TEL: 03-3221-6673

©Eco Mo Foundation

E-mail:d-sawada@ecomo.or.jp、k-honda@ecomo.or.jp(竹島)

P-46

大会に関わることの意義を理解してもらいモチベーションを高める、

応募者とのコミュニケーションの継続、非日常⇔日常の意識の変

化も視野に入れて取り組む]

103

東京メトロ"魅力発信" プロジェクト





「東京メトロ"魅力発信"プロジェクト」とは

これまでも、東京メトログループでは「安心=安全+サービス」との考えのもと、各種 施策を進めてまいりました。

本プロジェクトは、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを受け、オリンピック・パラリンピック開催都市の重要な交通インフラとして、安全性やサービス水準をこれまで以上に向上させることはもちろん、より楽しくご利用いただくことを目指し、「東京の魅力」と「東京メトロの魅力(安心)」の発信をテーマに策定したものです。

プロジェクトの3つのキーワードと目指す方向性

キーワード

沿線地域との連携、東京を楽しく

地下鉄をわかりやすく快適に

世界トップレベルの安心でお出迎え

- ・「東京の案内役」として、沿線地域の皆様とも連携・協調しながら、東京メトロ 駅周辺エリアの魅力を発信し、日本はもとより海外からのお客様にも、東京を存分 に楽しんでいただくことを目指してまいります。
- ・「東京圏の交通ネットワークの中核」として、他の交通事業者とも連携しながら、 地域の玄関でもある駅をはじめとする東京メトロの諸施設をお客様が安心してご利 用いただけるよう、安全性やサービスの水準をより一層向上させ、東京圏の重要な 交通インフラとしての役割を果たしてまいります。
- ・本プロジェクトを着実に実行するため、東京メトログループ内の体制づくりを万全にするとともに、国や東京都、沿線地域の皆様、他の交通事業者などの関係者とも連携・協調してまいります。
- ・具体的な施策や実施時期については、今後策定する中期経営計画や事業計画に反映してまいります。

沿線地域との連携、東京を楽しく

~東京の魅力の発信基地~

- ○沿線地域と協働した観光資源の発掘、発信
- ○さまざまな媒体を通じた、駅周辺のエリア・ 歴史/文化・観光情報等の提供
- ○東京の魅力が詰まった主要エリアマップの作成
 - ▶ 地域と連携して沿線情報を発信し、 より一層東京の魅力を感じていただけます。



~駅周辺とメトロが一体化~

- ○駅周辺エリアと東京メトロが一体となった共同
 - イベントの開催や企画の盛り上げ
 - 各地域主催イベントへの共同参画
 - ー駅周辺の文化施設等と連携したイベントの実施
 - 地下鉄を使った東京のおでかけをより楽しんで いただけます。





~駅は地域の玄関口~

- ○それぞれの地域の特色を活かした駅改装・改良
 - 一銀座線各駅など、駅ごとのコンセプトに沿った改装・改良の実施
 - ▶ 駅に降りた時からまちの雰囲気を感じ、楽しく・快適にご利用いただけます。







[イメージ]

地下鉄をわかりやすく快適に

~欲しいときに、欲しい情報を~

- ○訪日旅行者向け無料Wi-Fiの、より使いやすい環境の整備
- ○先端技術の活用による位置情報、ナビゲーションサービス・ エンターテイメントコンテンツの提供
- ○運行情報データなどのオープン化によるアプリ開発の促進
- ○駅構内サインシステムの改良・駅係員によるご案内の強化、 連続性のあるご案内
 - お出かけの際も、必要な情報が必要なときに得られるようになります。





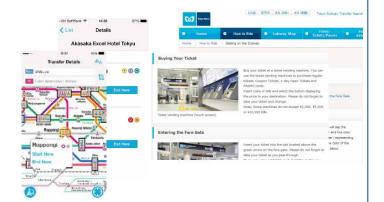
[イメージ]

~多言語情報の充実化~

- ○東京の観光情報やメトロのご利用方法を、WEBサイト等を通じて多言語で提供
- ○災害情報や運行状況も、ディスプレイや音声により多言語で発信
 - ➤ ご旅行前の情報収集や来日後の情報取得もわかりやすくご利用いただけます。



[イメージ]



~車内も楽しく快適に~

- ○車内ディスプレイの銀座線・日比谷線等への3画面化 導入や天気予報やニュースなどの情報配信
 - ▶ 車内を楽しく・快適にお過ごしいただけます。



[イメージ]

世界トップレベルの安心でお出迎え

~ホームドア整備加速~

- ○銀座線全駅への設置(大規模改良工事駅を除く)
- ○競技会場の最寄駅等、主要駅へのホームドア先行設 置を推進(新型ホームドアの設置も含め検討)
 - ▶ 全ての路線へのホームドア整備を加速化し、 ホーム上をさらに安全にご利用いただきます。



[イメージ]

~震災・大規模浸水対策~

- ○震災・大規模浸水対策の強化、 早期運転再開に向けた対策の推進
 - ▶ 安心して駅をご利用いただくとともに 首都東京の都市機能の保持につなげていきます。



[イメージ]

~バリアフリー設備整備の推進~

- ○全駅へのエレベーター1ルート整備完了
- ○エレベーター複数ルートを、乗換ルート等へ整備
 - ▶ シームレスに・ストレスなくご移動いただける環境を整えます。



[イメージ]

ロンドンオリンピックの概要(2012年) と東京オリンピック(1964年)

中央大学研究開発機構

秋山哲男

英国大使館(6月3日)オリパラ講演会

1) 講演 Theme: (+bc)

Rt Hon Hugh Robertson MP, former Minister for the Olympics

2) 大会運営、施設、インフラ Piet Executive of the London Le

Mr Dennis Hone, Chief Executive of the London Legacy Developmen

Corporation (LLDC)

3) 大会警備

Mr Stephen Phipson, Director, Security Industry Engagement, Home Office Mr Ben Fletcher, Deputy Director (DD), Security Industry

Engagement (former DD Olympic Security Directorate), Home Office

Mr Chris Allison, former National Olympic Security Coordinator **4**) コミュニケーション

Mr Godric Smith, former Director of Government Communications London 2012

5) カルチュラル・オリンピアード、市民参画

Ms Fran Hegyi, former Senior Advisor to the 2012 Olympics Culture Team

Mr Paul Gauger , Head of International Media & Destination PR, VisitBritain

半年の情報

- 2013年10月31日~11月1日 英国大使館
- NCLと日本のWS(2日間の勉強)
- 1月29日9:00~11:30 第一回情報交換会
 - 英国大使館と秋山との情報交換会:50人参加
- (国土交通省5局、東京都、内閣府等)
- 1月29日1:00~5:30
- オリパラのセミナー(健やかまちづくり主催):調布市:1 50人参加
- 5月19日 第二回情報交換会:30人参加
- 東京外口の報告
- 6月3~4日オリパラ会議:英国大使館

英国大使館(6月4日)オリパラ講演会

・セキュリティ概要

Mr Ben Fletcher, Deputy Director (DD), Security Industry Engagement (former DD Olympic Security Directorate), Home Office

Of the Chris Allison, former National Olympic Security Coordinator

・テロ対策、大会・会場警備

Mr Jim Busby, former Head of SO23 Olympic Specialist Operations, Metropolitan Police Service Mr Gary Cook, CT Security Adviser, seconded to the Home Office, Metropolitan Police Service

·会場確保-建設期間・大会前・大会期間 Mr Steve Cooper, former Head of Security, Olympic Delivery Authority

Mr Andy Amery, former Head of Security, LOCOG 2) $\forall 4 \land \land -1 \Rightarrow 1 \Rightarrow 4$

<u>2)サイハーセキュリアイ</u> ・資格認定 - セキュリティ運用におけるポリシーと役割 Mr Ben Fletcher, Deputy Director (DD), Security Industry Engagement (former DD Olympic Security Directorate), Home Office

Mr Chris Allison, former National Olympic Security Coordinator ・サイバーセキュリティ Mr Oliver Hoare, former Head of Cyber Security, Government Olympic Executive, Cabinet Office・治安維持-攻撃処理と大会運営へのインパクト

Mr Chris Allison, former National Olympic Security Coordinator

国大使館(6月4日)オリパラ講演会 批

1)施設、インフラ、サステイナビリティ

Mr Dennis Hone, Chief Executive of the London Legacy Development

Mr Jerome Frost, former Head of Design and Regeneration for the Corporation (LLDC)

London 2012 Organising Committee of the Olympic and Paralympic Ms Amanda Kiely, former Sustainability Projects Manager at the Olympic Delivery Authority (ODA)

2)コミューケップ

Games (LOCOG)

Mr Godric Smith, former Director of Government Communications for London 2012

Ms Fran Hegyi, former Senior Advisor to the 2012 Olympics Culture

このためオリンピックパークの整備に当たっては、2012 年の五輪開催を東ロンドンの地域再生の起爆剤として位置づけ、五輪開催後の中長期の視点を重視しつつ、その整備を推進

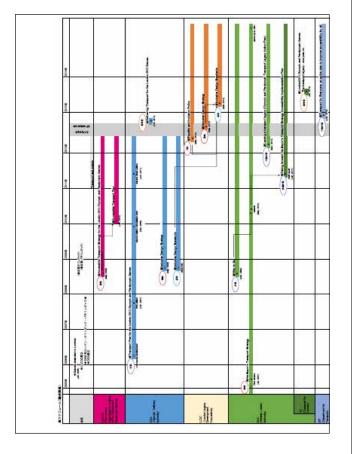
地域再生の起爆剤として:

Mr Paul Gauger , Head of International Media & Destination PR, VisitBritain

旧工業地帯ということで土壌汚染も深刻で、再開発が進まなかった。 会場の位置:ロンドンの東部、ストラトフォード地区の西側に広がる計750ha(南北2.5km、東西1km)のエリアに位置し、中央をリー川(テムズ川の支流)が流れ、東西にユーロスター鉄道が横断 - 会場:2012 年夏のロンドン五輪のメイン会場クイーン・エリザベス・リンピックパーク ・東ロンドンはマイノリティ住民が多く<mark>貧困地域</mark>も多いため、ストラト フォード地区を中心に東ロンドンの地域再生を図ることは長年の課 題 ・ オリンプックパークの整備の概要 会場の特徴:

LOCOG (The London Organizing Committee of the Olympic and Paralympic Games) & ODA(Olympic Delivery Authority) LOCOG(ロンドンオリンパック・パラリンパック 組織委員会 - ロンドン ギンソ プッケイ ペーコン プッケ に 関するバリアフリーの交通戦略(2008 年~2012年

- バリアフリー交通計画(2010~2012年)



LOCOG (The London Organizing Committee of the Olympic and Paralympic Games) & ODA(Olympic Delivery Authority)

GLA (Greater London Authority)

ロンボン形

• GLA

- ODA(オリンピック整備施設庁:Olympic Delivery Authority)
- 2012年のオリ・パラ交通計画(2006年~)
 - インクルーシブデザイン基準(2008年~) - インクパーシブドザイン戦略(2008年~)

- 残された交通遺産(オリパラ交通遺産行動計画 (2012年12月)

- 市長の交通戦略:2001年7月) - 計画:Way to Go(2008年11月)

- オリパラ以前から以後

- 市長交通戦略におけるバリアフリー実施計画

(2011年6月)

- オリパラ以後
- インクルーシブデザイン戦略(2012年9月~) - 平等とインクルーシブ政策(2012年5月~)

- インクルーシブデザイン基準(2013年5月~)

英国運輸省(DfT)

すべての人の交通:すべての人のバリアフリー改善実施計画

1. オリンピックパークの位置



2. オリンピックの準備

- オリンピック施設整備庁(ODA:Olymbic Delivery Authority)
- 五輪決定から開催までの間、整備を担当した。
- ODA は、2006年3月、「2006年ロンドン五輪大会 法」に基づき、大会運営を行う
- ロンドン五輪運営委員会(10006)
- ODAとともに設立された法人で、文化メディアス ポーツ省の独立行政法人
- 予算(約6年間の予算総額は約80億ポンド)=1兆 400億円は公的資金により賄われた。

オリンピックの終了後・遺産の活用

- ロンドンレガシー開発公社 (LLDC: London Legacy Development Corporation)
- 五輪後、オリンピックパークの跡地開発の業務はLLDC に引き継がれた。
- LLDC は、2012 年4 月、ロンドン知事により設立された
- 開発公社で、理事長はロンドン都知事が務め、理事にはスポーツ、公共施設、不動産、都市計画、自治体等の関係者が任命されている。
- こ、エリア一体の都市計画・開発許可の権限を有し、 - LLDC はパーク内の公共施設の所有者であると同時

2. オリンパッケパーケ整備の30の キーワード



一フ 上 か ー

- に一体何が残るか、何を残すべきか」をソフト、ハードの 「五輪後 「受け継がれるもの」という意味で、
- ハード面:オリンピックパークの整備を通じ、貧困度が高いストラトフォード周辺のエリアの地域再生が最大のレガシー
- 2008 年の「レガシー行動計画」に基づき、五輪開催の2012 年 を一つの通過点として考え、中長期の視点に基づき整備を
- 可能な限り既存施設の利用を前提に、仮に新規に建設する必要がある場合には、五輪後の利用方法とそのコストを十分に検討
- 施設整備の3つの考えかた
- 「恒久施設」とすべきか、 「仮設施設」とすべきか
- 「中間的な施設(五輪後に改修、移築した上で利用)」とすべきかを判

1-2オリンピック会場内の施設整備の考え方

- 恒久的施設
- 自転車競技場(Velodrome)、多目的アリーナ(Copper Box)、 放送センター
- 「仮設施設」
- バスケットボール場(Basketball Arena)、ホッケー場 (RiverbankArena)、ウォーミングアップグラウンド
- 「中間的な施設」
- オリンピック・スタジアム(OlympicStadium)
- 水泳競技場 (Aquatics Centre)
- ナリンピック・スタジアム(中間的な施設)
- 五輪時には8万人が収容可能なスタジアムとして整備
- 五輪後には上部観客席の撤去等の改修工事を行い、収容規模を6万人に縮小した
- 2015 年に再オープンし、2016 年以降はプロサッカーチ-ムの本拠地として使用される予定

オリンピック会場内の施設整備の考え方

- 商業施設
- 五輪前にストラトフォード駅前に欧州最大規模のショッピングモール(Westfield)がオープンしたが、五輪後には、さらにオフィス、ホテルなどが集積する国際ビジネス地区(10ma)が整備される。
- また、オリンピックパークには大学、博物館などが誘致され、教育 文化施設の充実が図られる予定である。
- ナリンピックの経済効果
- 2013 年7 月の英国政府の報告書(「Inspired by 2012」)によれば、は
 99 億ポンドで、オリンピック施設整備庁(ODA)の支出(70 億ポンド)
 の75%はレガシー関連分野に支出されたとのことである。
- また、パークの整備とは別に、鉄道などを中心に65億ポンドの交通 インフラ投資を行っており、ロンドン及び英国全土の発展に大きく寄 与すると期待されている。

オリンピック会場内の施設整備の考え方

- 水泳競技場
- 五輪時:本体部分に翼の形をした仮設スタンドを付け加え17,200人の収容可能:
- 五輪後:この翼を撤去し、収容人数を2,500人に縮小し、2014年春に再オープンし、地域住民に開放され、世界的なスポーツイベントも開催
- 選手村
- 五輪時には延べ17,000人の選手、スタッフの宿泊場所であったが、五輪後に改装され、2,800戸の住宅として供給され、そのうち半分は低廉な家賃の公的な賃貸住宅となる。ロンドンの人口は現在830万人のから2030年には1000万人に達することが予想され、住宅の供給増加はロンドンにとって最大の課題の一つである。
- このためオリンピックパーク及びその隣接エリアにおいて、この2,800 戸の住宅とは別に、計8,000 戸の住宅供給を今後行っていく予定である。
- ロンドン及び英国全土の発展に大きく寄与すると期待されている。

(2)キーワード2:「サステイナビリティ」

- 「サステイナビリティ(sustainability)」(持続可能性)
- ロンドン五輪をかつてないほど環境に配慮した大会にしよっとする取組み
 - 2007 年の「持続可能な開発戦略」 (Sustainable Development Strategy)」
- 汚染土壌の処理、緑地の整備、生物多様性の確保、発生する 二酸化炭素の削減、省エネ建築物の整備、建設廃棄物のリサイ クルなど、幅広い項目について環境対策を行った。
- ・オリンピックパークはかつての工業地域であり、まずは大規模な土壌の除染作業が必要であった。
 - ・そのうえで、パーク全体250ha のうち105ha を緑地として確保し、南北の2カ所に公園を整備した。
- 生物多様性を確保:
- パーク内の45haのエリアを野生動植物の生息域として指定し、施設の 屋根、橋梁の下などに巣箱や巣穴など人工装置を700以上設置した。

環境負荷の低減

- オリンピックパークから発生する二酸化炭素を50%以上 削減する
- 風力、ウッドチップによる発電など再生可能エネルギーの利用を促進した。
 - 選手村の住宅は、省エネ住宅(Code4レベル:2005年建築基準費で二酸化炭素を20%削減)として建設され、
- Box)は外壁の表面にリサイクルの銅(Copper)を使用し、 自転車競技場(Velodrome)は外部から自然光を取り入れる仕組みとなっている。 ハンドボール会場に利用された多目的アリーナ(Copper 33%以上の節水を可能とする設備が備わっている。
- 仮設施設であるバスケットボール場(BasketballArena)、ホッケー場(Riverbank Arena)は五輪後に解体され、撤去された鉄骨、ポリ塩化ビニール、座席などは再利用された

睘境負荷軽減

- ートなどリサイクル 設廃棄物の98%をリサイクルするとともに、 建設工事では、建物の除却に伴い発生| 建設資材には再生コンクリ 材を20%以上使用した。
- 建設資材の輸送に当たっては、60%以上(重 量比)を鉄道で利用することでトラックなどエ 事用車両の流入を抑え、交通事故や騒音を 低減することに成功した。 •

噮境負荷軽減





コサイクルの艦の料用 (多目的アリーナ)





ーワード3:「イソケトーショソ」 十(8)

- ・「インクルージョン(Inclusion)」
- 「インクルージョン」とは、「包摂」「一体性」などといった意味で、障害者であるか否か、社会的な立場、年齢、宗教、民族など様々な違いを乗り越え、社会的な一体感を高めていこうとする取組み
- ハード面では、
- パーク内及び施設のパリアフリー化の取組みが重要であった。オリンピック施設整備庁によってインクルージブ設計基準を定める。([Inclusive Design Standards])
 - これに基づき、パーク内の通路の傾斜は1/60以下と非常に緩やかなものとされ、また、障害者などがパーク内を移動する際に一定間隔で休憩ができるよう20mごとにベンチが設置
- 車椅子が条裕をもって通行できるための通路幅(通常1m以上すれ違い時2m以上等)が確保され、施設内には車椅子用の観戦スペースや更衣室も準備された。障害者のためのオーディオ設備の貸出し、盲導犬のためのトイレも設置された。鉄道駅など交通インフラにおいても、段差の解消、エレベーター

ード3:「インクトージョン」 (3) + -7

- パーク整備
- パーク整備に当たっては宗教上の配慮も相当行っており、個室型の礼拝施設の設置、イスラム教徒への配慮から、メッカへの眺望軸をできる限り確保し、メッカの方角に正対する形でトイレを設置しないといった工夫も見られる。

バリアフリー設計基準の一 例

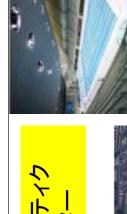
車椅子用の観戦スペース

ノージョンの事例

- 「インケラージョン」
- 建設労働者の雇用に関する取組みも含まれるパーク内の建設工事においては地元雇用や失業者雇用を積極的に推進し建設労働者のうち雇用目標が以下のように設定された
 - ・25%は東ロンドンの住民から
- 10%は失業者から
- 25%はマイノリティ住民から
- 5%は女性から、
- 3%は障害者から、
- 3%は見習い工(アプレンティスシップ)から、。







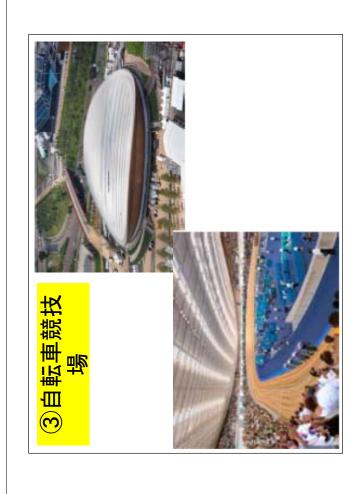














- 2005 年:7 月 ロンドン五輪 開催決定
- 2006年:3月オリンピック施設整備庁
- 2007年
- 4 月 施設整備計画 策定
- 5月 本格的な建設工事開始
- 5~7月 主要施設 着工(5月:スタジアム、6月:選手村、7 月:水泳競技場)
- 2011年:3~7月 主要施設 完成(3月:スタジアム、7月:水 泳競技場)
- 2012 年
- 1月 選手村 完成。全ての施設をロンドン五輪運営委員会 (LOCOG)に引き渡|

東京オリンピック・パラリンピック

第18回オリンピック競技大会

写真1 国立代々木競技場

- 1964年10月10日から24日までの15日間
 - 国立競技場で開会式で幕を開けた。
- 93か国と地域から5,133人が参加 東京オリンピック・パラリンピックの片鱗がいくつか残されている。

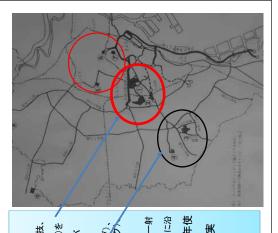
年表 ナリンピックペーク整備

- -4月ロンドンレガシー開発公社(LIDC)
- 7~8 月 ロンドン五輪開催
- 9月パークを閉鎖し、改装工事を開始。
- 2013 年
- 1月 オリンピック施設整備庁(ODN)の権限・権利をロンドンレガシー開発公社が引き継ぐ
 - 7月 パーク北側が再オープン
- 12月 選手村跡への入居開始
- 2014年:3月パーク南側(水泳競技場、展望台)が再オープン
- 2015 年 : スタジアムが再オープン、ラグビーワールドカップ開催
 - 2017年世界陸上開催
 - 2018 年 : クロスレール(ロンドンの東西を横断する地下高速鉄道) 開通

道路等のインフラ

- 東京オリンピックを目指して造られたインフラ整備
- 首都高速道路、環状7号線などの幹線道路の整備、
- 東海道新幹線が開通などで都市機能が飛躍的に発展した。
- このインフラ整備によって日本は高度経済成長の足がかりをつかん
- 東京の幹線道路を計画し作り上げたのが山田正男
- 内務省の土木技師で昭和30年に東京都の安井誠二郎知事に招か れて東京都建設局都市計画部長に就任した
- 山田は1960年に開催されたローマオリンピックの前年(1959年)にきちんとした道路もなく慢性的な交通渋滞に悩まされたローマを視察
 - ローマが高速道路、一般道を思い切って整備したのを見て、山田は 驚き、『これだ』と考えた。
- オリンピックを利用して都市を整備するのがオリンピックであると彼は 考えた。
 - 5年の歳月をかけて首都高速道路1号線(羽田空港から都心)、首都 高速道路4号線(都心から郊外)や環状7号線などが作られた。

- 1.1 東京オリンピックのレガシー
 - 競技場(①~9)は、
- ①国立競技場(開閉会式、陸上競技、 サッカー等))、
- ②国立総合体育館(水泳、柔道等)を はじめとし
- ③都立駒沢運動公園(サッカー、バ レー、レスリング等)
 - 4馬事公苑(馬術)、
- 後楽園アイスパレス(フェンシン 早田大学記念会堂(フェンシン
 - 日本武道館(柔道)、 戸田漕艇場(漕艇)、
- 朝霞射撃場(ライフル射撃、クレー射
- 多くの競技場の建築物などは長年使 われ、今も残っている などで、ほぼ高速道路や幹線道路に沿 道に配置された。
 - 結果として、「レガシー」の理念を実践していた



東京のパラリンピック 1.2

- 第2回の夏季パラリンピック
- 1964年11月8日-12日間に日本の東京で開催
- 第一部と第二部に分けて行われた。
- ・ 第一部は第13回国際ストーク・マンデビル車いす競技大会として、
 - 第二部は全身体障害者を対象にした。
- 日本人選手だけの国内大会(特別参加の西ドイツ選手数名を含む)として行われた。」
- ペーシンパック
- 「予算が限られていたので、ボランティアに頼り、選手移動も陸上 自衛官101人が介助、
- オリンピック村や競技会場の段差解消のスロープや手すりもオリンピック閉幕後の2日間の突貫工事で間に合わせた。」 リフト付きバスを自動車メーカーが特注で9台製造
 - 東京オリンピックは「バリアフリー化」の初めての経験で、その後の障害者の考え方に大きな影響をもたらした。

- 日本の重度身体障害者の
- 医療は身体を動かさない事
- 人目につかないようにする事
- 東京 パラリンピックを以後
- 障害者スポーツが広く認知され、普及
 - 障害者の考え方も大きく変わる
- 「生活圏拡大運動」と呼ばれる障害者運動などへと結びついた
- 1960年代後半から、障害者が街に出たい、仕事や遊びや活動をしたいという欲求が高まった。
 - ・電車やバスといった交通機関を利用していく動きが見られた。
- 車いす使用者を中心にまちの点検、車いすマップの作成等のまちづくりに関する動きが起こり始めた。
- 仙台市から始まった車いす市民全国集会は京都、名古屋、東京 へ拡大

ご清聴ありがとうございます

0

第 17 回バリアフリー推進ワークショップ in 大阪

<テーマ:発達障害者を知る!

~当事者研究とコミュニケーション支援の最前線~>

1 概 要

1.1 日 時: 平成 26 年 11 月 11 日 (火) 14:00~17:05

1.2 場 所:ハービス PLAZA 会議室 8~10

1.3 講師:熊谷晋一郎氏(東京大学先端科学技術研究センター 特任講師)

綾屋紗月氏(東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員)

大森清博氏(兵庫県立福祉のまちづくり研究所研究第一グループ 研究員)

- 1.4 コーディネーター:三星昭宏氏(近畿大学 名誉教授)
- 1.5 参加者:59名
- 1.6 講演概要:

はじめに澤田より、今回のワークショップは大阪で初めての開催となるため、当財団の目的や沿革等の概要と、バリアフリー教育訓練(BEST)の実施や手話教室の開催など関西の交通事業者向けに行っている取り組み内容を中心に説明を行いました。

次に、熊谷氏より発達障害をわかりやすく理解するため「当事者研究」について解説いただきました。「当事者研究」とは、障害や病気を抱えている当事者が、困りごとの解釈や対応について、医者や支援者にまかせっきりにならず、自身の困りごとについて研究の対象として捉えなおし、似たような経験をもつ仲間と共有することで、困りごとの原因やメカニズムについて考える実践であると指摘されました。なお、当事者研究の歴史は、精神障害からはじまり、発達障害や依存症、認知症に徐々に広がっています。当事者研究には、2つの意義があります。1つは専門家では創造できなかった新しい学術的知識の仮説が行われること、2つ目は当事者が研究に参加することによる回復支援ができること。1990年代以降、発達障害当事者によるエッセイなどが発表されはじめ、近年では学術論文などによりさらに発展しています。その結果、専門家が考えていた発達障害は一面的であったことがわかってきました。

そこで、2012年から当事者研究を中心に添えた新学術領域研究として「構成論的発達 科学」に取り組んでおり、医学、心理学などの外部観測的な人間科学や、ロボット学、 情報学などの構成論との協働を行い、新たな支援法を検討しています。

具体的な事例として、発達障害当事者研究の中から「人の顔を部分的な特徴で見てしまうため全体像がわかりにくい」という仮説が提案されました。この仮説を検証するた

めに、自閉症者のスキャンパターンを調べた結果、ランダムな順序でスキャンしている ことがわかりました。一方で健常者は、ある決まった順序でスキャンしています。

続いて、綾屋氏より、「発達障害の当事者研究について」と題し、お話いただきました。「当事者研究」とは、当事者(困りごとを抱えた本人)が仲間とともに自分自身の困りごとを研究(観察・仮説・実験・共有)すること。綾屋氏の場合、身体内外からの刺激や情報を細かく大量に拾い過ぎてしまうため、意味や行動のまとめあげがゆっくりの状態となってしまい、情報と情報の連携・つながりを感受しにくくなってします。つまり、たくさんの感覚情報を処理できず、頭を埋め尽くしてひどく苦しくなる感覚飽和の状態となってしまうということです。例えば、視覚については、フォーカス機能が働き、モノの全体ではなく、一部(パーツ)を注視してしまうため、その情報を大量に記憶することで苦しさが生まれます。また、聴覚については、耳に届くすべての音から雑音(ノイズ)の除去が難しく、あらゆる音が押し寄せることで飽和になります。さらに、入眠時に映像や音声などのフラッシュバックが起きることがよくあると説明されました。

また、言葉には、現実・意味を伝える機能と目的・行為を伝える機能の2種類があります。通常は、その時、その場面でどちらを伝え、どちらを受け取るかは多数派の人々の習慣のなかで自然と決まっています。自閉スペクトラム症者が「空気が読めない」と言われる所以のひとつとして身体性の違いによって、その多数派の習慣を自然と身に着けることができないことが考えられます。それゆえ自閉スペクトラム症者の中には、単刀直入にはっきり伝えるとうまくいくタイプの人たちがいることが指摘されました。

(質疑応答その1を挟み再開)

次に、大森氏より、「発達障害者とのコミュニケーション支援について」と題し、お話いただきました。現在、発達障害者へのコミュニケーションエイドとして、ローテクなもの、ハイテクなものがあります。ローテクなものとしては、コミュニケーション支援ボードや絵カード、ハイテクなものとしてはトーキングエイドやスーパートーカーなどがあります。近年、情報通信技術(ICT)の進展に伴ってスマートフォンやタブレット端末などの携帯型情報端末が普及しています。これらは、インタフェースがシンプル、かつ直観的に利用できるので発達障害者や知的障害者向けの支援機器として研究が進められています。その結果、コミュニケーション支援や自立支援、家庭との連携で有効に活用できることがわかりました。今後は、普及するために事例を発信していくことが重要であるとまとめられました。

1.8 質疑応答

(その1)

三星氏:発達障害は、加齢とともに変化するものなのか。

綾屋氏:加齢が原因で変化しているかどうかはわからないが、当事者研究を行うことで改善したと感じている。特徴そのものは変わらなくても症状を客観的に観察することで、どうすればよいか対処法がわかるようになったためである。

質問者 1:目に見えない障害については、困っているか否かが障害の有無になっているのか。

熊谷氏:障害には、当人の持つ身体特性である impairment (インペアメント) と社会環境が生み出す disability (ディスアビリティ) がある。発達障害は、コミュニケーション障害といわれるが、その障害は impairment なのか、disability なのかという議論がある。医学的にいう障害は、主に impairment を指しているはずだが、現状の診断基準では、他者/社会という語彙が診断基準の中に用いられているため、disabilityの要素が混在している。

三星氏:メガネ使用者は、メガネがない当人の状況は impairment であり、メガネを使用しなければならない状況が disability である。

熊谷氏:つまり環境改善により対応できるのが disability である。

(その2)

質問者 2:私は発達障害当事者ですが、外見上わかりにくいので、駅員とのコミュニケーションに困っている。

綾屋氏:コミュニケーション方法の工夫として、例えば、うまく話が聞き取れないタイプの方であれば、調子が良い時であっても、最も調子が悪くてうまくいかない時を基本として、最初からメモを用いてやりとりするなどの方法があるだろう。

熊谷氏:駅員等のサービス提供者は、発達障害者などの外見上わかりにくい方には過少評価、車いす使用者などの外見上わかる方には過大評価しているため、適切な支援ができていない。

三星氏:これから発達障害者への接遇等を検討するための基本になることである。

質問者3:発達障害者は、関わるときにしてほしくないことはあるのか。

熊谷氏:身体障害者はニーズがわかりやすいので、お願いや断ることが容易である。しか し、発達障害者はニーズがわかりにくいので、一概には言えない。

綾屋氏:一人一人のニーズの違いを知らないで対応すると、良かれと思って行ったことが、 実は当事者を追い詰めてしまうことがある。例えば、私の場合は、他人との接触 を避けるために端の座席に座っているにもかかわらず、知り合い同士近い方が良いだろうと配慮され、他人に挟まれる座席へと促されたことがあった。

三星氏:音の重要性から、駅員や乗務員に対して発声練習などの訓練が必要である。

質問者 4: 外見上わかりにくい障害者に対して、対応を待つ方がよいのか、積極的に声掛けをした方がよいのか。

綾屋氏:基本は、聞かなくてもわかるような環境にした方がよい。発達障害者のなかには、 誰かに聞かなければならないという行為が不安となっている場合もある。しかし、 発達障害者に話かけられたときは、わかりやすく、具体的な対応を心がけていた だけるとありがたい。

熊谷氏:一般に声掛けをするかどうかよりも、声掛けをした後が重要である。

2 配布資料

次のとおり。

2014年11月11日 14:00-17:00 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団第17回パリアフリー推進ワークショップin関西 於:ハービスPLAZA5F 会議室8

発達障害者を知る!

◇当事者研究とコニュニケーション支援の最前線

発達障害の当事者研究について

東京大学先端科学技術研究センター

岛

熊谷晋-

の背景

発達障害」

熊谷晋一郎

綾屋 紗月

発達障害コミュニティにおける問題点



個人の側の特性によって記述する 社会とのすれちがいを、

(社会性・コミュニケーションの障害) によって、

さまざまな領域で社会的な排除を 教育、就労、司法、家庭など

発達障害と名づけられている。 されている人々が 十
用
ー
か
の
げ
に

⇒当事者・支援者共に ニーズを把握しづらい。

個人の問題と社会の問題の混同



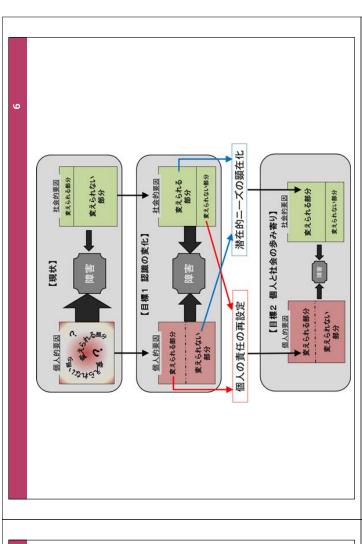


二つの混同は障害学的には大きな問題

標準から外れた身体特性 (impairment)

聞こえない (聴覚障害)

123



阿爾斯爾

問情

結婚問題

推翻器型

聞聞光彩

⇒①と②の両方のアプローチが必要

②当事者研究で自分を知る

自分に生じた社会問題のすべてを 障害のせいにしてしまう 当事者が次々にやってくる現状

発達障害の私

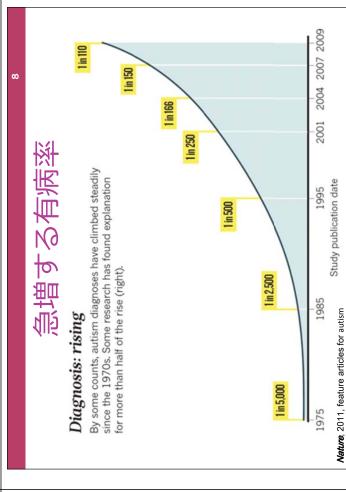
個人の問題と社会の問題の混同

自分の問題と社会の問題とを切り分ける

①社会の問題は社会に返す

私に起きた不幸は 全部 発達障害のせいだったんだ!

Ŋ



発達障害にはいろいろなタイプが あるって何?

専門家によるアスペルガー障害の診断基準

- ・相互的社会関係能力の限界
- コニュニケーション能力の限界
- 想像力の限界(こだわりが強い)

に拠っていることがわかる。

本人の内面で起きている現象 というよりも、 外から判断しうる、みかけの特徴

診断数の急増の原因

一般人の中でも多様である。 社会的スキルといっても 自閉症の診断はそもそも 主観的なものであり、

しばしば、親がそれを望んで いるかどうかに左右される。 診断されるかどうかは

付与されれば診断頻度は減るし、 社会的な支援が充実して くれば診断は増える。 診断にスティグマが

OURCE: REFS 11, 12 10% Parental age Reasons: unclear 46% Unknown

Nature, 2011, feature articles for autism

診断数の急増

実際は増えていないという主張

- いかなる診断名をも否定しようとした。ところが最近のイルサンという 町での調査では、親たちは自閉症についての情報にとても興味を示した。 ■ 韓国での研究-1980年代、親たちはスティグマを恐れて子供に対する Kim, Y. S. et al. Am. J. Psychiatry 168, 904-912 (2011).
- どうかを評価したところ、現代アメリカの子どもたちとほぼ同じ1000名中 ■ イギリスでの研究-7000家庭を無作為に訪問し、成人を対象にASDか 9.8名という頻度が確認された。

Brugha, T. S. et al. Arch. Gen. Psychiatry 68, 459-465 (2011).

■ スウェーデンでの研究-7歳児を対象とした有病率は、1983年では0.7%、 1999年では1%

Kadesjö, B., Gillberg, C. & Hagberg, B. J. Autism Dev. Disord. 29, 327–331 (1999).

ペクトラム内の多様性

Happe ', F., Ronald, A. and Plomin, R. (2006) **Time to give up on a single explanation for autism**. Nature Neuroscience 9(10): 1218–1220.

■遺伝要因の多様性

Levy et al, 2011; Sanders et al, 2011; Load and Jones 2012, p. 491; Schaaf and Zoghbi, 2011

神経解剖学的な多様性

■ 臨床像の多様性



「自閉症はこれだ」と言えるものがない、 という研究結果が相次いでいる。 研究する重要性が高いと考えられる ⇒当事者研究が役立つのでは?

ひとつひとつの事例を

Happé et colleagues, 2006

Happé et colleagues, 2006

社会のニーズに影響を受ける自閉症概念 固人のニーズに目を向けることの重要性

根強いく自閉症の本質>研究の批判的分析 この自閉症と呼ばれているものは何なのか?

autism? A critical analysis of the tenacious search for Bernard Verhoeff. (2012): What is this thing called autism's essence. BioSocieties, 7, 410-432.

その時代時代の規範によって、自閉症の定義が 過去70年間の自閉症の歴史を文献調査。 移り変わっていったことをつきとめた。

綾屋紗月(あやや さつき) 自己紹介

(自閉症スペクトラム・発達障害) ・アスペルガー症候群

綾屋紗月

事者研究



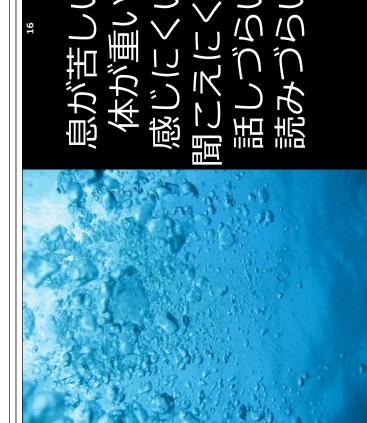












綾屋の体験

小さい頃から他の人と比べて、 自分の周りの状況がいまいち把握できて いないらしく、一緒に行動しにくい。慢性的に不安。

持病もないのに人並み以上に疲れやすく、 すぐに寝込む虚弱体質。頑張れない⇒自尊心低下。

クラスメイトの集団と一緒にいても 楽しさや意味が伝わってこない。わからない。

声を出して話すことにハードルの高さを感じる。

しらい

おいて什ぼり・孤独感 == なんで?理由が知りたい。

診断名はしいたけれが

なぜコミュニケーションのすれ違いを

例:☆アメリカ人と日本人

コミュニケーションのすれ違いは あくまでも 両者の「間」に生じるもの。

普通の人



社会のほうにある原因を という定義では -社会性の障害」 一方の障害のせいにするのだろう。 ☆聴者とろう者



コミュニケーション障害

コミュニケーション障害 からは出発しない 社会性の障害

「自閉症スペクトラム とは何か」ではなく 知りたいのは 私の体験を

言い当てる言葉



(困りごとを抱えた本人) 当事者

(観察・仮説・実験・共有) 研究

がが

40

問うことができない。

あぶれる刺激を感じやすい身体

身体内外からの刺激や情報を 細かく大量に拾いすぎてしまうため、 意味や行動のまとめあげがゆっくりな状態



情報と情報の連携・つながりを 感受しにくい

全体よりも部分にフォーカスした情報を たくさん摂取する

【綾屋の特徴】

身体内外にある数多くの情報が 次々に私の意識に届けられる。 たくさんの感覚情報を処理できず 頭を埋め尽くしてひどく苦しくなる。

支 感覚飽和

メニューを決められない・・

のど→飲み込みやすいモノを!

胃→おなかがふくれるものを!

皮膚→あたたかいものを!



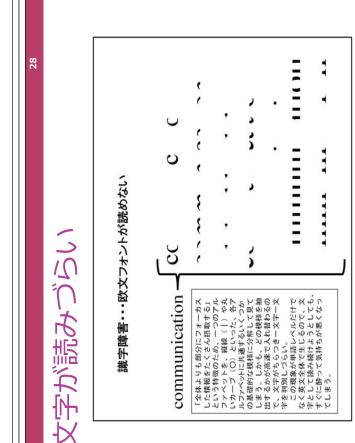
何を食べたらいいんだ?

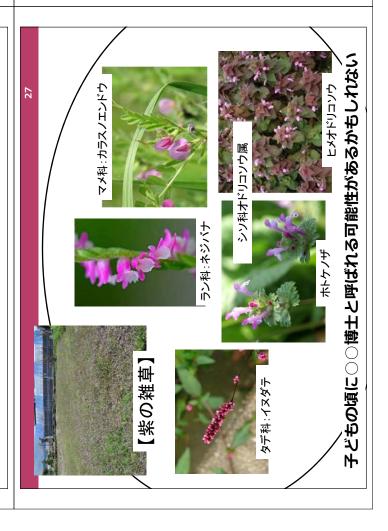
フォーカス機能

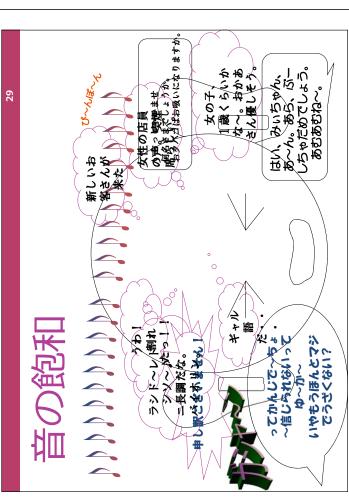
- 普通に生活していても、シューッと吸い寄せられるように あちこちのモノをアップで見てしまう。
- 自分の感覚を伝えるために 写真を撮って他の人に見せてみると 「そこまでアップで見ていない」と言われる。
- フォーカスしてモノを見やすいため、モノの全体ではなく、一部 (パーツ) の記憶になりがち。
- ・たくさんのパーツ記憶を大量にストックしてしまうため 頭がいっぱいになって苦しい。

フォーカス機能でみつける 気持ち悪い模様 でみつける

道端の枯れ葉







フィードバックするため、 運動指令と**タイミングが一致している** イレスト・セ おなべらせ フィードバックの頼りにならない」 バラバラな環境音(ノイズ)と共に 「私の声は空気中に溶けていき、 同時にわんわんと耳の周りが 自分の声だけを抽出しにくい。 うるさくなるので、 自分の運動指令とは無関係で ⇒Cが**意味**ではなく**音**になる。 という感覚。 主観的には **铅气压**遍.

発声の調整がむずかしい

32

A Bからの振動をはっきりと 過度につぶした声を出して 感じとろうとするため、 無自覚のうちに

話声としては聞こえているが 意味を同時に受け取れていない。追いつかない。

・大きい音が苦手/ある特定の音が極端に苦手

のどは痛くなりやすいけれど フィードバックが利くので この声だと自分の声の



耳の下あたり、 フィードバック B 肉体伝導 (首の後ろ、 頭など)

イラスト: わたなべふみ

31

うまく聞き取れないタイプの人たちがいる

周りの音もすべて等しくたくさん拾ってしまう

・話している相手の声だけを選べず

・ひそひそ声になると多くの人より早く

聞き取れなくなってしまう

話すことになる。

・頭声と胸声 (8首声?)

レィードバック 筋肉からの

視覚情報(文字・イメージ)があるほうがわかりやすい 手話・筆談が役立つタイプの人もいる

⇒聴覚情報に加えて

うまく話せないタイプの人たちがいる

- 会話の流れを把握できていない ・情報のインプットが少ないため ⇒流れに合わない話をする
- どうまとめればいいかわからない ・情報のインプットが多すぎるため ⇒話せなくてフリーズする
- 呼吸の調整、大きさの調整、構音の調整 ⇒手話・筆談が役に立つパターン 声を作る調整方法がわからなくなる 話す内容はまとまったけれど

わからないことだらけの世界 イレスト: わわなべふせ 他者と共有されない

凌屋と人との関係

36

会話の全体像をとらえにくい

綾屋の場合、自分の出す運動指令とそのフィードバックがうまく統合されないため、 身体保持感や運動主体感が失われ、パニックになることが多い。 自己感も不安定になる。

「ドリブルの粉布」

【自分の話した声が聞こえにくい】

ードバックのまとめあげ困難は

自己感」を作れなくさせる

【知覚・運動ループのゆらぎ】



楽しそうな会話を聞いていても フォーカス機能の結果 パーツ情報ばかりになりがち。 楽しさが伝わらない。

休み時間の教室内に飛び交う 投げ合っているかのように 感じる。 速くて意味もルールも たくさんのボールを 会話が、まるで、 わからない

床からの反響音(聴覚・体性感覚) 壁からの反響音(聴覚 ボールの 反復運動(視覚) (O 自分の発した声が空気中のノイズ音と共に 戻ってくるので、自分の声が聞こえにくい。 00

うまく話せない

うまくスポーツできない

131

飽和のあんのフラッシュバック

コミュニケーション以前の問題

綾屋の場合、まとめあげ困難によって

- 多くの人と同じものに注意を向けにくい。
- 自分の発声がとらえにくい。
- ・人の声も意味をとらえにくい。

そのとき、特に視覚情報が自動的に頭の中で

次々に再生され始める。

人よりも早く疲れて眠くなる傾向がある。

フォーカス機能によって パーツ記憶となった大量の情報が インプットされるためか、

会話の全体像をつかみにくい。

⇒社会性やコミュニケーションの障害と見える状態は 一次的な障害ではなく二次的に生じている状態。

39

空気が読めない?字義通り?

言葉には2種類の伝達機能がある

- ・現実・意味を伝える機能
- 目的・行為を伝える機能

その時・その場面で

どちらを伝え、どちらを受け取るかは 多数派の人々の習慣のなかで自然と決まっている。

単刀直入にはっきり伝えると うまくいくタイプの人たちがいる

40

トラウマでもない映像のフラッシュバックが日々起こる。

映像がパッパッと変わるたびに、 痛みのような衝撃がある。

[例]

- ・社会的多数派とは違う身体をそれぞれが持っている な情報取り過ぎ/取れな過ぎ☆覚え過ぎ/忘れ過ぎ
- 多数派と共通の知識や目的を持つことが難しい
- 「こういう時なら一般的にはこう感じたり考えたり するであろう」

という推測も多数派とズレることが多い

⇒推測させる部分が少ない、はっきりした情報を 伝えたほうが誤解が少なくて済むことがあるかもしれない

132

いだわりが強い?

仮説:「自分がない」のが原因

なぜこだわりが強く、

ルールが絶対だと思ってしまうのか

社会的な目的とのすり合わせが少ない

自分の身体・環境と

現実のデータを取りづらい身体

「自分」という軸の希薄さではないか



「自分はこうしたい」という価値判断の軸がない時、人は「規範・ルール・道徳」と「自分」を一体化し、ルールに沿わないものは「敵」とみなす。

43

ルールが壊れたとき

不特定多数の人間が 生活圏に入ってくることによって、 モノの置き場所が乱され、 読めない動きが生じる モノとの間にある密接な関係に 他者が介入してくることへの 怯えと怒りが生じる(嫉妬に似た感情)。

絶対的なものとして鵜呑みにしがち

多数派の規範や欲望を

悪く言えば頑なに

⇒良く言えば素直に

ルールが必要な理由

- ★ルールを厳格に用いることで、意味や行動を スムーズにまとめあげようとする傾向が綾屋にはある。
- ★このルールが少しでもはずれた場合は、すぐにまた、たくさんの情報があふれかえり、それらを絞り込めない飽和状態になって苦しむことになる。= 「ほどける私」
- ★こだわりが強い、頑固で融通がきかないと言われがちだが、 それは一次的な特徴ではなく、意味や行動がまとまらない ことによる不安や恐怖の結果であると考えている。

社会行への慣れ

時間とともに徐々に 相手の動きのパターンを知り、 話し合いによって ルールが共有されてくる

びっくり⇒「ルール=自分」が侵害された⇒敵だ

・ルール違反を発見する

お客さんに急に話しかけられる倫理的でない発言・行動にふれる

子別可能になる。 「新しい人に任せてもいいか」 と思えるようになる 多くの人よりも時間はかかる

交通場面:マナー違反を過剰に注意してしまうことが

生じるかもしれない

「あいしの甘いでこんなことになった」

「私が悪いからこんなことになった」

自分を責める

反応パターン

・他者を責める怒り

47

- 発達障害」の多様性の例

情報のインプットで考えた場合

【インプットがまだら=うまく情報をとれていない】

- 相手の声以外の音をシャットアウトできず聞き取れない
 - 時間的に短い単位でしか記憶できない
- 集中力が切れるのが速い 事実より感情や善悪の判断ばかり受け取る
 - 自分の想像の世界に飛びやすい 興味のあるところだけ受け取る
- 過去へのフラッシュバックで外界と遮断される

交通場面:案内をうまく探せない、

よく確認せずに来た電車に飛び乗ってしまう などが生じるかもしれない

「発達障害」の多様性の例

情報のアウトプットで考えた場合

【アウトプットにおける差異】

- ・声の調整方法がわからない⇒不安定、ゆらぎのある発声
 - たくさん記憶のうち、どこをどのくらいの抽象度で 切り取ればいいかわからない

- ⇒ものすごく話す/ほとんど話さない その場の文脈とは無関係に自分の興味のあることだけを話す記憶量の少なさや経験を表す言語の少なさ
 - ⇒抽象度が高すぎる話になりがち
 - まだのにインプットした少ない情報を結びつけて
- 飛躍した解釈にたどりつく⇒感情爆発
 - ・考えていることがすぐに逃げる⇒思いついた時にすぐに言う ・「話す」という行動をすると思考が逃げる⇒早口で話す ・スナップショットで 少し/たくさん 思い出される

⇒時間軸に沿って語るのが難しい 交通場面:困っていてもうまく表現できないことが

生じるかもしれない

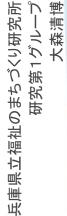
これまで研究会で発表された

びっくり度の高さの例

発達障害者との コミュニケーション支援について

~特別支援学校や知的障害児施設 におけるiPad等を活用した実践~

研究第1グループ



1. AAC(拡大代替コミュニケーション)

- AAC: Augmentative and Alternative Communication
 - 。 補助代替コミュニケーションとも
- 視線、指差し(手差し)、サイン(身振り・手話)、シンボル(総記号)、写真、話し言葉、文字、コミュニケーションエイドなど、いろいろな手段を用いてコミュニケーションを豊かにすること 『特別支援教育におけるコミュニケーション支援』AACから情報教育 (特別支援教育におけるコミュニケーション支援編集委員会編著 まで」、ジアース教育新社 より)
- コミュニケーションエイド・ローテクとハイテク 。 紙ベースのアナログなものからICT機器まで

コミュニケーション支援ボード

手順書

おやしは?

3.63

ぷりん **約カード**

然カード交換 式コミュニケーション・システム

。1985年に米国で開発

・H15年度に全国知的障害養護学校長会と、(財)安田生命社会事業団(当時)が主催となって作成・地域のさまざまな場所に設置してもらい活用

コミュニケーションを自発するように教えるための絵式ードを使った方法



SECOND EDITION

ロリ・フロスト、MS.CCC/SLP アンディ・ボンディ、PhD.

c ommunication

S ystem

E xchange

p icture



タイマー

大子

絵記号

+++

ぷりん

135

ローテク



声のものさし

トーキングエイドIT

ステップバイステップ ウィズレベル

ハイテク

殿 高 高

タイムログ

あのね DDS

スーパートーカー



2-1実践の概要:背景

- 使いやすいインタフェース
 - 非常に多くのソフトウェア
- → 電話や音楽プレーヤー以外の、様々な使い方 メール、インターネット、スケジュール管理、etc.



支援機器として活用する研究 や実践が始まっています 知的障害児や発達障害児の

「魔法のプロジェクト」 例:東大とソフトバンク





WOND....THM WOND...THM WOND. Tiny Plano • 2700 Toy Music Smule Smule Magic Plano axylophone axylophone Too Noisy 大林の道人 大林の道人 TSUZUMIN

ール管理 ニケーションやスケジュ Ц /// \Box



時間の概念を



1実践の概要:結果





- コミュニケーション支援
- 。 絵カードなど、コミュニケーション支援の実践
- 自立支援
- 勉強や歯みがきなど、自立全般の支援の実践
 - 家庭との連邦
- 連絡帳の補完など、支援者が機器を利用して支援の実践

宏 2-1実践の概要:目

- 知的障害児や発達障害児の日常生活を支援
- コミュロケーション

- なが、 理解力·表現力、



- 平成23年度から3年間、特別支援学校や知的障害児 施設で実践を行ってきました
 - 。4箇所5施設
- 。iPad 2 約30台、 iPod touch 約40台

事例①(コミュニケーション支援)

- 【目標】 iPod touchを利用して、自分の気持ちや要求を
- 高等部2年男子生徒
- 知的障害、自閉症
- 発語はほとんど無いが大抵の言語は理解でき指示に従うことができる。学校生活の流れを理解し、自分で動くことができる
 - 機械などをいじることは好きである
- 体調の悪いときやイライラしたときは、物にあたったり大声を出す イライラの原因が分からないときがよくある
- スクールバス乗車中や校内休憩時間で活用
- 最初に慣れるための余暇向け・・・音DEぬりえ、MiniPiano
 - コミュニケーション支援アプリ・・・・ドロップトーク

事例①(コミュニケーション支援)

- ♪ バスの中で、介助員の気を引くため失禁がはじまった →iPod touchで気をそらす、暇つぶしとして活用
- 上手く使えないとき、イライラして・・・





事例①(コミュニケーション支援)

- 、その後も実践を継続 ・ドロップトーク利用
- ・行きたい場所などを示す
- 最初は偶然「階段」のボタン を押したので階段に連れて 行った
 - 行きたい場所を指示できる ようになった
- その後、トイレ、保健室、教 室などを覚えた



事例①(コミュニケーション支援) ▶『噛みついて破損』を、 3回繰り返した

- 血作(100粒のトフイ) 担当教師がガードを そこであきらめず、
- その後、破損すること なく実践を続けられた

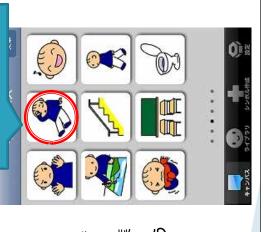
事例①(コミュニケーショももとい疲れている」という言葉 が登録されていたが、先生の声 で「休憩」という言葉を登録した

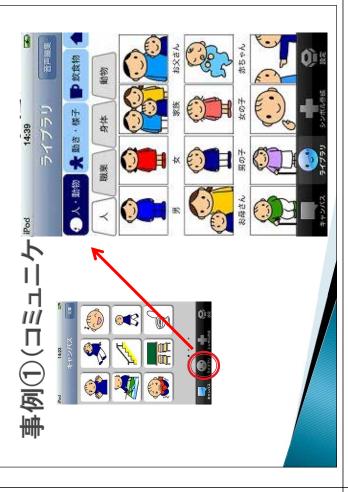
Pod

- その後、実践を継続
 - ・ドロップトーク利用

感情を表現する

- 体調が悪いとき、更衣室で 休憩させた
- 押して休むことができるよう その時に「休憩」という言葉 を覚え、自分から「休憩」を になった





事例②(自立支援

- ▶ 1学期は、学級のルールに従って日替わりで司会していたが十分なれるところまでいかなかった
 - 2学期は、クラスの生徒の了承を得て重点的に司会 →iPadの使用に慣れ落ち着いて進められるようになった →10月半ば以降は教師の顔を見ること無く進行できた
- 文字だけで無く絵があることで苦手な字を読むことを克服 別の生徒が操作に戸惑っているときに手助けする場面もあった





事例②(自立支援

- 【目標】 一人で朝の会の司会ができるようになる
 - 高等部3年生男子生徒
- 知的障害
- 基本的生活習慣はほぼ自立している
- 指示理解が比較的良好で、一定の生活圏であれば指示を受けての行動はよくとれる。状況判断については難しいため、保護者や教師の指示を求めることが多い
- 構音、発語に困難を抱えている。発音が聞き取りにく、人前で話すのが苦手である。言語理解はでき、内言語も豊かに持っている
- 前年度まで、日めくり式のメモを使って、少ない支援で会の進行が できるようになっていた
- 朝の公
- 写真アプリ(絵カードを写真として取り込んで順番に見る)

※司会するときの「自分の声の大きさ」を視覚的に知 るツールとして使うこともあります

NoiseLevel

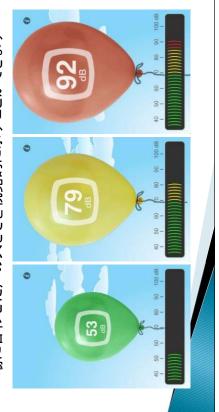
キャンバスにボタンを並べて、押したボタンを読み上げます

ドロップトーク

iPad用にDropTalk HDも販売しています 。ボタンの数は1, 2, 4, 6, 9から選べます

2-3 コミュニケーション支援アプリ

・ 声の大きさに合わせて風船の大きさと色が変わります・ 場に合わせた声の大きさを視覚的に示すことができます



人、動物 大動き・株子 D飲食物 Qi i M + キャンバス • にはい

2-3 コミュニケーション支援アプリ

▼ 然ケード・ロミュニケーション

- 。 給カードを並べて文章を作ります
 - 絵カードの読み上げができます
- 新しいカードの追加が可能です

ったしい

うれしい



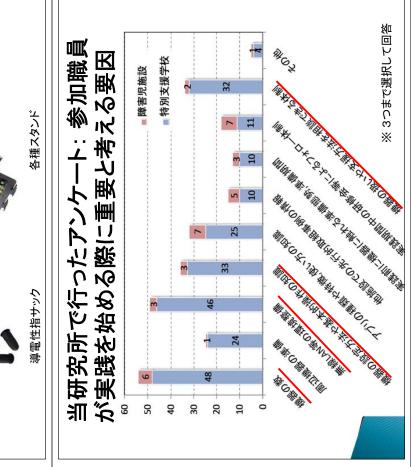
2-3 コミュニケーション支援アプリ

Voice4u JP

- カテゴリ、または50音順に並んだアイコン(ひらがなの説明 つき)から伝えたいものを選ぶと、読み上げます
- 。 アイコンの追加 や並 ベ替えもできます







3つまで選択して回答





まとめ

- 今回は指導者の習熟と実践が並行して行われ、試行 錯誤の中で有効に活用できる事例を数多く得られた
- 。 子どもの障害や実態の理解
- 。機器操作の習熟
- 。適切なアプリケーションの選択
- この数年間でスマートフォンの普及が進展
- 今後、タブレットを活用した支援が実証研究フェーズから普及フェーズへ移行していくためには、広く情報発信していくことが重要
- 成功事例だけでなく、失敗事例も

ご清聴ありがとうございました



兵庫県立福祉のまちづくり研究所 〒651-2181神戸市西区曙町1070 Tel 078-925-9283 Fax 078-925-9284

第 18 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ:子育てにやさしいまちを考えるイベント ~フォーラム&ベビーカー体験会~>

1 概 要

1.1 日 時:平成26年12月12日(金)10:30~15:30

1.2 場 所:独立行政法人産業技術総合研究所臨海副都心センター 別館 11 階

1.3 講 師:大森宣暁氏(宇都宮大学大学院工学研究科地球環境デザイン学専攻 教授)

大熊昭氏(国土交通省総合政策局安心生活政策課 交通バリアフリー政策室長)

松田妙子氏 (NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事)

東日本旅客鉄道株式会社

京王電鉄株式会社

京急バス株式会社

朝生泰正氏(コンビ株式会社ベビー事業本部

プロダクトセンター技術専任部長)

白石智子氏 (NPO 法人び一のび一の)

1.4 プログラム:

10:30~10:35 開会挨拶

10:35~12:15 午前の部 子育て応援に関する取り組み フォーラム

①学識経験者から

②行政から

③子育て団体から

④交通事業者から 鉄道事業者/バス事業者

12:00~12:15 見てみよう1

13:30~15:30 午後の部 ベビーカーのいろいろ フォーラム&ベビーカー体験

14:05~15:30 体験会2

1 鉄道やバスなどのベビーカーに関する実験映像や、ベビーカーの振動映像などを放映いたします。

² 会場内でバス車両内を模した空間と道路空間を用意します。バスの運転手さんから乗車からベビーカーの固定の仕方などを教えてもらいながら体験できます。また、ベビーカーでグレーチングや点字ブロックなどを体験できます。その他、様々なベビーカーの展示や、ベビーカーに関する映像などを放映いたします。

第 19 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ:ロンドン大学発 高齢者・障害者のモビリティ、アクセシビリティ研究>

1 概 要

- 1.1 日 時: 平成27年1月15日(木)14:00~17:00
- 1.2 場 所:主婦会館プラザエフ 3階 コスモス
- 1.3 講 師: Dr. Catherine Holloway (ロンドン大学 講師) 鈴木立人氏 (ロンドン大学 PAMELA 研究所 研究技術職員)
- 1.4 コメンテーター:藤井直人氏(神奈川県立保健福祉大学 非常勤講師)
- 1.5 コーディネーター: 秋山哲男氏(中央大学研究開発機構 教授)
- 1.6 参加者:28名
- 1.7 講演概要:

はじめに秋山氏より、ロンドン大学は交通について様々な研究を長年実施し、歴史のある大学であることが紹介されました。近年では、Nick Tylor 氏が全世界的にアクセシビリティの研究を行っており、Catherine 氏と鈴木氏はその研究室に属しています。そこで、今回のワークショップはロンドン大学のアクセシビリティの研究のうち研究施設「PAMELA」を活用した研究についてお話いただきました。

続いて、鈴木氏からその研究施設「PAMELA」(Pedestrian Accessibility and Movement Laboratory) について、施設概要として路面、光源、音響の仮想空間を様々な環境に変化させ研究ができることが紹介されました。

次に、Holloway 氏より、「Designing accessible transport system for ageing population (高齢化社会に向けた公共交通システムのアクセシビリティデザイン)」と題し、ロンドンのバス、鉄道、地下鉄のアクセシビリティについてお話いただきました。

最初はバスについて。イギリスの 65 歳以上の高齢者は、バスで毎日 800 回以上も転倒しています。そこで、バスに加速度センサーを設置し、データ解析を試みた結果、バスの加速度から分析する方法は可能だが、ルート上のバス停を検出することはできました。しかし、ルート上の異なる加速度を分類することはできることが報告されました。二つ目に鉄道(高速鉄道)について。車両には3つのステップが存在しています。そこで、乗降時のステップの影響について検証を行いました。ステップ条件として、①レベルアクセス(水平)、②UK 基準の高さ、③TSI(欧州基準)の高さを PAMELA で再現し、7800 回の乗客の動きを分析しました。その結果、Pushchair の利用時の乗降を比較する

と、乗車時は TSI が最も時間がかかるが、降車時は UK が最も時間がかかることが解説されました。また、年代別に比較すると、レベルアクセスの乗降時間に年齢の差はほとんど見られないが、TSI の乗降時間は20~27歳と65歳以上では大きな差がありました。3つ目は、地下鉄について。現在、Transport for London(TfL)と協同で、2020 年の車両更新に向けてモックアップを活用し、様々な研究を実施しています。例えば、ドア幅、Stand back、座席の種類、ホームドアとのギャップなどの比較検証を行いました。ドア幅は、滞留時間が小さくなるように広い方がよく、Stand back は乗降動線を考え、300mm が望ましい。座席の種類は、Tip-up より Perch の方が滞留時間を短縮できます。ホームドアとギャップは、ないことに越したことはない。最後に、乗客流動分析結果のサンプルを提示いただきました。

続いて、鈴木氏より、「Individual accessibility for aged visual disabilities by Dementia (視覚障害を持つ認知症患者のアクセシビリティについて)」と題し、お話いただきました。研究の背景として、認知症患者には視覚障害を伴うことがあります。アルツハイマー病の主な症状としては、記憶が消失してしまうことであるが、発症すると脳の視覚野に影響を与えます。そこで、認知症患者の視覚障害について、原因が目ではなく脳に起因していると仮定し、それを説明できる状態の患者の状況を把握し、知覚の問題を明らかにしています。なお、PDA 患者は、①大きい文字が読めない、②焦点が合わせられない、③ものの場所が特定できなくなる、④静止物が動いて見える、⑤色も識別できなくなるという視覚特性があります。

また、PCA 患者にはどのようなアクセス問題があるのか検証を行いました。パイロット実験として、被験者には照度の異なる通路、階段、出入口で各タスクを与え、視点と体(手首、腰、足首)の動作測定し、分析を行いました。その結果、障害物や暗い状態では歩行速度が遅く、階段ではエッジテープがあると早くなることが確認されました。それを踏まえた主実験の結果、①通路と階段では、明るい場合、直線、U字、S字でも問題がない、②階段では、昇りより下りが、明るい場合より暗い場合が遅い、③LEDは歩行の支援に機能する、④階段の下りの最後の段差に自信がないことが明らかになった。また、開放した出入口では、歩行前にドアを確認したが、テーブルがなければ問題はありませんでした。なお、テーブルや壁に衝突することはなかった。

最後に、今後の課題として、2015年3月から継続実験を行うこと、日常調査、視覚的な手がかりの試験、支援デジタルメガネの開発等に取り組むことを報告いただきました。続いて、藤井氏より、お二人の発表についてコメントがありました。まず、Holloway氏の研究については、全世界的に同じような研究に取り組まれているので、もっとネットワークを強化してはどうか。また、高齢者の移動補助具として、歩行器の普及が進ん

でいます。例えば、スウェーデンでは30万人もの利用者がいます。公共交通機関での問題点として、鉄道では置き場がないこと、バスでは乗降が大変なことなどの課題が指摘されました。さらに、ロンドンと同様に日本でもバス車内での転倒事故は発生しており、日本のバス事業者の中には高齢者を転ばせないための取り組みとして、添乗員を配置し、声掛け等を実施しています。また、鈴木氏の研究については、アルツハイマー病が聴覚や視覚に障害を及ぼしているのは驚きがありました。加えて、それらの方を視覚や聴覚の障害者として対象者に含めていないことが問題であると指摘されました。

1.8 質疑応答

質問者 1:なぜ、レベルアクセス 0cm を検証しないのか

講師 (Holloway): 実際に作れないものをやってもしかたない

質問者 1:3 年前にユーロスターを利用したが、2 段のステップがあった。なぜ、専用ホームなのに 0cm のレベルアクセスにできないのか。

講師(Holloway): 0cm のレベルアクセスにすべきとは思うが、スタンダードがあるため に現状は難しい。我々ができることは、効率的な空間がどのようなものなのか定 量的なデータを示すことである。

質問者2:鈴木氏の実験において、被験者をどのように集めたのか。

講師(鈴木氏): 医療関係者と連携し、日常生活のアセスメントを行っている方から選出いただき、協力いただいたが、確保するのは相当難しかった。また、実験を実施するにあたり、例えば車いすユーザーにご協力いただいても、大方はしっかりした方が多く、本当の意味での車いすユーザーの実験にはならない課題もある。もっと外出が困難となっている車いすユーザーのデータを踏まえた分析が必要になると考えている。なお、今後は病院とタイアップして、車いすユーザーとは限定せず、追跡的な経過調査を行うことが必要ではないか。

質問者3:Holloway氏の実験において、被験者への訓練等による適応を行ったのか。

講師 (Holloway): 一通りの体験をしていただいた上で実験に参加いただいた。

質問者3:鈴木氏の実験において、日常生活とかけ離れていると被験者の能力が発揮できないのではないか。

講師(鈴木氏):ベースとなるデータを収集した上で実験計画を立てている。

質問者 4: Holloway 氏の実験において、様々な国や文化が影響していることはあるのか。 講師 (Holloway): 文化の背景はあまり影響していない。

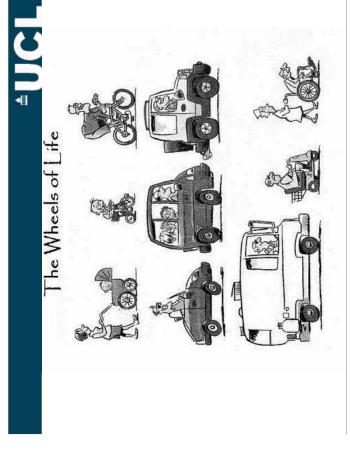
質問者4:鈴木氏の実験において、被験者の視覚はどの程度把握しているのか。

講師(鈴木氏):被験者には眼科のアセスメントを行った上で実験に参加いただいた。な

お、今回の被験者の視覚はすべて正常であった。

2 配布資料

次のとおり。





Designing accessible transport system for an ageing population

Catherine Holloway



c.holloway@ucl.ac.uk

Thursday 15th January 2015

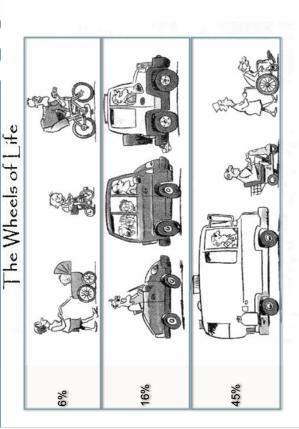
















buses every day in the UK by people over 65 years old

Over 800 falls on

Today's Talk





The Tube







Bus accelerations





0.7 0.7 0.4 0.3 0.0 0.0 0.0

Journey 01

Excesses of fXY threshold
 Excesses of fXY threshold per unit length

- Research Q's
- 1. Can we develop a method to crowdsource bus accelerations?
- 2. Can the method be used to detect bus stops along the route?
- 3. Do different sections of the route present different acceleration (and jerk) profiles?



Research Q's

- 1. Can we develop a method to crowdsource bus accelerations? YES
- 2. Can the method be used to detect bus
- 3. Do different sections of the route present different acceleration (and jerk) profiles? stops along the route? NO





PEOPLE + LUGGAGE + STEPS = ?

Effect of steps on boarding and alighting



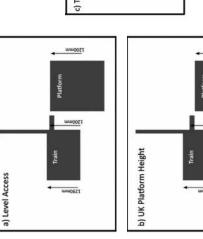


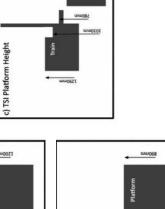
7800 passenger movements

• 130 experimental runs

• 5 Luggage types

60 Passengers

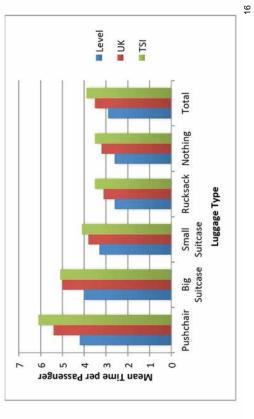






□ ■

Figure 4: Mean Time by Luggage Type for Mixed Boarding & Alighting

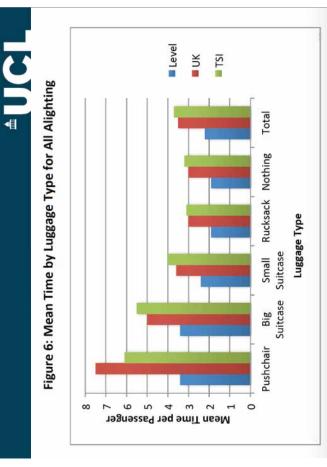


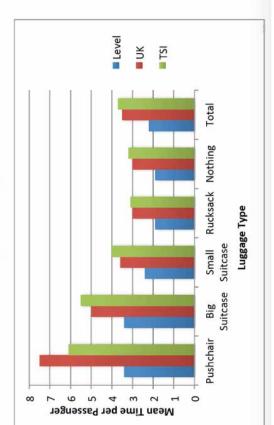






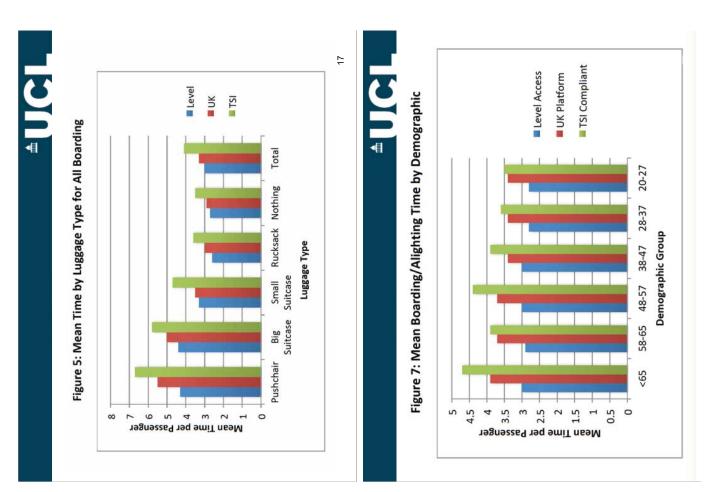








PLATFORM EDGE DOORS SEAT TYPE **DOOR WIDTH** STANDBACK





The experiments

- I Mock-up
- 120 participants
- · 465 experimental runs
- 20,000 individual passenger movements



JON[≠]

Loading Scenarios

Load	On Board	Alight	Board
Scenario			
1	10	40	40
2	10	20	80
3	10	80	20
4	30	40	40
2	30	20	20
9	70	20	20
Full Board	0	0	110
Full Alight	0	110	0

Research Parameters

Research Q		Original	Original Design Parameters	S
	Width (m)	Standback (mm) Seat Type	Seat Type	Gap (mm)
Q1 Door widths	Q1 Door widths 1.6, 1.7 & 1.8 300	300	Tip-up	75
Q2 Standback 1.7	1.7	50, 300 & 500	Tip-up	75
Q3 Seat type	1.7	50	Tip-up & Perch 75	75
Q4 PEDS & Gap 1.7	1.7	50	Tip-up	without PEDs: 75 & 200
				with PEDs: 75 150 & 200



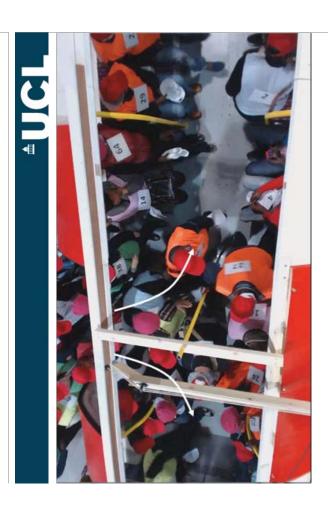


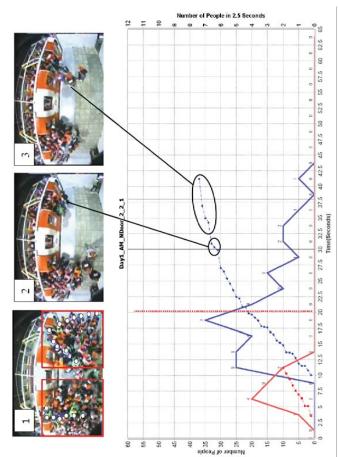
The Short Answer(s)

- .. Door width: increase in dwell time as width decreases, but only when boarding
- 2. Standback: Less decisive. Smaller reduces dwell time for alighting and increases dwell time for boarding. Best compromise 300mm
- 3. Seat type: perch seating reduces dwell time when there are a majority of boarders; otherwise tip-up seats reduce dwell time
 - 4. PEDs & Gap: in general small gaps reduce dwell time when no PEDs are present; presence of PEDs nullifies the positive effect of the gap

Remember all differences are small...











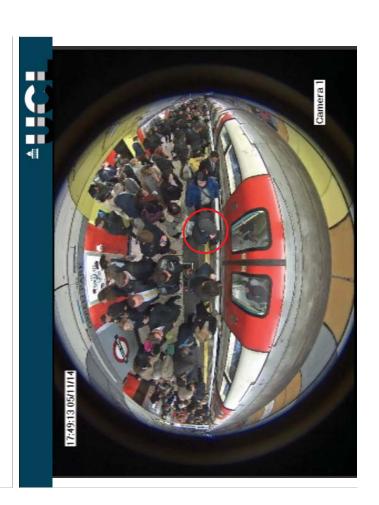
The experiments 2014













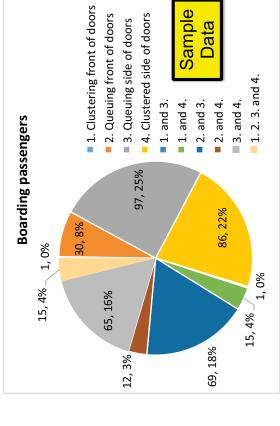














					Sample		Dala					
Standard	1	0.4	0.5	0.8	18.6	18.7	8	4	,	9.0	0.1	18.8
Average	7	2.1	4.1	9.0	27.7	36.6	17	4	Right 70	0.3	0	34.5
Variable	Frequency of trains [min]	Train doors (TD)	Train door finishes	Time 1st pass enter PTI [s]	Last pass exit PTI [s]	Time train door closes [s]	Boarding [pass]	Alighting [pass]	Pass turning right or left	Pass with luggage	Pass with wheelchair or	Dwell time [s]





THANK YOU



Only boarding [pass]

Boarding and alighting [pass]

6.0

4.5

3.0

Average number pass

1.5

Sample Data















































42

0 to 5

0.0

Segment time [s]













www.tarsan.org



enseWheel

What? A multidisciplinary group dedicated to developing biomedical instrumentation for use in urban environments Why? To enable people to do more of the things they would like to do energy levels. Therefore the solutions need to adapt to both what the Adaptive? The environment is not constant and neither are people's person wants to do, where they are and how much they are able to by providing adaptive solutions which give feedback on progress achieve themselves

earn from the user needs feedback loops from user to device and Feedback? Developing systems which change behaviour and can device to user



Mapping accessible wheelchair routes from mobile phone data

- Route planning Information processing Data presentation Communications Bluetooth Sensor devices mounted on wheelchair Multi-radio interface
- Pioneering research and skills **EPSR**(
 - Security and privacy
 - Cloud storage manager
- Cloud
- Metadata capture Environmental sensors Smartphone
- Wheelmap.org, twitter about hazards information from local authorities External

Zigbee, 802.11





Individual accessibility for aged visual disabilities by Dementia

Dr Tatsuto Suzuki
Dr Keir Yong
Dr Biao Yang
Dr Catherine Holloway
Dr Sebastian Crutch
Prof Nick Tyler
University College London

| |-|-

Our aims

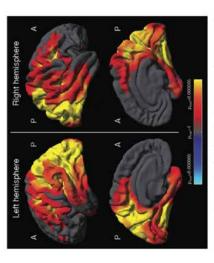
- To deliver interventions in the homes and care homes of people with dementia that compensate for the effects of dementia-related vision loss.
- To evaluate the impact upon patient and carer quality of life of visual compensatory strategies that can be used by carers to improve patient mobility, safety and independence.
- To harness the powerful perspectives offered by individuals (and carers) with posterior cortical atrophy (PCA; a form of AD that selectively affects the visual areas of the brain) to identify and understand visual impairment in typical AD.

Background of the See What They See project

- Alzheimer's disease (AD) is often mis-perceived as a disorder largely or solely of memory.
- However, the disease also affects the visual areas of the brain leading to problems seeing what and where things are.
- Dementia-related visual impairment tends to be neglected, partly because people assume any problems are due to the eyes rather than the brain, and because it occurs at a point when language and other skills are too impaired for the person with dementia to explain the perceptual problems they are having.

|**₩**

Cortical thickness in PCA



igure 2. Regional variation of contical thickness in PCA compared with controls for the far of right furnishers. The color scale represents DFLocretored & Values at 0.05 significance level. Red and vallow (toositive values) represent lovuer cortical increase in PCA compared with controls, whereas dark and light blue (negative increas in PCA compared with controls, whereas dark and light blue (negative

PCA Symptoms

Problems with vision

· Difficulty recognising familiar objects and faces

· Difficulty judging distance /speed/ perspective

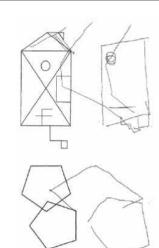
Decline in spatial awareness

PCA Symptoms

Stationary objects may appear to move

Difficulties with co-ordination

- Difficulty reading, writing, emailing
- Increased sensitivity to bright lights/shiny surfaces
- Difficulty with dressing
 - Double vision



Difficulty finding the chair when sitting down

Awkwardness when making gestures

· Difficulty using particular tools i.e. cutlery

Problems with dressing /undressing

||O||

Five Common visual characteristics in PCA

- Reduced effective field of vision: PCA patients commonly report difficulties reading larger print
- Visual crowding: A form of masking in which neighbouring stimuli impede the identification but not detection of a target
- Visual disorientation: The inability to localize objects in 3D space, for example, unable to relocate static item's position

Five Common visual characteristics in PCA

- Difficulties controlling eye movements(saccades): Items which are actually static appear to move or jump about when they look at them
- Distortions of colour perception: Abnormalities of colour perception, for example, floor in dark colour or shadows

Preliminary experiment







(W/WO tape on edge)

Walking surface: W1.2m x L10m Three step's: W1.2 x 0.28m (Astro turf, Concrete)

PRELIMINARY EXPERIMENT

WITH BROAN

What accessibility problems do PCA patients have?

Corridor with Door gate Chairs on both side

Lighting condition
• Light: 240lux
• Dark: 15lux

Task details

Task name	Task CODE	Category
Astro Turf, No Obstacle	ATNO	Walking
Astro Turf, With Obstacle ATWO	АТМО	Walking
Door, Right hand Turn	DRT	Walking and turn
Door, Left hand Turn	DLT	Walking and turn
Steps Up, No Tape	SUNT	Stepping
Steps Down, No Tapes	SDNT	Stepping
Concrete, No Obstacle	CNO	Walking
Concrete, With Obstacle	cwo	Walking
Steps Up With Tapes	SUWT	Stepping
Steps Down With Tapes	SDWT	Stepping

Measurement of eye behaviors

1. Blink(Number, duration)

Eye behavior measurement by eye tracker

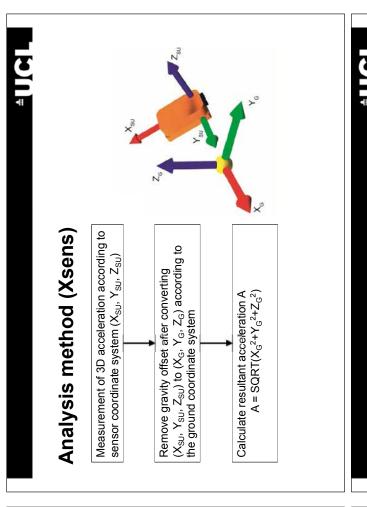
2. Fixation(Number, duration)

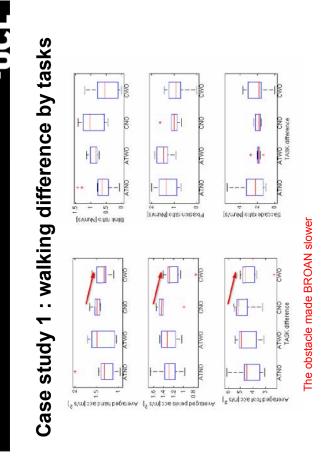
3. Saccade(Number, duration, amplitude) (Sampling frequency: 30Hz)

Number ratio = Number / trial period











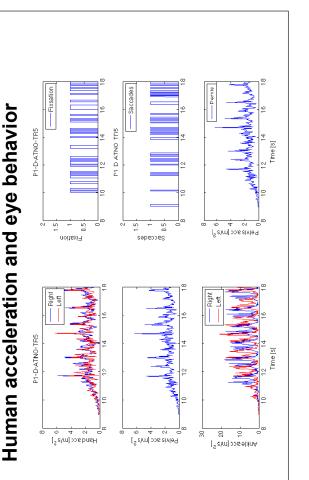
Limb part for acceleration measurement by xsens

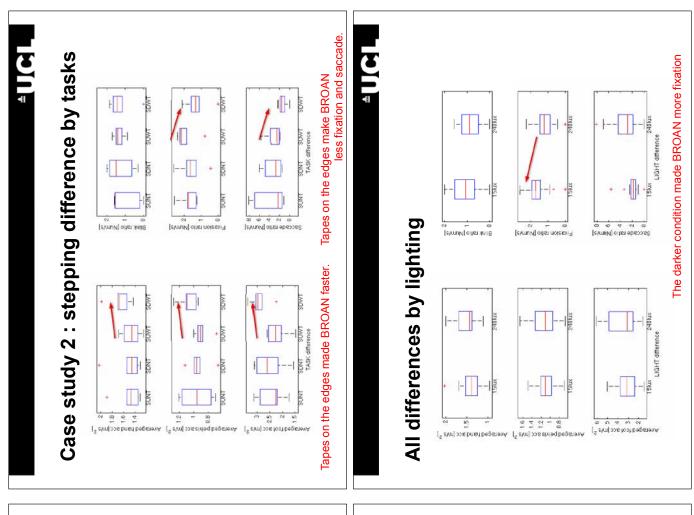
3. Left and Right ankles

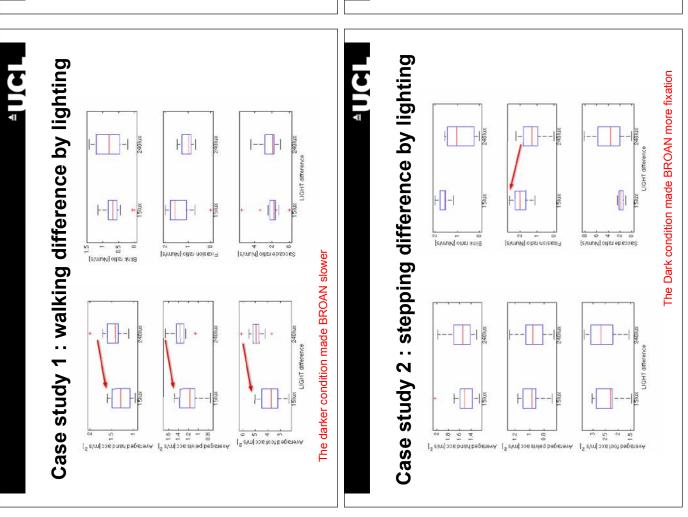
1. Left and Right wrists

2. Pelvis

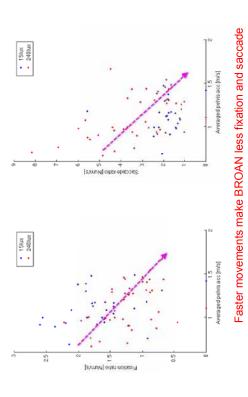
Measurement of human movement







Human movement and eye behavior



Discussions

Walking results show;

- The obstacle made BROAN slower.
- · The darker condition made BROAN slower.

Stepping results show;

- · Tapes on the edges made BROAN faster.
- Tapes on the edges make BROAN less fixation and saccade.

All results show;

- The darker condition made BROAN more fixation.
- Faster movements make BROAN less fixation and saccade.

Experiment setup: Walking w/wo LED Cue

i. Straight walking

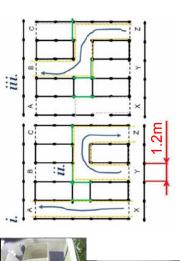
ii. U turn walking

iii. S shape walking

Lighting conditions;

Light: 150lux

Dark: 15lux



What accessibility problems do PCA patients have?

MAIN EXPERIMENT

Experiment setup: Door w/wo LED Cue

· Task: Go through opened door

Lighting condition: Dark

Experiment setup: Stairs w/wo Tape Cue

i. Ascending

ii. Descending

Lighting conditions;

- Light:
- Dark



ا کا ا

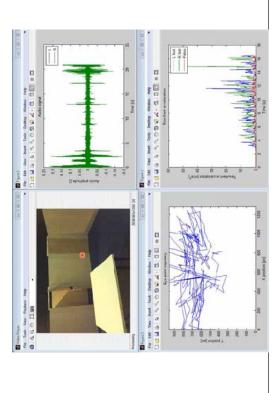
Measurements

- Eye tracking
- Foot and pelvis movement by xsens
 - Overhead cameras

Participants

- 14 Healthy control (Age: 58 to 71, mean 63.8yo)
- 10 tAD patients (Age: 57 to 74yo, mean 66.3yo)
- 11 PCA patients (Age: 59 to 74yo, mean 64.7yo)

Analysis



Summary of LEVVI's case

Route and stair session

LEVVI's case

L shape walking

- Light with/without LED Cue
- Dark with/without LED Cue
 Go through an opened door

· Descending was slower than ascending in stairs

Ascending with Tape Cue was better.

· Ok in straight, U shape, and S shape walking

- Without LED Cue
- With LED Cue

Summary of LEVVI's case

Opened door session:

- She checked opened door before walking
- Without a table, she was ok to go right(dark) door.
- With the table, she lost right door sometimes.
- She didn't hit to the table and walls.
- LED Cue helped for her door finding.

She wasn't confident about last step in descending

· LED Cue worked for her walking sometimes

Ascending was Ok

Slower walking than Light condition

Future works

- Second experiment is planned from this March
- Investigate daily indoor tasks with tables and chairs (Route moving, sit-to-stand, switch on-off, pick up a mug, eating etc)
- Test some visual cues
- Develop assistive digital glasses
- Modeling individual impaired difficulties to improve accessibility for patients in neuropsychological disorder, especially PCA.

Acknowledgement

- This work was supported by an ESRC/NIHR grant (ES/L001810/1).
 - This work was supported by the NIHR Queen Square Dementia Biomedical Research Unit.

第 20 回バリアフリー推進ワークショップ

<テーマ:福祉機器からの展開

~車いすからパーソナルモビリティ~>

1 概 要

1.1 日 時:平成27年3月6日(金)18:00~20:00

1.2 場 所:アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階 霧島

1.3 講師:磯村歩氏(株式会社グラディエ 代表取締役)

1.4 コメンテーター:鎌田実氏(東京大学大学院 教授)

1.5 参加者:42名

1.6 講演概要:

はじめにエコモ財団より、今回のワークショップについて開催趣旨の説明を行いました。近年、高齢者や障害者等の短距離移動の交通手段として、様々なパーソナルモビリティが開発されています。そこで、今後の日本国内の新たなモビリティとして展開するため、各地でパーソナルモビリティの実証実験や導入支援、プロモーション活動等に取り組んでいる磯村氏に4つの項目についてお話いただきました。

一つ目は、欧州の電動車いす等とその背景について。欧州のハンドル形電動車いすは、主に高齢者や障害者等がアクティビティを広げるためのツールとして活用されています。そのため、悪路を走行できるようなものが多い。一方で、デザインがスタイリッシュなもの、車いす自体を積極的に活用できるようなものも開発されています。また、車いす使用を取り巻く環境も多様で、車いすのまま運転席に乗車できるものや助手席に乗降用の自動スロープが設置されているものなどあります。さらに、欧州と日本の背景の違いとして、「潤沢な福祉財源」「ノーマライゼーションの定義」「自己決定権の尊重(合理的な道具観)」「交通環境」「スペック」「ボランティア」があると指摘されました。

二つ目は、市場動向について。海外では車いすの中でもハンドル形電動車いすが主流となっています。そのため、日本に訪れるハンドル形電動車いす使用者と交通機関等がトラブルになるケースが発生しています。また、日本ではハンドル形電動車いすが介護保険の福祉機器の一つとなっているため、市場が成長せず、負のスパイラルに陥り減少傾向となっています。

三つ目は、日本における課題について。日本では、パーソナルモビリティを開発メーカーからユーザーに届けるため、「道路運送車両法(国家公安委員会の型式認定)」「福祉用具給付判断(テクノエイド協会の TAIS コード)」「介護保険適応」「道路運送法」が

あります。一方で、介護保険を利用している 80 歳以上の高齢者は3割程度であるため、 残りの7割は利用していないのが現状です。また、高齢に伴う運転免許返納などで移動 制約があるため、パーソナルモビリティの市場を創れるのではないか。さらに、パーソ ナルモビリティを活用して外出することで、QOL 向上に役立つこともわかってきました。

最後に、株式会社グラディエでは、パーソナルモビリティをスタイリッシュにデザインし、ホールディング機能を重視すること、「見る、体験する、買う」を同時に行うことができること、移動支援だけではなく、まちづくりのなかにモビリティを実装することに取り組んでいるとまとめられました。

続いて、鎌田先生から「パーソナルモビリティについて思うこと」として、お話いただきました。まず、パーソナルモビリティの普及に向けては評価が重要で、実証実験において、①操作性や乗降性等が使用者の身体特性に合っているか、②それを使うことが使用者のライフスタイルに合っているか、③それが道路空間に存在して混合交通が問題なく成立するかの3点を確認することが重要。また、パーソナルモビリティの分類として、①PM1(歩行者同等6km/h)、②PM2(自転車同等10-20km/h)、③PM3(原付同等30km/h)に分けて考えるのがわかりやすいと指摘されました。

これらを踏まえて、東大では分類ごとのパーソナルモビリティを製作し、評価試験を 実施していることが紹介され、最後に公共交通と私的交通の役割を整理し、補完や連携 等により地域のモビリティを確保していくことが重要であるとまとめるとともに、低速 モビリティの活用事例について紹介いただきました。

1.7 質疑応答

質問者 1:パーソナルモビリティが公道を走るのは安全面で問題はないのか。

鎌田氏:以前、シルバービークルの実証実験を行った時に専用レーンが必要ではないかという指摘を受けたが、ゾーン30やゾーン20といった速度規制を行えば、他の車等と同じスピードで走行するため、相対的な速度差がなく安全は確保できる。ただし、衝突などであれば被害性は大きい。よって、ゾーン30や一方通行で安全を担保するようにしてはどうか。

講師(磯村氏):パーソナルモビリティの活用について地域の人とどうするのかともに考えることが重要である。リテラシーがなくシェアリングするだけではリスクがある。乗る人だけでなく、周りの人も使用について考えることが安全性の向上につながり、必要である。

質問者 2:パーソナルモビリティが増えると、公共空間がどのように変化するのか。例えば、スロープ式のエスカレーターの設置などが増えるなどの未来展望を教えてほ

しい。

- 講師(磯村氏):パーソナルモビリティの活用が進めばバリアフリー化が進む、いわば両輪であるので、外出の機会が増加する。また、歩行では行けなかったところに行けることでまちの使い方やまちづくりが変わると考えられる。例えば、「セグウェイ」は、スローモビリティと言われている。ゆっくり動くことで、まちへの気づきが生まれ、関心が増える。また、興味が生まれ、行動範囲が広がる。
- 質問者3:①現状のパーソナルモビリティに対してニーズや市場は把握できているのか。
 - ②使用者のライフスタイルは明確になっているのか
 - ③制度づくりはどのようにすべきなのか
- 鎌田氏:①、②は、当然パーソナルモビリティを製作する際の企画段階であらゆる調査を 実施すべきであり、先に述べたことは、それらの実施を前提にした上での評価の 部分の考え方という意味で説明した。
 - ③は、社会の多様性からすると、規制があると賛否両論があるため、どのように コンセンサスをつくるかが重要である。首長のリーダーシップで色々進んだとい う事例もある。
- 質問者 4:メーカーとすると、新規開発に取り組むのは非常に難しい。特に安全面などの リスク回避は重要である。なお、具体的な市場規模やマーケットをお示しいただ くと取り組みやすくなるので、ありがたい。
- 講師(磯村氏):各国の安全基準に則し、リスク管理をすることは必要であるが、どこに コミットしていくかが重要である。また、新たにマーケットを創造できるように 取り組むことも必要である。

2 配布資料

次のとおり。

今回ワークショップの開催趣旨

英国には高齢者や障害者の活動を支援する仕組みとしてショップモビィリテイに長い歴史があります。わが国でもタウンモビリティとして一時期は全国で流行りましたが、高齢化が進み、障害者の社会進出が進んだにも係わらず、今ではタウンモビリティもほとんどが消滅しました。

かといって高齢者や障害者の移動は改善し問題が解決したわけではありません。特に近年は認知症等の問題により高齢者の運転免許証の返納問題もあり、短距離の移動は「すきまの課題」になっています。ハンドル型車椅子については多くの高齢者が移動手段として使っていますが、事故も多く報告されています。また、公共交通機関への乗車については制約があり、シームレスな移動については課題があります。

一方では、環境問題もありパーソナルビークルなど、新たな交通モードも登場して交通モードは多様化していますが、現時点では車両側の開発に注目が集まり、利用者側からのニーズ、利用イメージが反映されていない、走行空間が整理されていないなどのハードルがあると認識できます。

わが国には、健常者、高齢者、障害者と色分けを決めつけるきらいがあります。社会保障制度から言えば、 年金、医療・保険や障害者手帳等などです。移動の面では単に年齢や体の能力からは白黒できる問題ではあ りません。車いすは虚弱高齢者や重度障害者が乗るものと決め付けてしまい、さまざまな人の外出などの活 動を制限してしまい、まちの活性化や介護予防などの面からも課題があると認識しています。

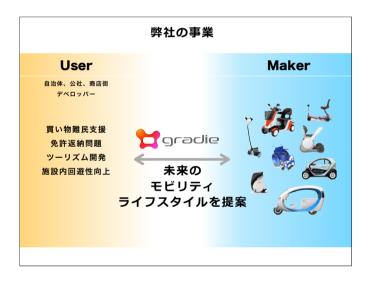
そこで、今回のワークショップは「パーソナルモビリティ」に焦点をあて、議論を進めたいと企画しました。















パーソナルモビリティについて思うこと

東京大学 鎌田 実

○設計と評価

(1)操作性や乗降性等が使用者の身体特性に合っているか、(2)それを使うことが使用者のライフスタイルに合っているか、(3)それが道路空間に存在して混合交通が問題なく成立するか、の3点についての実証実験を行うことが重要。

○分類

(1)歩行代替の 6km/h 帯 (PM1)、(2)自転車同等の 10-20km/h 帯 (PM2)、(3)原付クラスの 30km/h 帯 (PM3) に分けるのがよい。(原付ミニカーは最高 60km/h であるが、安定した 速度域、ゾーン 30 等との関連から 30km/h 帯としている)

PM2のフル電動の乗り物は日本では認められていないが、海外ではクラス3の電動車いす、 ゴルフカート等がある。

○東大での経験例

PM1: 現行のものは虚弱高齢者に見えるので敬遠される傾向。(でも徳島の上勝町では、それにのって 80-90 代の高齢者がいきいきと葉っぱビジネスをやっている) また、車道では 6km/h は遅すぎるという声が多い。8km/h に改造したものでの試乗会等を実施。

PM2: クラス 3 の電動車いすを原付ミニカー登録して販売しているところがあり、それを用いて試乗会等を実施。速度だけでなく、操作性等も重要であると認識。ゴルフカートを最高 19km/h として軽自動車登録して評価中。

PM3: 1998 年よりシルバービークルと称する超小型 EV を試作し実証。最近は、コムス改造車を色々作り、評価中。

- ・被災地:大槌町で、東大大槌イノベーション協創事業の一環として、パーソナルモビリティの実証中。住民のニーズや町の構造等をもとに、交通体系を議論。ゴルフカートの活用も、専用コースでの自動運転やナンバー付き車両による送迎等の評価中。
- ・柏:明るい低炭素プロジェクトに一環として、超小型モビリティの実証中。使用目的に 応じて、コムスの改造。
- ・輪島:商工会議所の実施する次世代交通対策事業に協力。ゴルフカートを用いたエコカートによる新交通システムを目指して実証実験中。

○地域の交通計画をどう考えるか

公共交通と私的交通の役割の整理。両者の補完や連携等により、地域のモビリティを確保。























「鹿児島まで行けるフルスペック車」で来訪する住宅地の催し

模商店街の可能性(15台程度以上の駐車スペースがあれば、常に1台は空いている期待) 2つユスで行ける小規模商店街・単立商店が散在すれば、徒歩圏商店の数が増える(都市構造を変える可能性) 1. 普通車と同じ台数の駐車場が1/4のスペースでできる。 シ小規

旧型コムス以外の超小型 車は、横2人乗りの360cc 軽自動車に近い?

950 1100 1200 1300

現行軽自動車は、 すでに小型車並み の車幅を持つ

1300 — 1480 — 1700 — 1800—

360cc軽自動車

日産NMC

5ナンバー(小型車) 3ナンバー小型」

現行軽自動車 360cc軽自動車

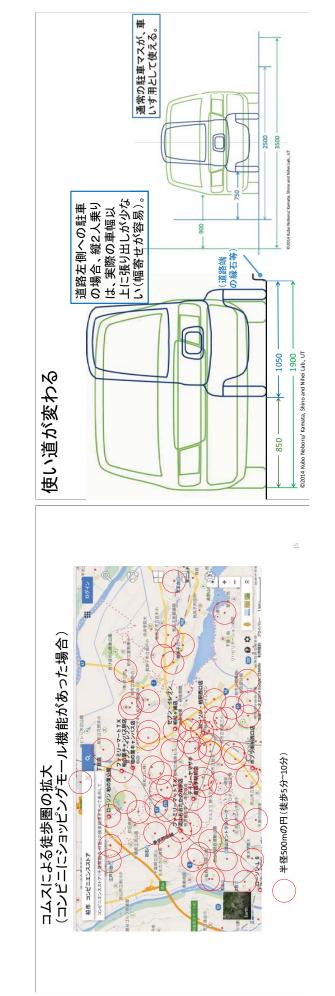
旧型コムス 新型コムス

コムスは非常に幅が狭いです

最近の自動車は幅広です

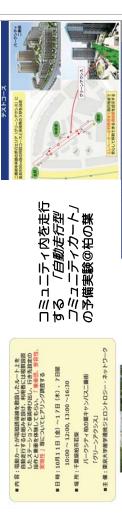
「幅」の狭さを有効に使えないか







駐車マス





被災地大槌での取り組み2013-4 ・パーンナルモビリティの活用 6km/h超の電動車いす 電動アシスト自転車 ・新しいもの ゴルフカート セニアカー コムス



超小型モビリティ等の展開について

- ・都市内部と郊外部で、使い方が異なる
- 郊外部では、柏のように、小さく軽いという特徴をいかして、特定用途向けの派生車両をうまく活用したい
- 中心部では、投入する環境条件等をうまく整えないと、豊田市や横 浜市のように、稼働率があがらなくなるので、相当用意周到な準備 が必要
- 中心部の回遊性を増すためには、マイカーの流入を制限し、徒歩や低速電動モビリティが安心して動き回れるようにするのがよい
- 公共交通や超小型モビリティのパークアンドライドがうまくできないか
 - ・超小型モビリティだけでなく、電動車いすの6km/h超やゴルフカート等もうまく活用したい





平成 25 年度 バリアフリー推進ワークショップ

第1回 平成25年4月26日(金)

テーマ: 内照式 L E D サインの問題点と課題

第2回 平成25年5月17日(金)

テーマ:音サインの標準化と今後の課題(視覚障害者の誘導)

第3回 平成25年5月30日(木)

テーマ: 航空機のアクセシビリティの現状と課題にについて

第4回 平成25年7月3日(水)

テーマ:障害者差別解消法の動向

第5回 平成25年8月8日(木)

テーマ:情報通信技術を活用したバリアフリーな移動

第6回 平成25年9月27日(金)

テーマ:発達障害者のニーズを踏まえた支援技術開発

第7回 平成25年10月31日(木)

テーマ:発達障害者における当事者研究の現状について

第8回 平成25年11月28日(木)

テーマ: すべては「楽しい」のために ~結果としてのユニバーサルデザイン~

第9回 平成25年12月13日(金)

テーマ:日本のバリアフリーは世界の非常識?~日本と海外のバリアフリーを比較して~

第10回 平成26年2月14日(金)

テーマ: 東日本大震災と被災地の障害者

なお、上記については別冊となっております。

ただし、下記URLのホームページにて公開しております。

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/benkyo/benkyo_top.html

平成 26 年度 バリアフリー推進ワークショップ

平成 27 年 3 月発行

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

〒102-0076 東京都千代田区五番町 10番地 KU ビル 3F

電話:03-3221-6672 (代表) FAX:03-3221-6674



